

令和3年度 土壤汚染対策法の施行状況及び
土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果

令和5年4月

環境省 水・大気環境局

目 次

1. 調査の概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査対象	1
2. 土壌汚染対策法の施行状況	2
2.1 令和3年度の施行状況	2
2.2 都道府県・政令市別の施行状況	13
2.3 年度別の施行状況	16
3. 土壌汚染状況調査及び区域の指定事例	20
3.1 土壌汚染状況調査について	20
3.1.1 法第3条に基づく調査	20
3.1.2 法第4条に基づく調査	28
3.1.3 法第5条に基づく調査	31
3.1.4 深さの限定を行った事例	31
3.1.5 調査の省略を行った事例	32
3.1.6 試料採取等対象物質	33
3.1.7 業種区分	34
3.2 区域の指定について	36
3.2.1 要措置区域等の指定状況	36
3.2.2 要措置区域等における基準不適合物質	40
3.2.3 業種区分	43
3.2.4 汚染の規模（面積・深度）	45
3.2.5 摂取経路ごとの土壌汚染の状況と到達距離の設定状況	47
3.2.6 汚染除去等計画書の提出状況と目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況	48
4. 措置事例	49
4.1 地下水汚染の有無	49
4.2 指示措置の内容	49
4.3 実施措置の種類	52
4.4 実施措置の実施率	53
4.5 臨海部特例区域	54
4.6 汚染土壌の搬出及び処理の状況	55
5. 汚染土壌処理業	61
5.1 汚染土壌処理施設	61
6. 自治体の取組状況等	67
6.1 法対象外の事例を含めた土壌汚染調査事例	67
6.2 土壌汚染調査事例及び基準不適合事例数	68
6.3 特定有害物質別の基準不適合事例	69
6.4 建設発生土等の土壌汚染の把握状況	71
6.5 条例等の制定状況	72
6.6 事務権限を委譲している自治体	88
6.7 基金・補助融資制度等	89
6.8 その他の取組	92
6.8.1 電子システムによる届出等書類の受付状況	92
6.8.2 自治体の搬出通知等の状況	92
6.8.3 立入検査に関する状況	93

1. 調査の概要

1.1 調査目的

本調査は、土壌汚染対策法の施行状況及び都道府県、法第64条に基づき政令で定める市（以下「政令市」という。）が把握している土壌汚染の状況等について、都道府県・政令市からのアンケート形式による調査回答をもとに件数や内容等を把握し、整理することにより、土壌汚染調査・対策(措置)などの現状について公表するとともに、今後の土壌汚染対策の推進に資する資料としてとりまとめることを目的としている。

1.2 調査対象

全国の47都道府県及び111政令市の土壌汚染担当部局を対象とした。都道府県においては、政令市以外の市区町村における土壌汚染に関わる状況等について回答を求めた。

- ・ 法施行日（平成15年2月15日）から令和4年3月31日までの間に、法に基づき土壌汚染状況調査を実施した事例等
- ・ 令和4年3月31日現在の自治体の取組状況

表 1-1 調査対象自治体数

調査対象年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	82	82	93	96	98	99	100	100	101	106
調査対象自治体数	129	129	140	143	145	146	147	147	148	153

調査対象年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	107	108	108	108	109	110	111	111	111	111
調査対象自治体数	154	155	155	155	156	157	158	158	158	158

調査対象年度	H30	R1	R2	R3
都道府県数	47	47	47	47
政令市数	111	111	111	111
調査対象自治体数	158	158	158	158

2. 土壌汚染対策法の施行状況

2.1 令和3年度の施行状況

1) 土壌汚染状況調査の契機別の施行状況

令和3年度の土壌汚染状況調査の契機別の施行状況について図2-1から図2-5に示す。図2-1は有害物質使用特定施設の使用の廃止時における調査（以下「法第3条調査」という。）に関する状況を、図2-2は一定規模以上の形質の変更が行われる場合の調査（以下「法第4条調査」という。）に関する状況を、図2-3は土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の調査（以下「法第5条調査」という。）に関する状況を、図2-4は自主的な調査の結果による当該土地の区域の指定の申請（以下「法第14条申請」という。）に関する状況を、図2-5は汚染土壌処理施設の廃止又は許可が取り消された時における調査（以下「処理業省令第13条に基づく調査」という。）に関する状況を示し、図2-6にこれらの概要を示す。また、実施措置の実施に伴い、指定区域の指定の解除又は変更の状況を図2-7に示す。

令和3年度における有害物質使用特定施設の使用の廃止件数は848件、うち、調査義務の一時的免除件数は677件であり、令和3年度における法第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は251件であった。また、令和3年度における法第3条第7項に基づく形質変更時の届出件数は292件、うち、法第3条第8項に基づく調査命令の発出件数は269件であり、令和3年度における法第3条第8項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は279件であった。

令和3年度における法第4条第1項に基づく形質変更の届出件数は16,158件、うち、法第4条第2項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は603件であった。法第4条第3項に基づく調査命令の発出件数は65件であり、令和3年度における法第4条第3項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は69件であった。

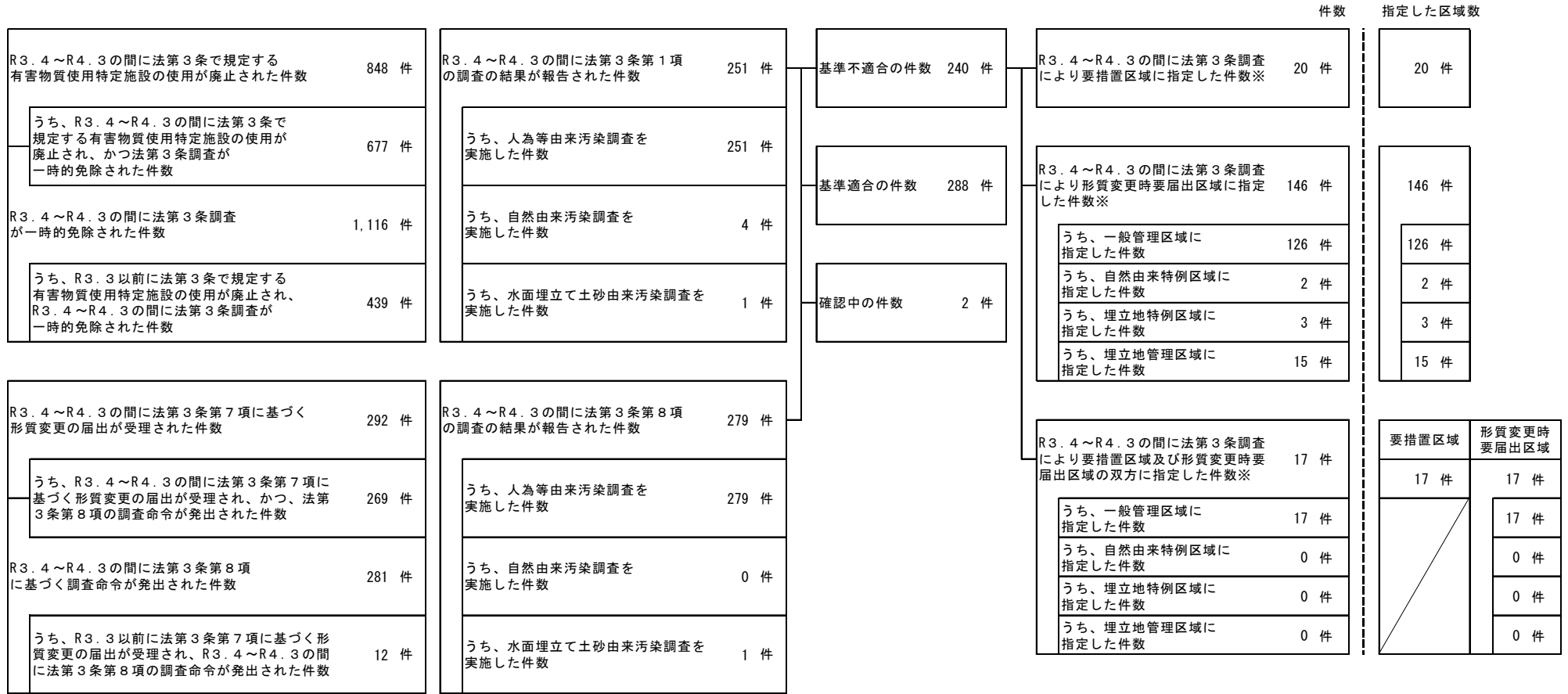
なお、土壌汚染状況調査の結果報告件数には、1つの調査対象地において、複数回にわたって調査結果が報告された事例や前年度に調査命令が発出され調査結果が報告された事例も含まれている。

令和3年度における法第5条第1項に基づく調査命令の発出件数は0件であった。

令和3年度における法第14条第1項に基づく指定の申請件数は211件であった。

令和3年度における処理業省令第13条に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は2件であった。

令和3年度における法第6条第1項に基づく要措置区域の指定区域数は74件、法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定区域数は456件であった。



注1) 「法第3条調査が一時的免除された件数」とは、法第3条第1項ただし書の自治体の確認を受け、調査義務が一時的免除された件数であり、『2.1 令和3年度の施行状況 2)条項別の施行状況』における「法第3条関係第1項ただし書の確認申請件数」は、ただし書確認申請書により申請された件数であるため、件数は一致しない。

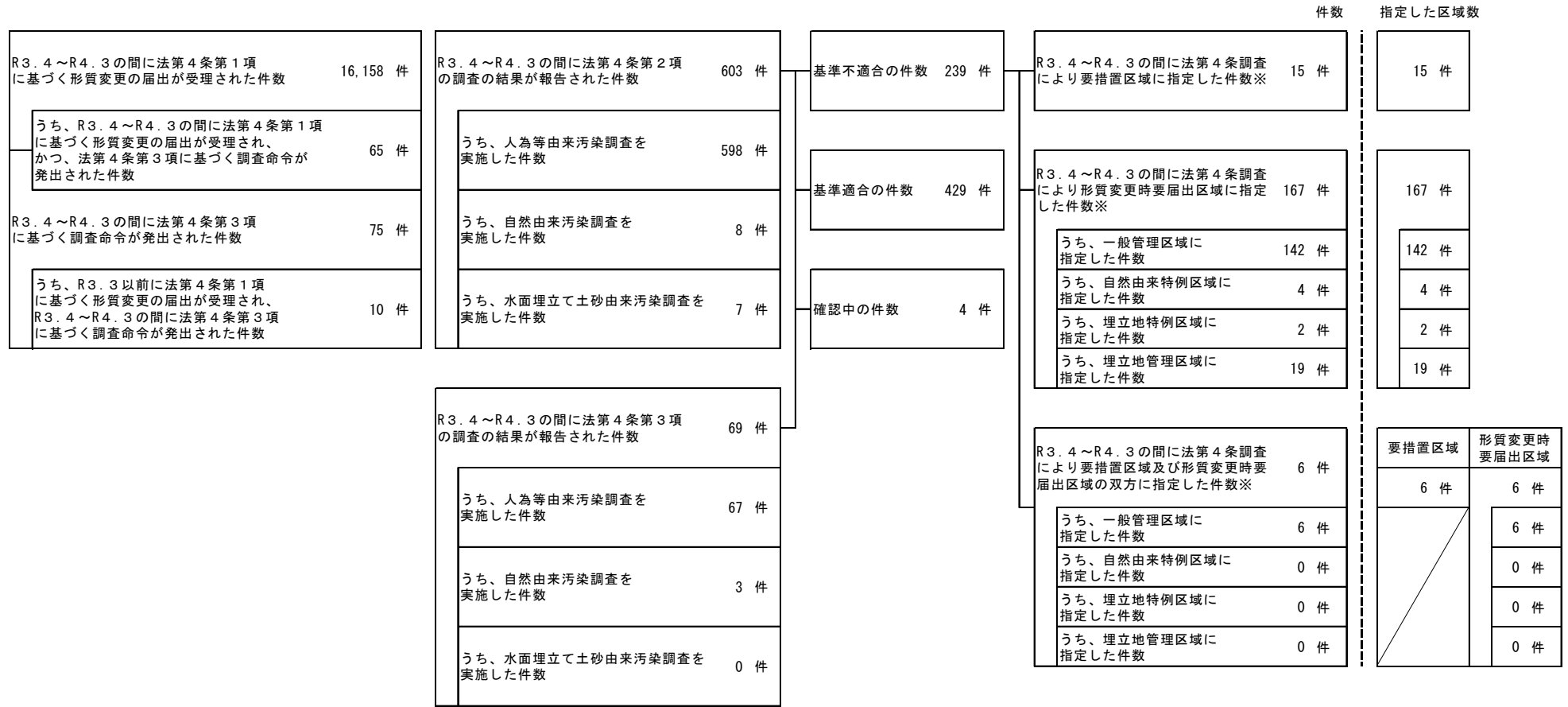
注2) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

注3) 「基準不適合の件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

注4) 指定した区域数には、法第3条調査及び法第14条調査の双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

※ R3.4~R4.3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたものに限る。

図2-1 法第3条調査に関する状況



注1) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

注2) 「基準不適合の件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

注3) 指定した区域数には、法第4条調査及び法第14条調査の双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

※ R3.4~R4.3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたものに限る。

図2-2 法第4条調査に関する状況

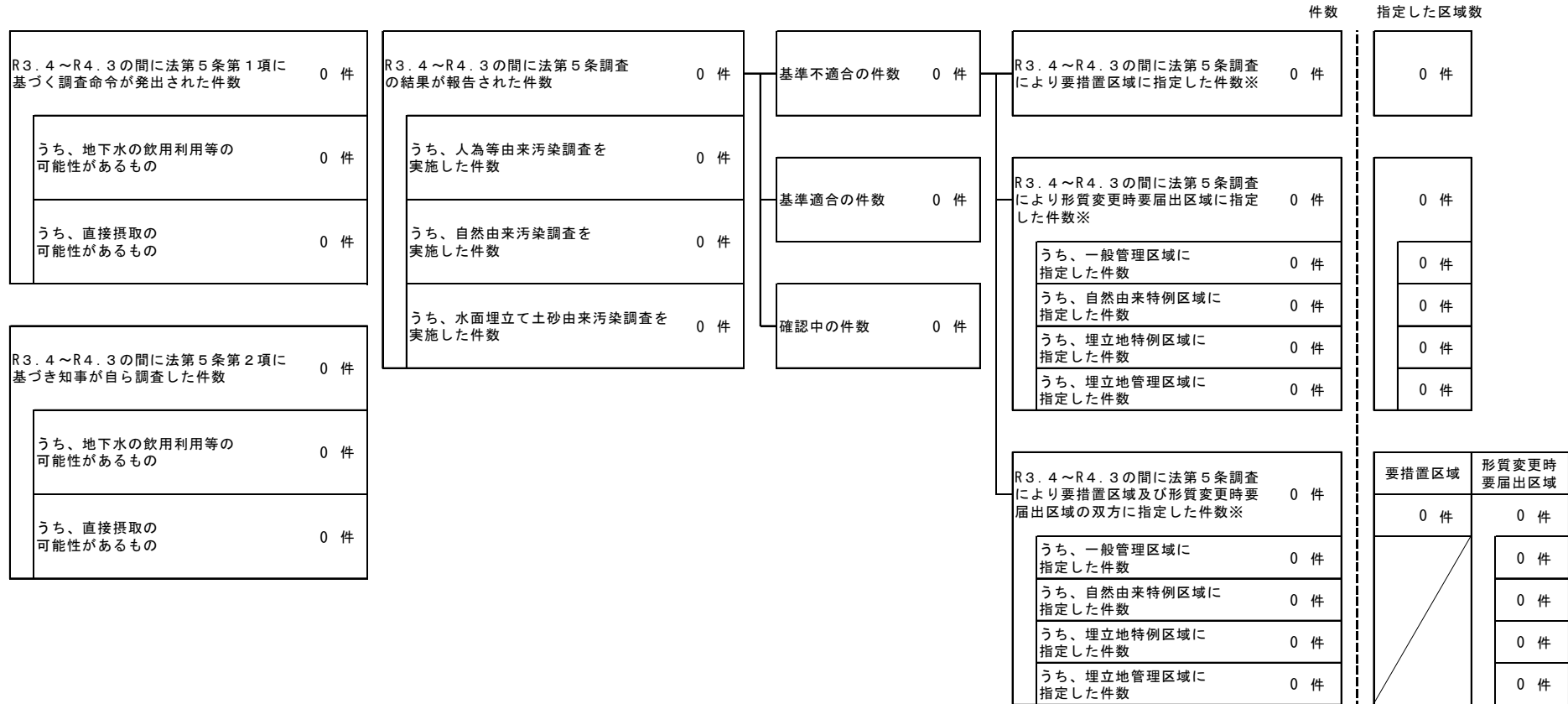
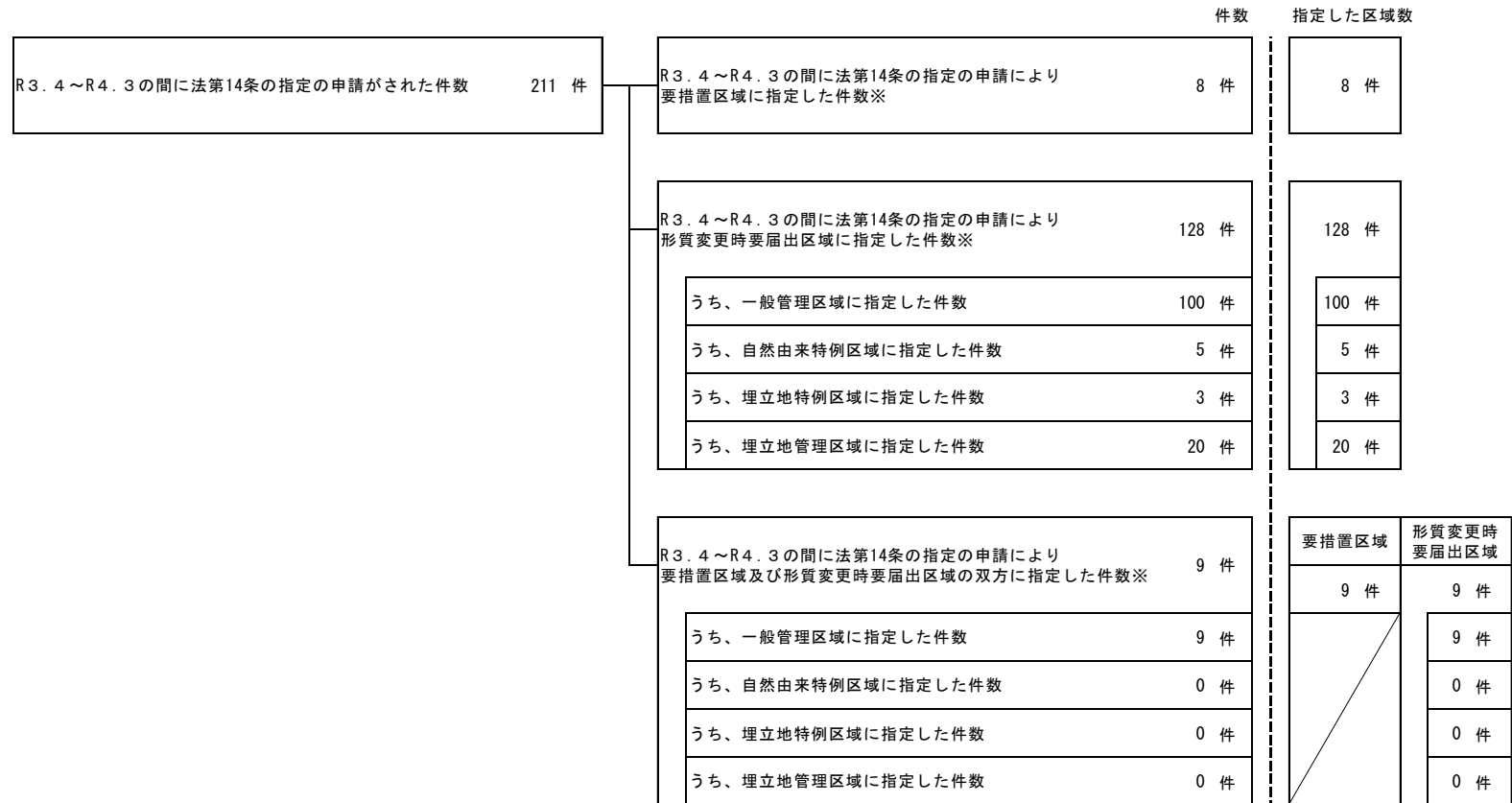


図 2-3 法第5条調査に関する状況

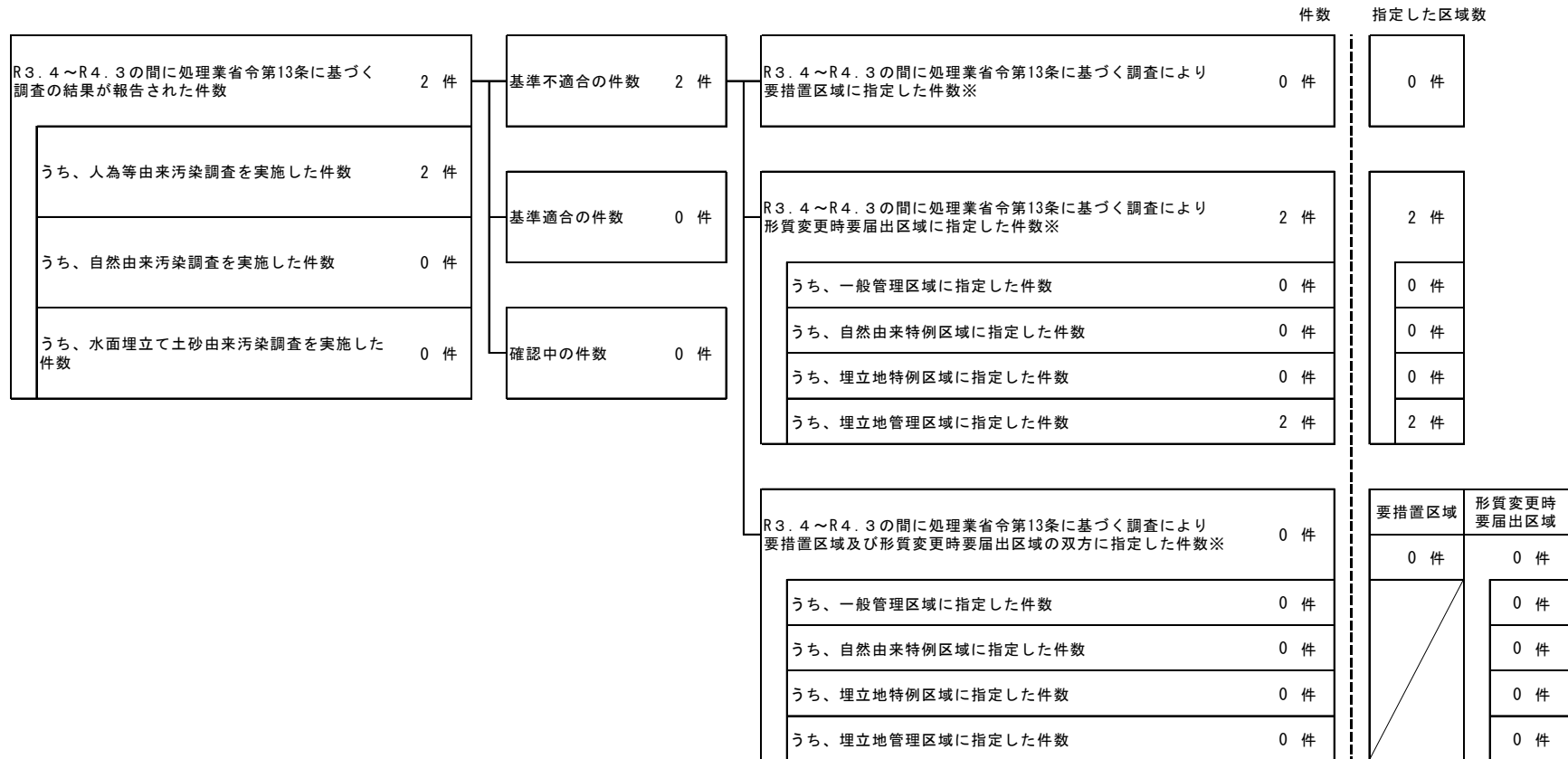


注1) 「指定の申請がされた件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

注2) 指定した区域数には、法第3条調査及び法第14条調査、法第4条調査及び法第14条調査、それぞれ双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

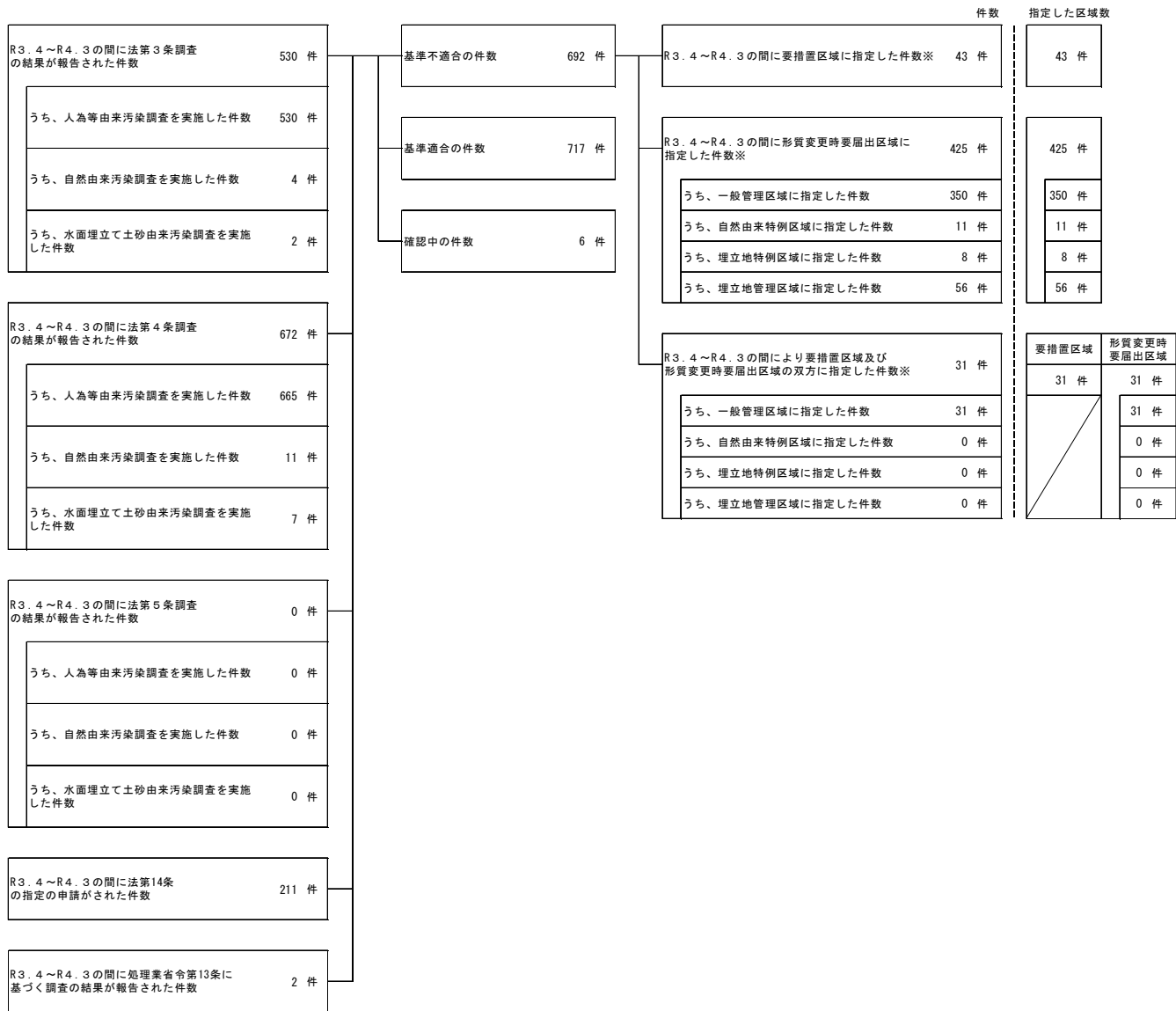
※ R3.4～R4.3の間に法第14条の指定の申請がされたものに限る。

図2-4 法第14条申請に関する状況



※ R3.4~R4.3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたものに限る。

図 2-5 処理業省令第 13 条に基づく調査に関する状況



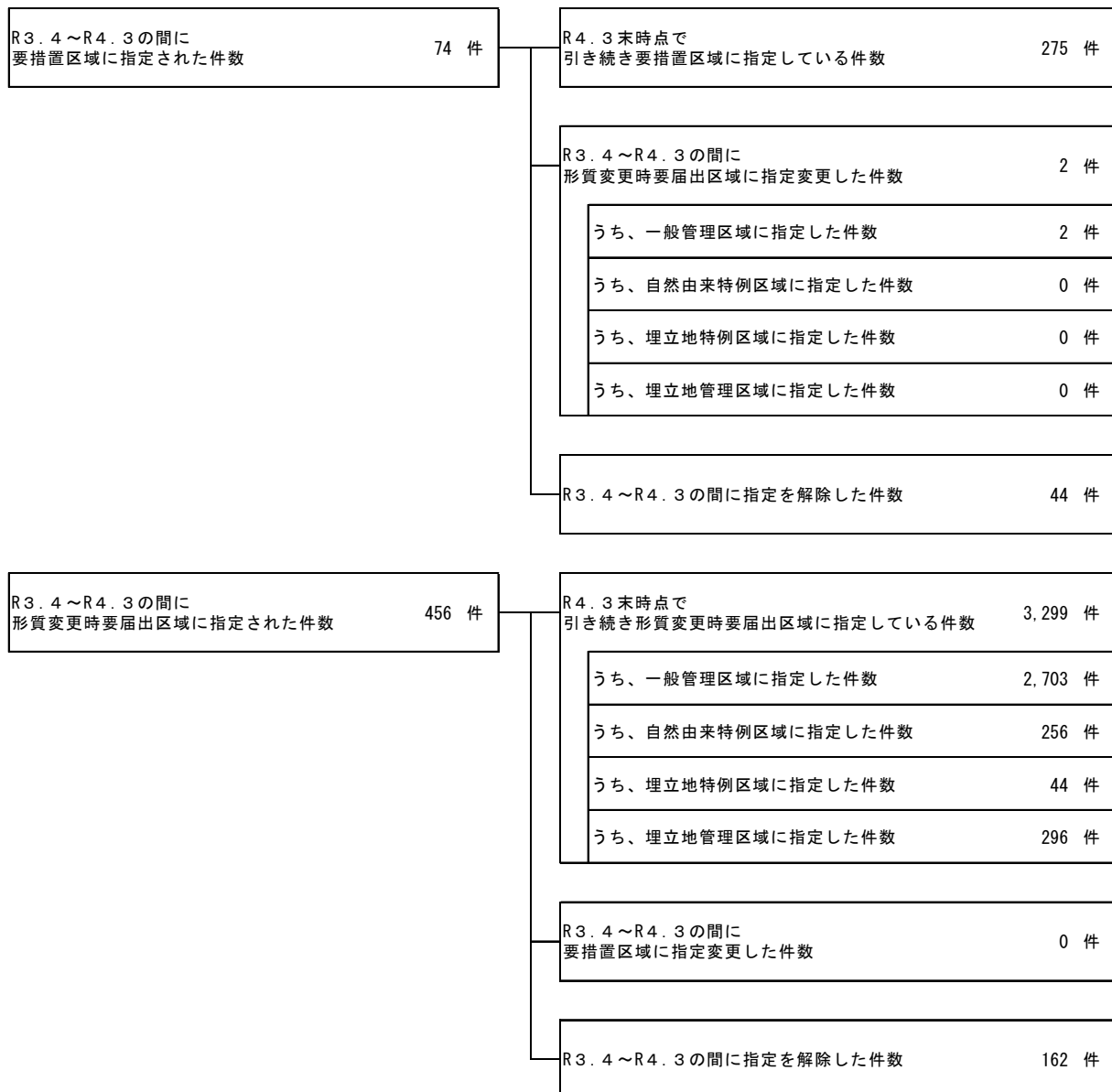
∞

注1) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

注2) 「基準不適合の件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

※ R3.4~R4.3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたもの、もしくは、当該期間に法第14条の指定の申請がされたものに限る。

図2-6 法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第14条申請及び処理業省令第13条に基づく調査の施行状況概要



注1) 指定の解除又は変更の状況は、令和3年度に新たに指定された要措置区域等に加え、これまでに指定されている要措置区域等の状況も含む。

注2) R4.3末時点で引き続き要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定している件数については、各調査年度における自治体からの報告件数をもとに集計及び累計しているため、報告漏れ等により『2.1 令和3年度の施行状況 2)条項別の施行状況』における「区域指定状況(当該年度末時点)」と相違が生じている。

図 2-7 指定の解除又は変更の状況

2) 条項別の施行状況

令和3年度の条項別の施行状況を以下に示す。

法第2章 土壌汚染状況調査

・法第3条関係

第1項 有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	848 件
第1項 法第3条第1項ただし書の確認申請件数	1140 件
第1項に基づき、調査結果が報告された件数	251 件
うち、基準不適合の件数	146 件
うち、基準適合の件数	105 件
うち、確認中の件数	0 件
第3項 調査・報告義務の通知の件数	362 件
第4項 調査の報告及び是正命令の件数	0 件
第5項 土地の利用方法の変更の届出件数	154 件
第6項 法第3条第1項ただし書の確認の取消し件数	120 件
第7項 土地の形質の変更の届出件数	292 件
第8項 調査命令件数（当該年度に発出した命令の総件数）	281 件
うち、当該年度に法第3条第7項の届出を受理した件数	269 件
第8項に基づき、調査結果が報告された件数	279 件
うち、基準不適合の件数	94 件
うち、基準適合の件数	183 件
うち、確認中の件数	2 件

・法第4条関係

第1項 土地の形質の変更の届出件数	16,158 件
第1項 土地の形質の変更の届出を要しない土地として指定した件数	0 件
第2項に基づき、調査結果が報告された件数	603 件
うち、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地	105 件
うち、基準不適合の件数	218 件
うち、基準適合の件数	384 件
うち、確認中の件数	1 件
第3項 調査命令件数（当該年度に発出した命令の総件数）	75 件
うち、当該年度に法第4条第1項の届出を受理した件数	65 件
第3項に基づき、調査結果が報告された件数	69 件
うち、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地	16 件
うち、基準不適合の件数	21 件
うち、基準適合の件数	45 件
うち、確認中の件数	3 件

・法第5条関係

第1項 調査命令件数	0 件
うち、地下水の飲用利用等の可能性があるもの	0 件
うち、直接摂取の可能性があるもの	0 件
第1項に基づき、調査結果が報告された件数	0 件
うち、基準不適合の件数	0 件
うち、基準適合の件数	0 件
うち、確認中の件数	0 件
第2項 都道府県知事が自ら調査した事例件数	0 件
うち、地下水の飲用利用等の可能性があるもの	0 件
うち、直接摂取の可能性があるもの	0 件

法第3章 区域の指定等

・法第6条関係

第1項 要措置区域の指定件数	74 件
第4項 要措置区域の指定の解除件数（全部の指定の解除のみ）	44 件

(続き)

・ 法第7条関係		
第1項 汚染除去等計画の提出の指示件数		70件
うち、土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示件数		18件
第1項 汚染除去等計画書が提出された件数		74件
第2項 汚染除去等計画書の提出命令の件数		2件
第3項 変更後の汚染除去等計画書の提出件数		24件
第4項 汚染除去等計画書の変更の命令件数		0件
第8項 実施措置を講じていないと認められた場合の命令件数		0件
第9項 工事完了報告書が提出された件数		57件
第9項 実施措置完了報告書が提出された件数		64件
・ 法第9条関係		
帯水層の深さに係る確認の申請件数		1件
実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認の申請件数		9件
地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認の申請件数		7件
・ 法第11条関係		
第1項 形質変更時要届出区域の指定件数		456件
第2項 形質変更時要届出区域の指定の解除件数（全部の指定の解除のみ）		162件
・ 法第12条関係		
第1項 着手前の土地の形質の変更の届出件数		1054件
第1項 施行管理方針の確認の申請件数		0件
第1項 施行管理方針の変更の届出件数		0件
第2項 着手後の土地の形質の変更の届出件数		35件
第3項 非常災害時届出件数		1件
第4項 施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更の届出件数		0件
第4項 施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出件数		0件
第4項 施行管理方針の廃止の届出件数		0件
第5項 土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令件数		0件
・ 法第14条関係		
第1項 要措置区域等の指定の申請件数		211件
法第4章 汚染土壌の搬出等に関する規制		
・ 法第16条関係		
第1項 搬出しようとする土壌の基準適合認定の申請件数		84件
第1項 汚染土壌の区域外搬出の届出件数		670件
うち、区域間の移動の件数		0件
うち、飛び地間の移動の件数		32件
第2項 汚染土壌の区域外搬出の変更届出件数		103件
第3項 非常災害時における汚染土壌の区域外搬出の届出件数		0件
第4項 汚染土壌の運搬方法、汚染土壌処理業者に関する変更の命令件数		0件
・ 法第19条関係		
汚染土壌の運搬・処理等の措置命令件数		0件
・ 法第20条関係		
第6項 汚染土壌の運搬・処理の状況の届出件数		0件
・ 法第22条関係		
第2項 汚染土壌処理業に係る許可申請件数（更新を除く）		1件
第5項 汚染土壌処理業に係る許可更新申請件数		16件
・ 法第23条関係		
第1項 汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請件数		22件
第3項 汚染土壌処理業に係る変更の届出件数		102件
第4項 汚染土壌処理業に係る休止、廃止又は再開の届出件数		6件
・ 法第24条関係		
汚染土壌処理業者に対する改善命令件数		0件
・ 法第25条関係		
汚染土壌処理業者の許可の取消し・停止件数		0件
・ 法第27条関係（汚染土壌処理業に関する省令 第13条関係）		
第1項 汚染土壌処理業者の措置報告件数		1件
第2項 汚染土壌処理業者等に対する措置命令件数		0件

(続き)

・ 法第27条の2 関係	
第1項 汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受を承認した件数	2 件
・ 法第27条の3 関係	
第1項 汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割を承認した件数	2 件
・ 法第27条の4 関係	
第1項 汚染土壌処理業に係る相続を承認した件数	0 件
・ 法第27条の5 関係	
国等との協議が成立した件数	1 件
法第5章 指定調査機関	
・ 法第36条 関係	
第3項 指定調査機関に対する改善命令件数	0 件
・ 法第39条 関係	
指定調査機関に対する適合命令件数	0 件
・ 法第42条 関係	
第1号に基づく、指定調査機関に対する指定の取消し件数	0 件
第2号に基づく、指定調査機関に対する指定の取消し件数	0 件
第3号に基づく、指定調査機関に対する指定の取消し件数	0 件
第4号に基づく、指定調査機関に対する指定の取消し件数	0 件
法第7章 雑則	
・ 法第54条 関係	
第1項に基づく、報告徴収・立入検査件数	586 件
第3項に基づく、報告徴収・立入検査件数	39 件
第4項に基づく、報告徴収・立入検査件数	70 件
第5項に基づく、報告徴収・立入検査件数	0 件
・ 法第55条 関係	
公共施設の管理者との協議件数	4 件
・ 法第56条 関係	
第2項 資料の提供の要求等の対応件数	35 件
法第8章 罰則	
・ 法第65条 関係	
違反件数	0 件
・ 法第66条 関係	
違反件数	7 件
・ 法第67条 関係	
違反件数	0 件
・ 法第68条 関係	
違反件数	0 件
・ 法第69条 関係	
違反件数	0 件
区域指定状況（当該年度末時点）	
要措置区域として指定されている区域数（当該年度末時点）	257 件
形質変更時要届出区域として指定されている区域数（当該年度末時点）	3217 件

2.2 都道府県・政令市別の施行状況

都道府県・政令市別の施行状況を表 2-1 に示す。

法第 3 条に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止件数、一時的免除件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。形質変更届出件数は「関東地区」が最も多く、次に「中部地区」と「近畿地区」が同件数であり、調査命令件数は「関東地区」、「中部地区」、「近畿地区」の順に多かった。調査結果報告件数（第 1 項又は第 8 項）は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

法第 4 条に基づく形質変更届出件数は「関東地区」、「九州地区」、「中部地区」の順に多く、調査命令件数は「関東地区」、「九州地区」、「中国四国地区」の順に多かった。調査結果報告件数（第 2 項又は第 3 項）は「関東地区」、「近畿地区」、「中国四国地区」の順に多かった。

法第 6 条に基づく要措置区域の指定件数は「関東地区」が最も多く、次に「中部地区」、その次に「近畿地区」と「九州地区」が同件数であった。

法第 11 条に基づく形質変更時要届出区域の指定件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中国四国地区」の順に多かった。

法第 14 条に基づく指定の申請件数は「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

処理業省令第 13 条に基づく調査結果報告件数は「市川市」と「神戸市」において、それぞれが 1 件であった。

表 2-1 都道府県・政令市別の施行状況（届出・命令・報告等）（令和3年度）

都道府県・政令市	(件数)														
	有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	法第3条				法第4条				法第5条	法第6条	法第11条	法第14条	処理業者令 第13条	
		うち、一時的 免除件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数		形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数		調査結果 報告件数	要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	申請件数	調査結果 報告件数
					第1項	第2項			第2項	第3項					
北海道	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	0	
札幌市	4	2	1	1	4	1	118	1	0	1	0	2	2	0	
函館市	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	
旭川市	2	2	0	0	1	0	26	0	0	0	1	0	0	0	
計	7	4	1	1	5	1	1,040	1	0	1	0	3	10	8	
青森県	0	0	0	0	1	0	162	0	1	0	0	0	0	0	
青森市	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	1	1	
八戸市	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	1	1	
岩手県	11	11	1	1	0	1	220	1	0	1	0	0	2	2	
盛岡市	2	2	0	0	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	
宮城県	2	2	0	0	2	0	143	0	1	0	0	0	3	1	
仙台市	4	2	0	0	2	1	59	0	5	0	0	0	3	1	
秋田県	8	8	1	1	0	2	100	0	1	0	0	0	0	0	
秋田市	1	0	0	0	0	0	25	0	3	0	0	0	0	0	
山形県	3	3	1	1	0	1	147	0	2	0	0	0	1	1	
山形市	0	0	1	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	
福島県	5	1	3	3	4	3	232	0	1	1	0	3	4	2	
福島市	0	0	0	0	0	0	24	0	2	0	0	0	1	0	
郡山市	4	4	1	1	1	1	47	0	1	0	0	0	1	0	
いわき市	3	2	1	1	0	1	65	0	5	0	0	0	2	1	
計	43	35	9	8	10	10	1,302	1	22	2	0	3	19	10	
茨城県	12	10	6	6	2	8	427	2	9	1	0	2	3	1	
水戸市	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0	
つくば市	69	67	9	9	2	9	52	0	4	0	0	0	1	0	
栃木県	9	8	7	7	1	7	280	0	7	0	0	3	1	0	
宇都宮市	12	12	5	1	0	4	44	1	3	1	0	2	3	2	
群馬県	14	14	4	4	4	6	130	4	6	4	0	0	5	1	
前橋市	2	1	1	1	0	1	34	0	2	0	0	0	0	0	
高崎市	2	2	1	1	1	0	28	0	2	0	0	0	1	1	
伊勢崎市	3	3	0	0	1	0	58	0	1	0	0	0	1	1	
太田市	0	0	5	4	0	3	29	0	1	0	0	0	0	0	
埼玉県	12	6	6	6	11	5	286	0	20	1	0	2	11	3	
さいたま市	0	0	0	0	3	0	34	0	1	0	0	0	2	0	
川崎市	2	1	0	0	1	1	15	0	1	0	0	0	2	0	
川口市	2	2	0	0	1	0	19	1	1	0	0	0	2	1	
所沢市	0	0	0	0	0	0	12	0	1	0	0	0	0	0	
草加市	0	0	1	1	0	1	11	0	0	0	0	0	0	0	
越谷市	0	0	0	0	0	0	13	0	3	0	0	0	0	0	
春日部市	1	1	2	2	0	0	10	0	1	0	0	1	0	0	
熊谷市	1	1	0	0	0	0	15	0	3	0	0	0	0	0	
千葉県	12	3	4	4	3	1	541	0	10	0	0	4	14	10	
千葉市	3	2	0	0	2	0	143	0	9	0	0	6	6	7	
市川市	0	0	0	0	2	0	29	0	2	0	0	0	5	1	
船橋市	4	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	
松戸市	3	2	0	0	0	0	11	1	2	1	0	0	0	0	
柏市	0	0	1	1	1	1	65	0	5	0	0	2	4	1	
市原市	2	2	0	0	2	0	34	0	4	0	0	0	1	1	
東京都	22	11	8	0	48	9	525	0	126	0	0	3	76	11	
八王子市	0	0	1	1	2	1	19	0	3	0	0	0	2	0	
町田市	1	0	0	0	0	0	20	0	1	0	0	0	0	0	
神奈川県	7	6	6	6	5	7	72	3	10	3	0	5	13	0	
横浜市	42	33	4	4	9	8	127	11	11	9	0	0	13	5	
川崎市	15	13	8	8	4	9	44	0	5	0	0	1	8	3	
相模原市	6	6	2	2	1	3	36	2	2	2	0	0	1	0	
横浜国立大	0	0	0	0	0	0	20	0	4	0	0	0	3	0	
厚木市	5	4	4	4	3	4	23	0	2	0	0	2	1	0	
平塚市	3	3	3	2	2	3	19	3	4	6	0	1	3	0	
藤沢市	4	4	1	1	1	2	36	0	1	0	0	0	1	0	
小田原市	1	1	0	0	0	0	9	1	5	1	0	1	0	0	
茅ヶ崎市	2	2	1	1	0	1	6	0	0	0	0	0	1	1	
大和市	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
新潟県	13	12	1	1	3	1	217	1	3	0	0	0	5	3	
新潟市	5	3	0	0	3	0	71	1	1	1	0	0	3	4	
長岡市	0	0	1	1	0	1	34	0	0	0	0	0	0	0	
上越市	2	2	1	1	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	
山梨県	10	6	4	4	1	5	238	1	2	1	0	1	0	0	
甲府市	0	0	0	0	0	0	26	0	1	0	0	0	1	1	
静岡県	14	9	14	14	7	14	267	3	1	3	0	2	8	0	
静岡市	1	1	0	0	3	0	93	0	1	0	0	1	2	2	
浜松市	7	7	8	8	1	8	117	1	3	1	0	1	5	2	
沼津市	0	0	0	0	0	0	35	1	1	1	0	0	1	1	
富士市	5	4	0	0	0	0	36	0	0	0	0	0	0	0	
計	331	264	119	105	131	123	4,499	37	285	36	0	40	209	63	
富山県	13	10	7	7	0	7	99	0	0	0	0	0	0	0	
富山市	4	3	0	0	0	0	45	0	3	0	0	0	0	0	
石川県	1	1	2	1	0	1	124	0	0	0	0	1	1	2	
金沢市	3	2	0	0	1	0	29	0	2	0	0	1	0	0	
福井県	7	7	1	1	0	1	90	1	1	1	0	0	1	0	
福井市	0	0	0	0	0	0	23	0	2	0	0	0	0	0	
長野県	13	11	2	2	0	1	329	0	3	0	0	0	1	0	
長野市	1	1	0	0	1	0	50	0	1	0	0	0	0	0	
松本市	2	2	0	0	2	0	34	0	2	0	0	0	2	0	
岐阜県	10	9	6	6	2	6	369	1	9	2	0	5	6	0	
岐阜市	0	0	1	1	0	1	22	1	0	2	0	0	0	0	
愛知県	30	22	14	14	2	12	319	0	9	0	0	0	5	1	
名古屋市	15	14	10	10	10	16	136	1	6	0	0	2	15	15	
豊橋市	2	2	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	
岡崎市	2	2	3	3	0	3	31	1	0	1	0	0	1	1	
一宮市	1	1	0	0	1	0	30	0	1	0	0	0	0	0	
春日井市	2	0	0	1	0	1	31	0	0	0	0	0	0	0	
豊田市	5	5	4	4	2	3	37	0	0	0	0	0	2	0	
三重県	9	9	2	2	4	1	341	0	4	0	0	1	0	0	
四日市市	1	1	1	1	0	1	58	0	3	0	0	0	1	0	
計	121	102	53	53	25	54	2,213	5	46	6	0	10	35	19	

(続き)

(件数)

都道府県・ 政令市	有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	法第3条						法第4条						法第5条	法第6条	法第11条	法第14条	旭理業省令 第13条
		うち、一時的 免除件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数		形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数		調査結果 報告件数	要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	申請件数	調査結果 報告件数			
					第1項	第8項			第2項	第3項								
滋賀県	28	26	15	13	5	13	205	2	14	2	0	3	6	0	0			
大津市	6	6	3	3	0	2	25	0	0	0	0	0	1	0	0			
京都府	4	4	2	2	0	2	157	1	11	1	0	0	9	1	0			
京都市	15	15	2	2	5	0	55	1	10	1	0	3	4	0	0			
大阪府	14	12	4	3	6	5	117	0	12	0	0	0	11	11	0			
大阪市	35	11	0	0	14	0	107	0	19	0	0	0	27	14	0			
堺市	4	3	1	1	1	2	37	0	4	0	0	0	4	2	0			
岸和田市	2	1	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0			
豊中市	2	2	0	0	0	0	11	0	1	0	0	0	1	0	0			
吹田市	19	19	3	3	3	2	21	0	3	0	0	0	6	1	0			
高槻市	2	2	0	0	2	0	28	0	5	1	0	0	4	1	0			
枚方市	1	1	1	1	0	1	32	0	3	0	0	0	0	0	0			
茨木市	24	17	1	1	0	1	26	0	1	0	0	0	1	0	0			
八尾市	2	1	0	0	0	0	19	0	1	0	0	0	2	1	0			
寝屋川市	0	0	3	3	0	3	19	0	7	0	0	0	1	0	0			
東大阪市	3	1	0	0	2	0	14	0	3	0	0	0	3	0	0			
兵庫県	12	8	7	7	2	5	249	0	11	0	0	0	12	5	0			
神戸市	21	20	3	3	4	3	108	0	5	1	0	1	6	1	1			
姫路市	8	7	3	3	1	2	49	0	1	0	0	0	7	6	0			
尼崎市	9	8	1	1	1	1	21	0	1	2	0	0	5	7	0			
明石市	2	2	1	1	0	1	14	0	1	0	0	0	0	0	0			
西宮市	1	0	0	0	1	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0			
加古川市	2	2	1	1	0	1	32	1	1	2	0	0	1	1	0			
宝塚市	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	1	1	0			
奈良県	2	1	0	0	2	0	102	0	2	0	0	0	2	2	0			
奈良市	1	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0			
和歌山県	1	1	2	2	1	3	134	0	5	0	0	0	2	0	0			
和歌山市	1	1	0	0	0	0	22	0	1	0	0	0	0	0	0			
計	221	171	53	50	50	47	1,667	5	122	10	0	7	116	54	1			
鳥取県	1	1	0	0	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	0			
鳥取市	2	1	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0			
鳥根県	5	5	0	0	0	0	167	0	2	0	0	0	0	0	0			
松江市	2	2	1	1	1	1	33	0	1	0	0	0	0	0	0			
岡山県	2	2	3	3	1	1	146	0	4	0	0	0	0	0	0			
岡山市	9	2	1	1	1	0	88	1	7	1	0	0	4	2	0			
倉敷市	4	2	1	1	1	1	66	1	21	1	0	0	7	7	0			
広島県	2	2	2	2	3	1	294	0	6	0	0	0	2	0	0			
広島市	5	4	3	2	4	2	159	0	6	0	0	1	3	3	0			
呉市	5	5	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	1	1	0			
福山市	2	2	2	2	0	2	56	0	0	0	0	0	1	1	0			
山口県	7	7	7	6	0	7	186	0	4	0	0	0	6	4	0			
下関市	4	4	1	1	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0			
徳島県	1	1	2	2	1	1	232	0	3	0	0	2	0	1	0			
徳島市	1	1	1	1	1	1	26	0	0	0	0	0	1	0	0			
香川県	4	3	8	8	0	7	236	5	6	5	0	0	5	0	0			
高松市	4	4	2	1	0	1	58	0	0	2	0	0	1	0	0			
愛媛県	7	6	0	0	0	0	172	0	6	0	0	0	3	2	0			
松山市	2	1	1	1	0	1	52	0	4	0	0	1	2	0	0			
高知県	2	1	0	0	2	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0			
高知市	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	71	56	35	32	15	26	2,205	7	70	9	0	4	36	21	0			
福岡県	8	8	12	12	3	10	498	1	4	0	0	3	5	4	0			
北九州市	6	6	2	2	2	2	95	0	3	0	0	0	6	8	0			
福岡市	2	2	5	4	1	3	165	3	11	1	0	0	2	4	0			
久留米市	0	0	0	0	0	0	47	0	0	0	0	0	1	2	0			
佐賀県	4	3	1	0	1	1	403	1	7	1	0	1	3	2	0			
佐賀市	3	3	0	0	0	0	137	1	0	1	0	0	0	0	0			
長崎県	0	0	0	0	0	0	161	0	5	0	0	1	0	0	0			
長崎市	1	1	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	2	10	0			
佐世保市	1	0	0	0	1	0	43	0	4	1	0	0	4	3	0			
熊本県	11	8	0	0	1	0	328	0	1	0	0	0	1	0	0			
熊本市	3	2	0	0	0	0	100	2	2	0	0	0	0	0	0			
大分県	2	1	0	0	0	0	174	0	3	0	0	0	0	0	0			
大分市	7	6	0	0	2	0	80	0	11	0	0	2	2	1	0			
宮崎県	1	1	0	0	0	0	207	0	0	0	0	0	2	2	0			
宮崎市	3	3	0	0	0	0	59	0	3	0	0	0	0	0	0			
鹿児島県	2	1	1	1	0	1	385	1	0	1	0	0	0	0	0			
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0			
沖縄県	0	0	1	1	4	1	263	0	4	0	0	0	3	0	0			
那覇市	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	54	45	22	20	15	18	3,232	9	58	5	0	7	31	36	0			
合計	848	677	292	269	251	279	16,158	65	603	69	0	74	456	211	2			

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 「有害物質使用特定施設の廃止件数」は令和3年度に使用が廃止された件数であり、「一時的免除件数」は廃止件数の内数である。

2.3 年度別の施行状況

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第6条に規定する要措置区域の指定、法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定、法第14条申請及び処理業省令第13条に基づく調査に関する年度別の施行状況を表2-2に示す。法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第14条申請における調査及び処理業省令第13条に基づく調査の結果報告件数は、令和3年度は1,415件（法第3条530件、法第4条672件、法第5条0件、法第14条211件、処理業省令第13条2件）であり、前年度（1,342件）より増加した。

調査の結果、法第6条第1項及び法第11条第1項に基づき要措置区域等に指定された件数は、令和3年度は530件（要措置区域74件、形質変更時要届出区域456件）であり、前年度（518件）より増加した。要措置区域等において土壤汚染の除去等の実施措置が実施され、区域の指定が解除された件数は、令和3年度は206件（要措置区域44件、形質変更時要届出区域162件）であり、前年度（228件）より減少した。

表 2-2 年度別の施行状況

(件数)

施行状況		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	累計	
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	771	1,233	1,080	1,350	1,343	1,204	1,076	897	931	817	848	18,597	
	うち、一時的免除件数	4	424	601	737	734	847	898	815	685	498	970	628	653	758	650	573	691	664	608	677	13,115	
	形質変更届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	293	230	292	815
	うち、調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	273	209	269	751
法第4条	調査結果報告件数 (R1より第8項に基づく調査結果報告を含む)	0	87	163	185	265	243	240	299	204	245	243	240	282	254	284	290	243	510	497	530	5,304	
	形質変更届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	10,815	9,525	9,949	10,848	10,602	10,650	10,946	10,741	10,800	11,227	15,525	16,158	137,786	
法第5条	うち、調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	270	180	126	142	164	118	118	154	91	79	52	65	1,559	
	調査結果報告件数 (H30より第2項に基づく調査結果報告を含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	226	199	143	150	154	130	119	170	460	502	627	672	3,552	
法第6条・法第11条	調査命令件数	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	7	
	うち、調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	
法第6条・法第11条	都道府県知事が自ら調査した件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	前年度末時点の区域指定件数(A)	0	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	1,782	2,073	2,394	2,668	2,960	3,250	-	
	要措置区域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	41	81	98	143	169	181	202	219	241	237	245	-
	形質変更時要届出区域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	195	339	585	832	1,152	1,399	1,601	1,871	2,175	2,427	2,723	3,005	-
	当該年度の区域指定件数(B)	0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	466	480	532	479	528	554	457	491	518	530	6,195	
	要措置区域に指定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45	80	72	73	84	72	80	84	70	52	60	74	846
	形質変更時要届出区域に指定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	230	370	394	407	448	407	448	470	387	439	458	456	4,914
	区域指定の解除件数(C)	0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	202	115	259	265	237	233	183	199	228	206	2,621	
	要措置区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	40	55	28	58	60	59	67	48	56	52	44	578
	形質変更時要届出区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86	124	147	87	201	205	178	166	135	143	176	162	1,810
	区域指定の変更件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	3	1	3	2	2	3	4	3	2	33
	要措置区域へ変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	形質変更時要届出区域へ変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2	1	3	2	2	3	4	3	2	30
	引き続き区域指定の件数(A+B-C)	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	1,782	2,073	2,394	2,668	2,960	3,250	3,574	-	
要措置区域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	81	98	143	169	181	202	219	241	237	245	275	-	
形質変更時要届出区域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	339	585	832	1,152	1,399	1,601	1,871	2,175	2,427	2,723	3,005	3,299	-	
法第14条	申請件数(調査結果報告件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	89	241	303	298	390	368	428	379	348	243	217	211	3,515	
処理業省令第13条 調査結果報告件数		-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	1	2	7	
調査結果報告件数合計		0	90	164	185	265	244	240	299	519	685	690	688	826	754	831	839	1,051	1,257	1,342	1,415	12,384	

注 1) 平成 14 年度については法施行日(平成 15 年 2 月 15 日)から平成 15 年 3 月 31 日までの状況である。

注 2) 有害物質使用特定施設の使用の廃止と調査の年度が異なる事例、使用が廃止された施設が設置されていた工場又は事業場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者が一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例等があるため、法第 3 条の調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、廃止件数と一致しない。

注 3) 調査結果報告件数は平成 15 年施行法の施行規則附則第 2 条(経過措置)の適用件数を含む。

注 4) 引き続き区域指定の要措置区域及び形質変更時要届出区域については、各調査年度における自治体からの報告件数をもとに集計及び累計しているため、報告漏れ等により『2.1 令和 3 年度の施行状況 2) 条項別の施行状況』における「区域指定状況(当該年度末時点)」と相違が生じている。また、平成 30 年度以前の累計の計算方法等を見直したため、平成 30 年度調査結果における報告件数とは異なる。

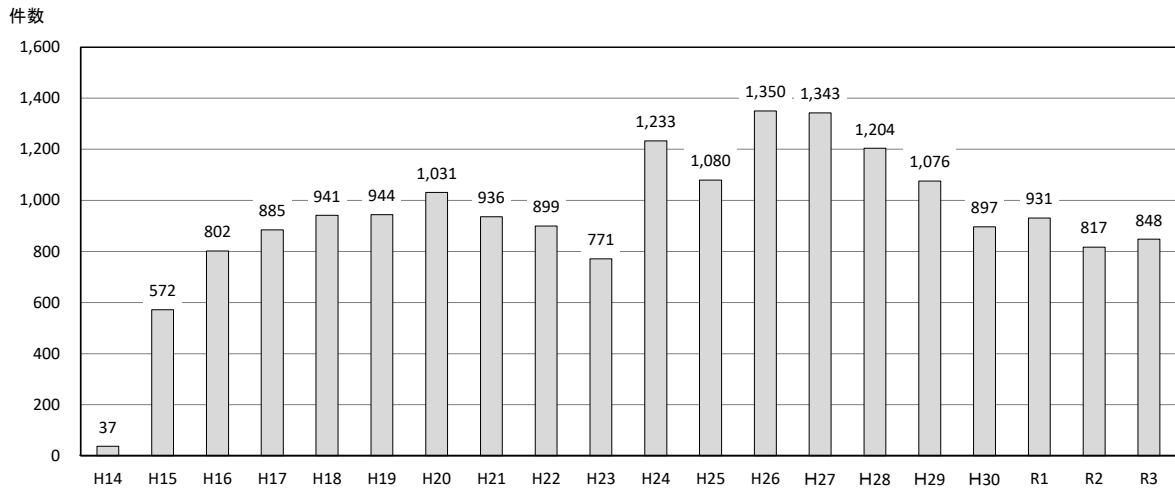
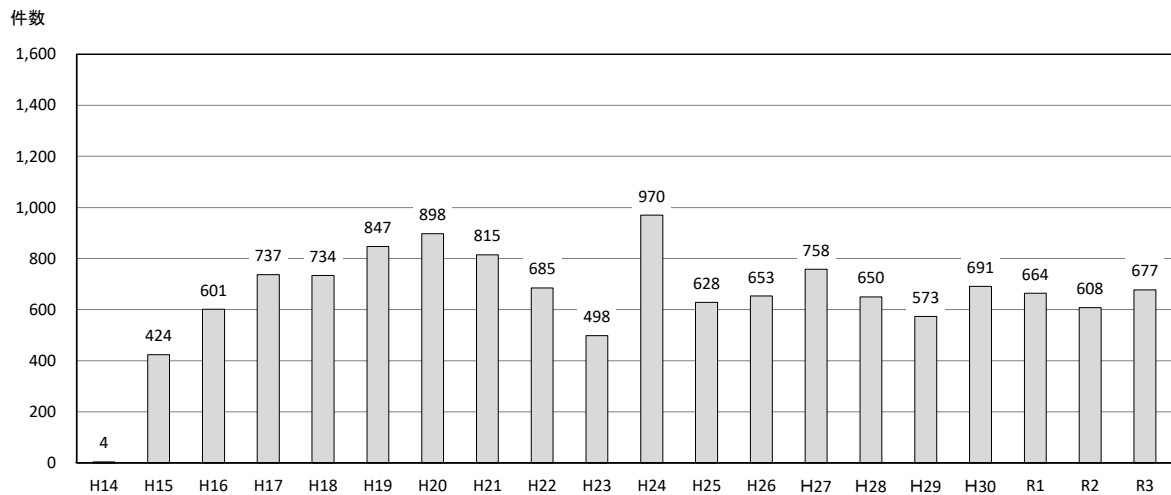


図 2-8 有害物質使用特定施設の使用の廃止件数の推移



※当該年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、一時的免除されたものに限る。

図 2-9 一時的免除件数の推移

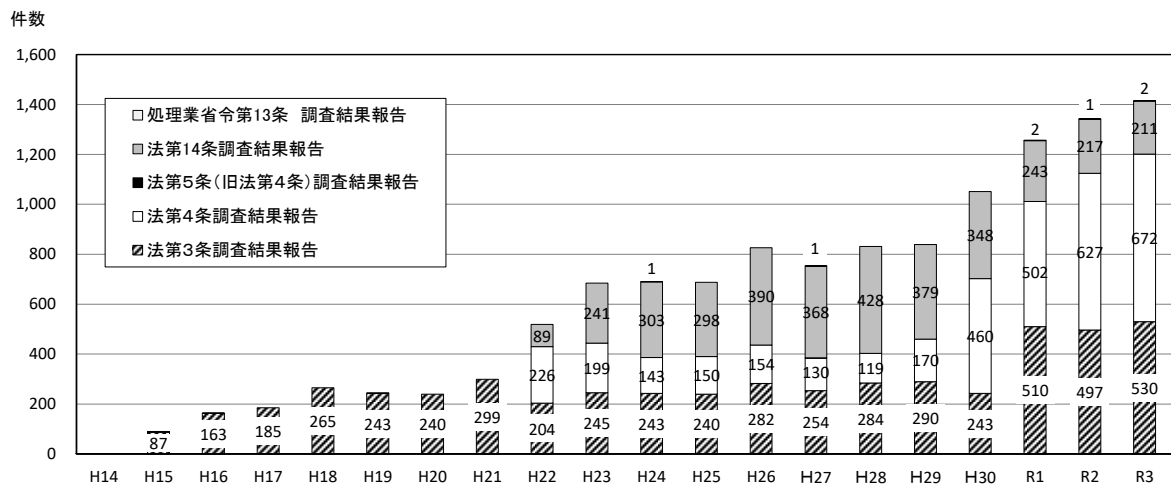


図 2-10 法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び
処理業省令第13条に基づく調査結果報告件数の推移

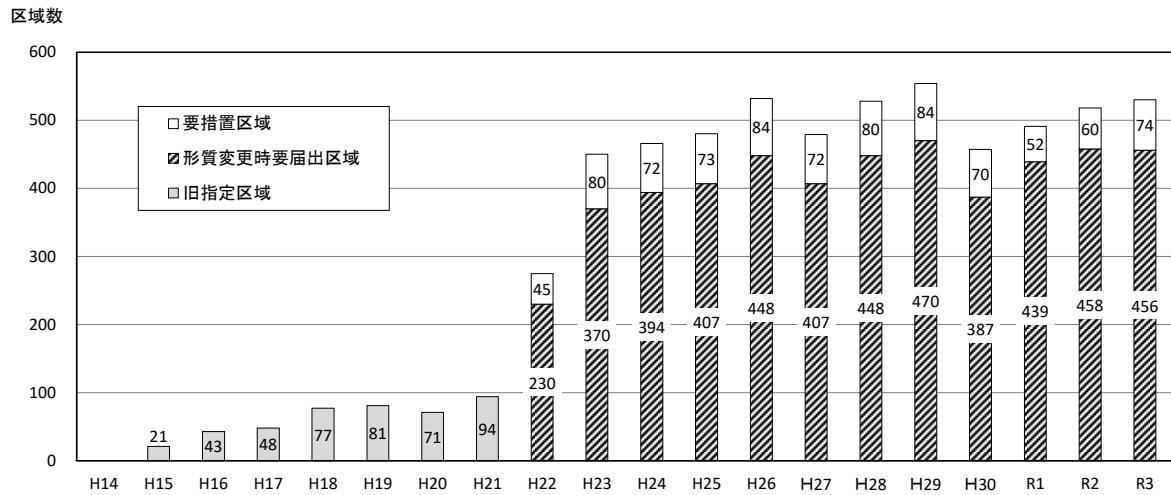


図 2-11 要措置区域等（旧指定区域）の指定件数の推移

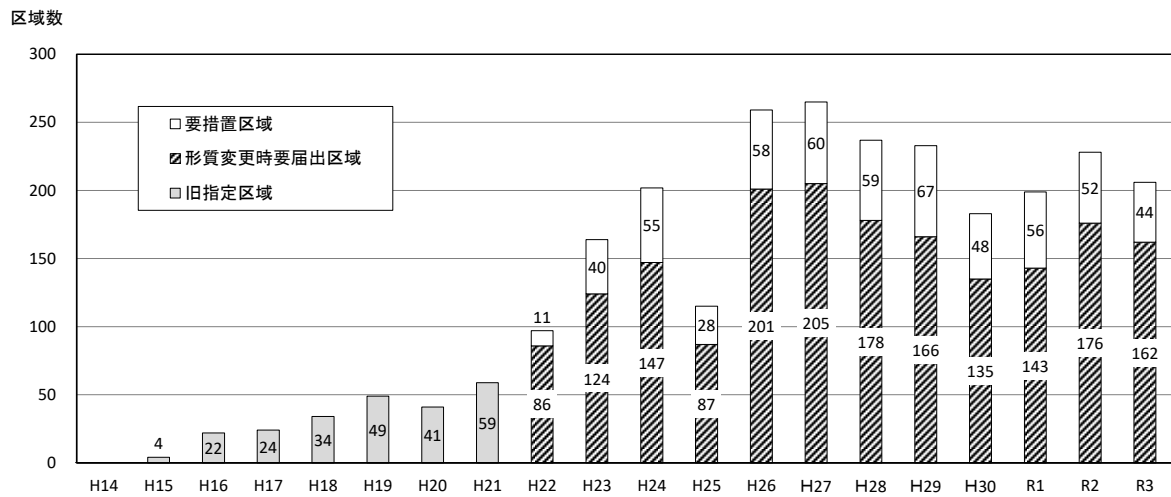


図 2-12 要措置区域等（旧指定区域）の指定の解除件数の推移

3. 土壌汚染状況調査及び区域の指定事例

3.1 土壌汚染状況調査について

3.1.1 法第3条に基づく調査

1) 有害物質使用特定施設の使用の廃止

令和3年度に法第3条調査の結果が報告された有害物質使用特定施設を施設の種類別に表3-1及び表3-2に示す。令和3年度に法第3条調査の結果が報告（第1項又は第8項）された有害物質使用特定施設は「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計では「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

令和3年度並びに累計における法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

表 3-1 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（令和 3 年度）

（件数：複数回答有）

有害物質使用特定施設			調査結果が報告された有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号		法第3条第1項	法第3条第8項	
鋳業又は水洗炭業	選鉱施設	1、イ	0	0	1
	原料浸せき施設	19、ハ	0	0	1
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	染色施設	19、ト	0	3	3
	薬液浸透施設	19、チ	0	1	1
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	2	0	1
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	3	0	2
化学肥料製造業	廃ガス洗浄施設	24、ニ	0	0	1
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	0	0	2
前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設	27、イ	0	0	6
	遠心分離機	27、ロ	0	0	2
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	1	3	8
	湿式集じん施設	27、ル	0	1	1
	水洗施設	33、ロ	0	0	2
合成樹脂製造業	遠心分離機	33、ハ	0	1	1
	静置分離器	33、ニ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	33、リ	0	1	2
有機ゴム薬品製造業	分離施設	35、ロ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	35、ハ	0	0	1
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	0	0	2
	分離施設	37、ロ	2	0	4
	ろ過施設	37、ハ	0	1	0
	廃ガス洗浄施設	37、タ	0	0	1
写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設	43	1	0	0
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	0	1	11
	ろ過施設	46、ロ	0	1	3
	濃縮施設	46、ハ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	0	1	4
医薬品製造業	ろ過施設	47、ロ	0	1	6
	分離施設	47、ハ	0	1	12
	混合施設	47、ニ	0	0	8
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	0	0	7
火薬製造業	洗浄施設	48	0	0	2
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	50	0	1	0
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	0	0	3
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	6	1	41
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	1	1	6
薬業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	0	1	3
	脱水施設	58、ニ	0	0	1
鉄鋼業	タール及びガス液分離施設	61、イ	0	0	1
	湿式集じん施設	61、ホ	0	0	1
非鉄金属製造業	還元そう	62、イ	0	0	1
	電解施設	62、ロ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	0	1	6
	湿式集じん施設	62、ヘ	0	1	1
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設	63、イ	5	2	2
	電解式洗浄施設	63、ロ	0	1	1
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	13	32	56
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	51	77	222
電気めつき	電気めつき施設	66	31	15	125
洗たく業	洗浄施設	67	23	0	96
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	4	1	11
	ちゆう房施設	68の2、イ	3	3	0
病院	洗浄施設	68の2、ロ	5	22	1
	入浴施設	68の2、ハ	3	3	0
	洗車施設	70の2	0	0	1
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	33	137	356
	焼入れ施設	71の2、ロ	0	1	5
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	0	1	3
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	1	0	15
前各号を除く	洗浄施設	71の5	25	20	63
前各号を除く	蒸留施設	71の6	6	4	18
し尿処理	し尿処理施設	72	0	1	3
前2号を除く	排水処理施設	74	1	3	4
合計			220	345	1,146

注 1) 「特定施設名及び号番号、記号」は、「水質汚濁防止法施行令別表第 1 に規定する特定施設」を参照。

注 2) 「調査結果が報告された有害物質使用特定施設の件数」及び「調査が一時的免除された有害物質使用特定施設の件数」は、令和 3 年度に法第 3 条第 1 項及び第 8 項に基づき報告された調査結果であって、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設、又は、令和 3 年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設を抜粋し集計している。

表 3-2 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（累計）

（件数：複数回答有）

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設		調査が一時的 免除された 有害物質 使用特定施設	
業種名	特定施設名及び号番号、記号	法第3条 第1項	法第3条 第8項		
鉱業又は水洗炭業	選鉱施設	1、イ	3	0	3
	坑水中和沈でん施設	1、ハ	0	0	1
	掘さく用の泥水分離施設	1、ニ	3	0	0
畜産農業又はサービス業	豚房施設	1の2、イ	1	0	1
	牛房施設	1の2、ロ	1	0	1
畜産食料品製造業	原料処理施設	2、イ	1	0	2
	洗浄施設	2、ロ	0	0	1
野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	湯煮施設	4、ニ	0	0	1
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	原料処理施設	11、イ	4	0	0
	圧搾施設	11、ハ	3	0	1
	真空濃縮施設	11、ニ	0	0	1
	水洗式脱臭施設	11、ホ	3	0	0
動植物油脂製造業	原料処理施設	12、イ	0	0	1
	まゆ湯煮施設	19、イ	2	0	1
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	原料浸せき施設	19、ハ	1	0	1
	精練機及び精練そう	19、ニ	13	0	2
	シルケット機	19、ホ	2	0	1
	漂白機及び漂白そう	19、ヘ	5	0	1
	染色施設	19、ト	78	3	57
	薬液浸透施設	19、チ	16	1	23
	のり抜き施設	19、リ	1	0	0
	湿式紡糸施設	21、イ	0	0	1
化学繊維製造業	リントー又は未精練繊維の薬液処理施設	21、ロ	0	0	1
	原料回収施設	21、ハ	6	0	1
合板製造業	接着機洗浄施設	21の3	0	0	1
木材薬品処理業	薬液浸透施設	22、ロ	3	0	5
	原料浸せき施設	23、イ	2	0	3
バルブ、紙又は紙加工品の製造業	湿式バーカー	23、ロ	2	0	4
	蒸解廃液濃縮施設	23、ホ	0	0	1
	抄紙施設	23、チ	1	0	0
	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	21	0	23
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	18	0	47
	ろ過施設	24、イ	0	0	4
化学肥料製造業	水洗式破砕施設	24、ハ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	24、ニ	0	0	10
	塩水精製施設	25、イ	0	0	1
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	電解施設	25、ロ	0	0	1
	洗浄施設	26、イ	8	0	10
無機顔料製造業	ろ過施設	26、ロ	6	0	14
	遠心分離機	26、ハ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	6	0	40
	ろ過施設	27、イ	12	2	85
前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	遠心分離機	27、ロ	6	0	38
	亜硫酸ガス冷却洗浄施設	27、ハ	0	0	4
	洗浄施設	27、ニ	0	0	3
	反応施設	27、ヘ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	19	4	159
	湿式集じん施設	27、ル	0	2	20
	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	湿式アセチレンガス発生施設	28、イ	1	0
コールタール製品製造業	洗浄施設及び蒸りゆう施設	28、ロ	0	0	1
	静置分離器	29、ロ	0	0	1
発酵工業	遠心分離機	30、ハ	0	0	3
メタン誘導品製造業	蒸りゆう施設	31、イ	0	0	2
	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0	0	10
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設	32、イ	4	0	6
	遠心分離機	32、ハ	1	0	4
	廃ガス洗浄施設	32、ニ	2	0	3
	縮合反応施設	33、イ	6	0	8
合成樹脂製造業	水洗施設	33、ロ	4	0	28
	遠心分離機	33、ハ	1	1	10
	静置分離器	33、ニ	3	0	20
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	33、リ	2	2	10
合成ゴム製造業	水洗施設	34、ハ	0	0	8
有機ゴム薬品製造業	分離施設	35、ロ	4	2	3
	廃ガス洗浄施設	35、ハ	4	2	2
合成洗剤製造業	廃ガス洗浄施設	36、ロ	0	0	2
	湿式集じん施設	36、ハ	0	0	1

(続き)

(件数：複数回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種名	特定施設名及び番号、記号	法第3条第1項	法第3条第8項		
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	5	0	21
	分離施設	37、ロ	23	4	49
	ろ過施設	37、ハ	0	1	8
	急冷施設及び蒸りゆう施設	37、ニ	2	0	5
	蒸りゆう施設	37、ホ	2	0	2
	蒸りゆう施設及び濃縮施設	37、チ	0	0	2
	縮合反応施設及び蒸りゆう施設	37、リ	0	0	0
	酸又はアルカリによる処理施設	37、ヌ	0	0	1
	反応施設及びメチルアルコール回収施設	37、ヨ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	37、タ	3	0	21
香料製造業	洗浄施設	41、イ	3	1	3
	抽出施設	41、ロ	2	0	2
写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設	43	2	0	3
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	8	3	117
	ろ過施設	46、ロ	8	2	100
	濃縮施設	46、ハ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	6	1	112
医薬品製造業	動物原料処理施設	47、イ	1	0	1
	ろ過施設	47、ロ	10	2	51
	分離施設	47、ハ	9	3	85
	混合施設	47、ニ	3	1	60
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	9	0	55
火薬製造業	洗浄施設	48	0	0	2
農薬製造業	混合施設	49	2	0	5
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	50	1	1	4
石油精製業	脱塩施設	51、イ	0	0	3
	原油常圧蒸りゆう施設	51、ロ	0	0	4
	脱硫施設	51、ハ	0	0	3
	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	51、ニ	0	0	4
	潤滑油洗浄施設	51、ホ	0	0	3
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	6	2	64
皮革製造業	洗浄施設	52、イ	5	0	0
	石灰づけ施設	52、ロ	3	0	0
	タンニンづけ施設	52、ハ	3	0	0
	クロム浴施設	52、ニ	27	0	0
	染色施設	52、ホ	3	0	0
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	127	3	607
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	19	2	91
セメント製品製造業	成型機	54、ロ	0	0	2
生コンクリート製造業	パツチャープラント	55	0	0	1
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	19	4	72
	水洗式分別施設	58、ロ	4	0	7
	酸処理施設	58、ハ	1	1	3
	脱水施設	58、ニ	2	1	7
	タール及びガス液分離施設	61、イ	0	0	1
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設	61、ロ	0	0	5
	圧延施設	61、ハ	2	0	3
	焼入れ施設	61、ニ	2	0	2
	湿式集じん施設	61、ホ	1	0	6
非鉄金属製造業	還元そう	62、イ	4	0	21
	電解施設	62、ロ	4	0	38
	焼入れ施設	62、ハ	0	0	1
	水銀精製施設	62、ニ	1	0	0
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	33	3	115
	湿式集じん施設	62、ヘ	12	3	23
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設	63、イ	63	8	92
	電解式洗浄施設	63、ロ	10	1	45
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	63、ハ	2	0	18
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	315	66	930
石炭を燃料とする火力発電	廃ガス洗浄施設	63の3	0	0	1
ガス供給業又はコークス製造業	ガス冷却洗浄施設	64、ロ	0	0	2
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	1,160	191	4,192
電気めつき	電気めつき施設	66	949	52	2,968
エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサン混合施設	混合施設	66の2	1	0	3
旅館業	洗たく施設	66の3、ロ	1	0	0
洗たく業	洗浄施設	67	766	2	1,579
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	62	1	226
病院	ちゆう房施設	68の2、イ	42	4	28
	洗浄施設	68の2、ロ	124	38	181
	入浴施設	68の2、ハ	37	3	20
と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設	69	0	0	1
中央卸売市場	卸売場	69の2、イ	1	0	0
	仲卸売場	69の2、ロ	7	0	1
自動車分解整備事業	洗車施設	70の2	3	0	2
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設	71	6	0	4
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	1,044	295	4,446
	焼入れ施設	71の2、ロ	7	1	21

(続き)

(件数：複数回答有)

有害物質使用特定施設			調査結果が報告された有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号		法第3条第1項	法第3条第8項	
一般廃棄物処理	焼却施設	71の3	1	0	4
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	5	1	37
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	37	2	86
前各号を除く	洗浄施設	71の5	631	50	2,449
前各号を除く	蒸留施設	71の6	86	9	319
し尿処理	し尿処理施設	72	7	1	17
前2号を除く	排水処理施設	74	55	7	110
合計			6,078	789	20,280

注1) 「特定施設名及び号番号、記号」は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

注2) 「調査結果が報告された有害物質使用特定施設の件数」及び「調査が一時的免除された有害物質使用特定施設の件数」は、令和3年度に法第3条第1項及び第8項に基づき報告された調査結果であって、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設、又は、令和3年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設を抜粋し累計している。

3) 法第3条第8項に基づく調査結果報告の届出面積

令和3年度に法第3条第8項に基づく調査結果が報告された事例における届出面積別の調査結果報告件数を表3-4に示す。届出面積は「900 m²以上 3,000 m²未満」、「3,000 m²以上 5,000 m²未満」、「5,000 m²以上 7,000 m²未満」の順に多かった。また、調査結果報告件数279件の平均面積は8,618 m²、中央値は3,458 m²、最大面積は211,835 m²であった。

表3-4 面積別の法第3条第8項に基づく調査結果報告件数（令和3年度）

(件数)

届出面積(m ²)	調査結果報告件数	調査結果報告件数の内訳		
		人為等由来汚染調査	自然由来汚染調査	水面埋立て土砂由来汚染調査
0 < S < 900	30	30	0	0
900 ≤ S < 3,000	97	97	0	0
3,000 ≤ S < 5,000	42	42	0	0
5,000 ≤ S < 7,000	33	33	0	1
7,000 ≤ S < 10,000	28	28	0	0
10,000 ≤ S < 15,000	20	20	0	0
15,000 ≤ S < 30,000	14	14	0	0
30,000 ≤ S < 50,000	8	8	0	0
50,000 ≤ S < 100,000	4	4	0	0
100,000m ² 以上	3	3	0	0
合計	279	279	0	1
平均面積 (m ²)	8,618	8,618	0	5,550
中央面積(中央値) (m ²)	3,458	3,458	0	5,550
最大面積 (m ²)	211,835	211,835	0	5,550
合計面積 (m ²)	2,404,545	2,404,545	0	5,550

注1) 900 m²未満の面積における形質変更の届出理由の例

工事計画全体面積は900 m²以上であるが、一部の土地において工事工期にずれが生じ、その一部の土地から形質変更の届出が提出されたため、届出面積が900 m²未満となった。

注2) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

3.1.2 法第4条に基づく調査

法第4条調査の調査義務発生の契機となる形質変更の届出件数、調査命令発出件数及び調査結果報告件数を表3-5に示す。令和3年度における法第4条第1項に基づく形質変更の届出件数は16,158件であり、うち、法第4条第3項に基づく調査命令の発出件数は65件であった。また、法第4条第2項に基づく調査結果報告件数603件のうち、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地であった場合は105件であり、基準不適合の件数は218件であった。法第4条第3項に基づく調査結果報告件数69件のうち、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地であった場合は16件であり、基準不適合の件数は21件であった。

表3-5 形質変更の届出件数、調査命令発出件数及び調査結果報告件数

年度	形質変更の届出件数	調査命令発出件数	第4条第2項調査結果報告件数		第4条第3項調査結果報告件数	
				※		※
平成22年度	10,815	270	-	-	226 (156)	-
平成23年度	9,525	180	-	-	199 (110)	-
平成24年度	9,949	126	-	-	143 (61)	-
平成25年度	10,848	142	-	-	150 (48)	-
平成26年度	10,602	164	-	-	154 (68)	-
平成27年度	10,650	118	-	-	130 (43)	-
平成28年度	10,946	118	-	-	119 (52)	-
平成29年度	10,741	154	-	-	170 (52)	-
平成30年度	10,800	91	354 (93)	-	106 (39)	-
令和元年度	11,227	79	401 (141)	-	101 (32)	-
令和2年度	15,525	52	545 (181)	85	82 (28)	21
令和3年度	16,158	65	603 (218)	105	69 (21)	16
累計	137,786	1,559	1,903 (633)	190	1,649 (710)	37

※ 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地の件数

注1) 「調査命令発出件数」は、当該年度に形質変更の届出がなされたもののうち、調査命令が発出された件数である。

注2) () 内の数値は、基準不適合の件数を示す。

注3) 「調査結果報告件数」は、1つの調査対象地において、複数回にわたって調査結果が報告された事例や前年度に調査命令が発出され調査結果が報告された事例も含む。

注4) 法第4条第2項及び第3項に基づく調査結果報告件数のうち、「現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地の件数」については、令和2年度から調査している。

令和3年度に法第4条第2項及び第3項に基づく調査結果が報告された事例における届出面積別の調査結果報告件数を表3-6に示す。届出面積は「3,000㎡以上5,000㎡未満」が最も多く、次に「7,000㎡以上10,000㎡未満」、その次に「10,000㎡以上15,000㎡未満」、「15,000㎡以上30,000㎡未満」が同件数であった。また、調査結果報告件数672件の平均面積は15,336㎡、中央値は6,780㎡、最大面積は480,500㎡であった。

表3-6 面積別の法第4条第2項及び第3項に基づく調査結果報告件数（令和3年度）

(件数)

届出面積(㎡)	調査結果報告件数	調査結果報告件数の内訳		
		人為等由来汚染調査	自然由来汚染調査	水面埋立て土砂由来汚染調査
0 < S < 900	63	63	0	1
900 ≤ S < 3,000	65	64	2	1
3,000 ≤ S < 5,000	133	132	2	1
5,000 ≤ S < 7,000	81	80	1	1
7,000 ≤ S < 10,000	89	88	2	0
10,000 ≤ S < 15,000	83	82	0	1
15,000 ≤ S < 30,000	83	83	1	0
30,000 ≤ S < 50,000	35	33	1	1
50,000 ≤ S < 100,000	29	29	2	1
100,000㎡以上	11	11	0	0
合計	672	665	11	7
平均面積 (㎡)	15,336	15,343	22,839	18,297
中央面積(中央値) (㎡)	6,780	6,771	8,389	5,409
最大面積 (㎡)	480,500	480,500	97,623	65,229
合計面積 (㎡)	10,306,118	10,202,793	251,230	128,079

注1) 3,000㎡未満の面積における形質変更の届出理由の例

工事計画全体面積は3,000㎡以上であるが、用地取得等に伴い一部の土地において工事工期にずれが生じ、その一部の土地から形質変更の届出が提出されたため、届出面積が3,000㎡未満となった。

注2) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

表 3-4 と表 3-6 を統合した、令和 3 年度に土地の形質の変更に伴う調査結果（法第 3 条第 8 項並びに法第 4 条第 2 項及び第 3 項に基づく調査結果）が報告された事例における届出面積別の調査結果報告件数を表 3-7 に示す。届出面積は「3,000 m²以上 3,000 m²未満」、「900 m²以上 3,000 m²未満」、「7,000 m²以上 10,000 m²未満」の順に多かった。また、調査結果報告件数 951 件の平均面積は 13,376 m²、中央値は 5,717 m²、最大面積は 480,500 m²であった。

表 3-7 面積別の土地の形質の変更に伴う調査結果報告件数（令和 3 年度）

(件数)

届出面積(m ²)	調査結果報告件数	汚染調査		
		人為等由来汚染調査	自然由来汚染調査	水面埋立て土砂由来汚染調査
0 < S < 900	93	93	0	1
900 ≤ S < 3,000	162	161	2	1
3,000 ≤ S < 5,000	175	174	2	1
5,000 ≤ S < 7,000	114	113	1	2
7,000 ≤ S < 10,000	117	116	2	0
10,000 ≤ S < 15,000	103	102	0	1
15,000 ≤ S < 30,000	97	97	1	0
30,000 ≤ S < 50,000	43	41	1	1
50,000 ≤ S < 100,000	33	33	2	1
100,000m ² 以上	14	14	0	0
合計	951	944	11	8
平均面積 (m ²)	13,376	13,366	22,839	16,704
中央面積(中央値) (m ²)	5,717	5,714	8,389	5,479
最大面積 (m ²)	480,500	480,500	97,623	65,229
合計面積 (m ²)	12,707,319	12,603,994	251,230	133,629

注) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

3.1.3 法第5条に基づく調査

令和3年度における法第5条調査の調査命令の発出契機別の調査結果の報告件数を表3-8に示す。調査結果の報告件数は0件であった。

表3-8 法第5条調査の調査命令の発出契機別の調査結果報告件数

(件数：複数回答有)

法第5条調査命令の発出契機	調査結果報告件数		基準不適合事例		VOC(第一種)不適合		重金属等(第二種)不適合		農薬など(第三種)不適合		複合汚染	
	R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計
	行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌汚染調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	0	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例等に基づく土壌汚染調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌汚染調査	0	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
回答事例件数	0	(6)	0	(4)	0	(2)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注) () 内の数値は、法施行日(平成15年2月15日)からの累計件数である。

3.1.4 深さの限定を行った事例

令和3年度における法第3条第8項、法第4条第2項及び第3項に基づく調査において、深さの限定を行った報告件数を表3-9に示す。

表3-9 深さの限定を行った件数(令和3年度)

(深さの限定を行った件数：複数回答有)

深さの限定の有無		法第3条第8項調査	法第4条第2、3項調査	合計
深さの限定を行った	試料採取等の対象としなかった単位区画がある	5	7	12
	試料採取の対象としなかった土壌がある	13	16	29
深さの限定を行わなかった		264	653	917
合計		282	676	958
調査結果報告件数		279	672	951

注) 調査結果報告件数は1つの調査結果報告に対し、試料採取等の対象としなかった単位区画と土壌の双方の深さの限定を行った事例もあるため、深さの限定を行った有無の合計と一致しない。

3.1.5 調査の省略を行った事例

令和3年度における法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査において、規則第11条に基づき、調査を省略した段階別の報告件数を表3-10に示す。

表3-10 調査を省略した段階別件数（令和3年度）

調査の過程の省略等		法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	法第14条 調査	処理業省令 第13条 調査	合計
土壌汚染のおそれの把握等の省略		2	0	0	8	0	10
試料採取等を行う区画の 選定等の省略	土壌汚染のおそれの区分の分類の省略	2	0	0	5	0	7
	試料採取等を行う区画の選定を省略	2	3	0	10	0	15
試料採取等の省略	人為等由来汚染調査	15	8	0	25	0	48
	自然由来汚染調査	0	2	0	0	0	2
	水面埋立て土砂由来汚染調査	0	0	0	0	0	0
合計		21	13	0	48	0	82
調査の過程の省略なし		518	661	0	130	2	1,311
第1種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例		1	0	0	0	0	1
法第14条申請における汚染の除去等の措置の際の土壌汚染の拡散が見込まれる土地に対する指定の申請		—	—	—	46	—	46
調査結果報告件数		530	672	0	211	2	1,415

注) 調査結果報告件数は1つの調査結果報告に対し、調査の過程が複数省略された事例もあるため、調査の過程の省略等の合計と一致しない。

3.1.6 試料採取等対象物質

令和3年度における法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査の試料採取等対象物質を表3-11に示す。令和3年度における試料採取等対象物質は、VOCでは「ベンゼン」、「クロロエチレン」、「1,1-ジクロロエチレン」の順に多かった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「六価クロム化合物」の順に多かった。農薬等では「ポリ塩化ビフェニル（PCB）」、「有機りん化合物」、「チウラム」の順に多かった。

表3-11 調査の契機別の試料採取等対象物質

(件数：複数回答有)

調査の契機	VOC(第一種)													重金属等(第二種)										農薬等(第三種)				
	クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロパン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物	
法第3条調査	338	192	177	336	325	121	292	245	248	139	329	278	228	359	289	228	44	193	360	232	380	373	91	90	99	128	106	
法第4条調査	333	273	259	325	311	208	335	263	282	227	312	452	316	429	350	342	75	274	488	336	392	402	123	123	133	208	132	
法第5条調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法第14条申請	69	64	60	71	70	51	71	62	60	54	69	93	82	102	81	86	29	77	153	136	149	106	32	33	34	51	34	
処理業省令第13条調査	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	
令和3年度	742	531	498	734	708	381	700	572	592	422	712	825	628	892	722	658	150	546	1,003	706	923	883	247	247	267	388	273	
累計	2,870	4,055	3,875	5,919	5,838	3,190	5,134	4,889	4,392	3,402	5,781	5,688	4,763	6,964	5,838	5,052	1,657	4,252	7,687	5,517	6,999	6,517	1,795	1,779	1,885	3,163	2,037	

注1) 累計は、法施行日(平成15年2月15日)からの数値である。ただし、処理業省令第13条に基づく調査における試料採取等対象物質の件数は令和元年度より計上している。

注2) 1,2-ジクロロエチレンの累計は、令和元年度までのシス-1,2-ジクロロエチレンの累計件数(3,900件)も含む。

(続き)

(試料採取等対象物質の件数：複数回答有)

業種区分(日本標準産業分類による 大分類・中分類の分類項目及び 分類希望・分類番号)	調査結果 報告件数 (R3)		VOC(第一種)													重金属等(第二種)										農業等(第三種)					
			クロロエチレン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物		
																														件数	%
K 不動産業、物品賃貸業	3	0.2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	2	3	1	2	3	2	3	3	0	0	0	1	0
69 不動産賃貸業・管理業	3	0.2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	2	3	1	2	3	2	3	3	0	0	0	1	0
L 学術研究、専門・技術サービス業	70	4.9	53	52	48	52	50	30	60	46	40	31	48	58	55	58	56	56	8	53	59	49	61	64	24	26	29	23	29		
71 学術・開発研究機関	61	4.3	48	47	43	47	45	25	54	41	35	26	43	52	49	50	51	51	7	47	53	43	52	56	19	21	24	20	24		
74 技術サービス業(他に分類されないもの)	9	0.6	5	5	5	5	5	5	6	5	5	5	5	6	6	8	5	5	1	6	6	6	9	8	5	5	5	3	5		
M 宿泊業、飲食サービス業	3	0.2	2	1	1	2	2	1	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	0	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
75 宿泊業	2	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
76 飲食店	1	0.1	1	0	0	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
N 生活関連サービス業、娯楽業	47	3.3	42	6	9	42	40	6	7	43	12	8	42	6	5	5	5	5	0	5	6	5	16	8	4	4	4	4	5	4	
78 洗濯・理容・美容・浴場業	43	3.0	39	4	7	39	37	4	4	40	9	6	39	4	3	3	3	3	0	3	4	3	14	5	3	3	3	3	3		
79 その他の生活関連サービス業	2	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	2	0	0	0	1	0		
80 娯楽業	2	0.1	2	1	1	2	2	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
O 教育、学習支援業	55	3.9	42	45	42	41	38	28	47	35	36	30	41	50	50	54	50	54	11	43	54	52	53	51	20	19	23	25	28		
81 学校教育	54	3.8	41	44	41	40	37	27	46	34	35	29	40	49	49	53	49	53	11	42	53	51	52	50	19	18	22	24	27		
82 その他の教育、学習支援業	1	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
P 医療、福祉	45	3.2	10	11	10	11	11	8	18	9	10	9	11	15	19	32	34	37	11	19	22	29	29	36	5	5	6	9	9		
83 医療業	37	2.6	8	10	9	9	9	7	17	8	8	8	9	13	17	29	32	30	10	17	19	22	24	30	4	4	5	7	6		
84 保健衛生	7	0.5	2	1	1	2	2	1	1	1	2	1	2	2	2	3	2	6	1	2	3	7	5	5	1	1	1	1	1		
85 社会保険・社会福祉・介護事業	1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R サービス業(他に分類されないもの)	25	1.8	11	7	7	11	10	7	10	9	8	7	10	11	8	13	7	9	4	8	14	12	11	9	7	7	6	7	6		
88 廃棄物処理業	11	0.8	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	3	3	3	3	5	6	5	4	3	3	3	4	3		
89 自動車整備業	4	0.3	3	1	1	3	3	1	3	2	1	1	3	3	2	3	1	2	1	2	4	2	2	1	0	0	0	0	0		
92 その他の事業サービス業	4	0.3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	0	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
95 その他のサービス業	6	0.4	4	2	2	4	3	2	3	3	2	3	3	2	3	2	2	2	0	2	4	3	3	2	3	3	2	2	2		
S 公務(他に分類されるものを除く)	99	7.0	30	33	32	33	31	37	32	33	31	34	59	45	54	48	50	12	42	74	57	53	52	28	29	28	36	29			
97 国家公務	21	1.5	6	6	6	6	6	7	6	6	6	6	15	10	11	9	9	1	9	20	13	12	9	5	5	5	9	6			
98 地方公務	78	5.5	24	27	26	27	27	25	30	26	27	25	28	44	35	43	39	41	11	33	54	44	41	43	23	24	23	27	23		
T 分類不能の産業	8	0.6	2	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	4	2	2	1	3	2	2	5	4	3	2	0	0	0	0	0		
99 分類不能の産業	8	0.6	2	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	4	2	2	1	3	2	2	5	4	3	2	0	0	0	0	0		
不明	400	28.3	24	17	13	23	27	10	29	16	24	12	27	29	18	39	28	26	4	16	36	25	38	39	7	6	6	14	8		
合計	1415	100.0	563	378	352	559	534	251	525	415	440	286	537	593	438	671	531	461	103	373	733	495	711	671	181	180	197	262	209		

注1) 合計値や内訳の割合(%)については、小数点第二位を四捨五入し表示しているため、表記上の合計値等が合わない場合がある。

注2) 令和3年度に法第3条、法第4条、法第5条、法第14条、処理業省令第13条に基づく調査の対象となった試料採取等対象物質であって、業種区分について回答があったものを抜粋し集計している。

3.2 区域の指定について

3.2.1 要措置区域等の指定状況

1) 調査の契機別及び特定有害物質の種類別の要措置区域等指定件数

令和3年度に指定された要措置区域等の指定件数を調査の契機別及び特定有害物質の種類別に表3-13及び図3-1に示す。VOCのみ基準不適合の件数は31件、重金属等のみ基準不適合の件数は442件、農薬等のみ基準不適合の件数は0件、複合汚染（VOC、重金属等、農薬等のいずれか2種類以上の基準不適合）の件数は57件であった。

表3-13 調査の契機別及び特定有害物質の種類別の要措置区域等指定件数（令和3年度）

区域指定に至る調査の契機	(件数)						
	要措置区域指定件数	形質変更時要届出区域指定件数	指定件数	VOC(第一種)不適合	重金属等(第二種)不適合	農薬等(第三種)不適合	複合汚染
法第3条	37	153	190	21	143	0	26
法第4条	20	164	184	7	171	0	6
法第5条	0	0	0	0	0	0	0
法第14条	17	119	136	3	114	0	19
法第3条・法第14条	0	10	10	0	6	0	4
法第4条・法第14条	0	8	8	0	6	0	2
処理業省令第13条	0	2	2	0	2	0	0
合計	74	456	530	31	442	0	57

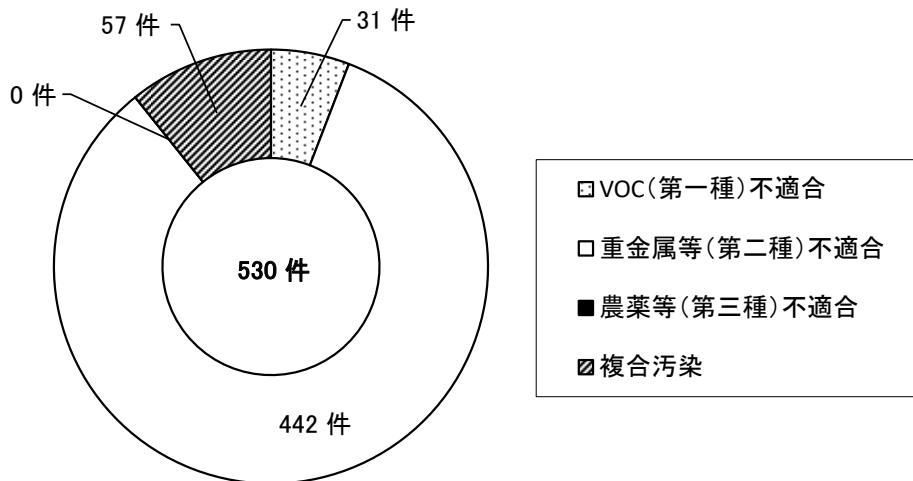


図3-1 特定有害物質の種類別の要措置区域等指定件数（令和3年度）

2) 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

令和3年度に指定された要措置区域等の指定件数を都道府県・政令市別に表3-14に示す。
要措置区域等の指定件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

表3-14 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数（令和3年度）

都道府県 ・ 政令市		調査結果 報告件数	(件数)						
			要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
北海道地区	北海道	8	0	8	8	1	6	0	1
	札幌市	6	2	2	4	0	2	0	2
	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0
	旭川市	1	1	0	1	1	0	0	0
	計	15	3	10	13	2	8	0	3
東北地区	青森県	2	0	0	0	0	0	0	0
	青森市	1	0	1	1	0	1	0	0
	八戸市	1	0	1	1	0	0	0	1
	岩手県	4	0	2	2	0	2	0	0
	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮城県	4	0	3	3	0	3	0	0
	仙台市	9	0	3	3	0	2	0	1
	秋田県	3	0	0	0	0	0	0	0
	秋田市	3	0	0	0	0	0	0	0
	山形県	4	0	1	1	0	1	0	0
	山形市	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島県	11	3	4	7	0	7	0	0
	福島市	2	0	1	1	1	0	0	0
	郡山市	3	0	1	1	0	1	0	0
いわき市	7	0	2	2	0	2	0	0	
計	54	3	19	22	1	19	0	2	
関東地区	茨城県	21	2	3	5	0	5	0	0
	水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
	つくば市	15	0	1	1	0	1	0	0
	栃木県	15	3	1	4	0	4	0	0
	宇都宮市	10	2	3	5	0	1	0	4
	群馬県	21	0	5	5	0	5	0	0
	前橋市	3	0	0	0	0	0	0	0
	高崎市	4	0	1	1	0	1	0	0
	伊勢崎市	3	0	1	1	0	1	0	0
	太田市	4	0	0	0	0	0	0	0
	埼玉県	40	2	11	13	0	12	0	1
	さいたま市	4	0	2	2	0	2	0	0
	川越市	3	0	2	2	0	2	0	0
	川口市	3	0	2	2	0	2	0	0
	所沢市	1	0	0	0	0	0	0	0
	草加市	1	0	0	0	0	0	0	0
	越谷市	3	0	0	0	0	0	0	0
	春日部市	1	1	0	1	0	1	0	0
	熊谷市	3	0	0	0	0	0	0	0
	千葉県	24	4	14	18	1	15	0	2
	千葉市	18	6	6	12	1	11	0	0
	市川市	6	0	5	5	1	3	0	1
	船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0
	松戸市	3	0	0	0	0	0	0	0
	柏市	8	2	4	6	0	6	0	0
	市原市	7	0	1	1	0	0	0	1
	東京都	194	3	76	79	7	65	0	7
八王子市	6	0	2	2	0	2	0	0	
町田市	1	0	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	25	5	13	18	2	14	0	2	
横浜市	42	0	13	13	0	12	0	1	
川崎市	21	1	8	9	1	5	0	3	

(続き)

(件数)

都道府県 ・ 政令市	調査結果 報告件数	(件数)							
		要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
関東地区	相模原市	8	0	1	1	0	1	0	0
	横須賀市	4	0	3	3	0	3	0	0
	厚木市	9	2	1	3	0	3	0	0
	平塚市	15	1	3	4	2	2	0	0
	藤沢市	4	0	1	1	0	1	0	0
	小田原市	6	1	0	1	1	0	0	0
	茅ヶ崎市	2	0	1	1	0	1	0	0
	大和市	1	0	0	0	0	0	0	0
	新潟県	10	0	5	5	0	4	0	1
	新潟市	9	0	3	3	0	3	0	0
	長岡市	1	0	0	0	0	0	0	0
	上越市	0	0	0	0	0	0	0	0
	山梨県	9	1	0	1	0	1	0	0
	甲府市	2	0	1	1	0	1	0	0
	静岡県	25	2	8	10	1	9	0	0
	静岡市	6	1	2	3	1	2	0	0
	浜松市	15	1	5	6	1	4	0	1
	沼津市	3	0	1	1	0	1	0	0
	富士市	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	639	40	209	249	19	206	0	24
中部地区	富山県	7	0	0	0	0	0	0	0
	富山市	3	0	0	0	0	0	0	0
	石川県	3	1	1	2	0	2	0	0
	金沢市	3	1	0	1	1	0	0	0
	福井県	3	0	1	1	0	1	0	0
	福井市	2	0	0	0	0	0	0	0
	長野県	4	0	1	1	0	1	0	0
	長野市	2	0	0	0	0	0	0	0
	松本市	4	0	2	2	0	2	0	0
	岐阜県	19	5	6	11	0	9	0	2
	岐阜市	3	0	0	0	0	0	0	0
	愛知県	24	0	5	5	1	4	0	0
	名古屋市	47	2	15	17	1	14	0	2
	豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0
	岡崎市	5	0	1	1	0	1	0	0
	一宮市	2	0	0	0	0	0	0	0
	春日井市	1	0	0	0	0	0	0	0
	豊田市	5	0	2	2	0	2	0	0
	三重県	9	1	0	1	1	0	0	0
	四日市市	4	0	1	1	0	1	0	0
計	150	10	35	45	4	37	0	4	
近畿地区	滋賀県	34	3	6	9	0	9	0	0
	大津市	2	0	1	1	0	1	0	0
	京都府	15	0	9	9	0	9	0	0
	京都市	16	3	4	7	0	7	0	0
	大阪府	34	0	11	11	0	8	0	3
	大阪市	47	0	27	27	0	22	0	5
	堺市	9	0	4	4	0	4	0	0
	岸和田市	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊中市	1	0	1	1	0	0	0	1
	吹田市	9	0	6	6	0	6	0	0
	高槻市	9	0	4	4	0	3	0	1
	枚方市	4	0	0	0	0	0	0	0
	茨木市	2	0	1	1	0	1	0	0
	八尾市	2	0	2	2	1	1	0	0
	寝屋川市	10	0	1	1	0	1	0	0
	東大阪市	5	0	3	3	0	3	0	0
	兵庫県	23	0	12	12	0	11	0	1
	神戸市	15	1	6	7	1	6	0	0
姫路市	10	0	7	7	0	7	0	0	
尼崎市	12	0	5	5	0	3	0	2	

(続き)

(件数)

都道府県 ・ 政令市	調査結果 報告件数								
		要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
近畿地区	明石市	2	0	0	0	0	0	0	0
	西宮市	1	0	0	0	0	0	0	0
	加古川市	5	0	1	1	0	1	0	0
	宝塚市	1	0	1	1	0	1	0	0
	奈良県	6	0	2	2	0	2	0	0
	奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0
	和歌山県	9	0	2	2	0	2	0	0
	和歌山市	1	0	0	0	0	0	0	0
	計	284	7	116	123	2	108	0	13
中国 四国地区	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0
	島根県	2	0	0	0	0	0	0	0
	松江市	3	0	0	0	0	0	0	0
	岡山県	6	0	0	0	0	0	0	0
	岡山市	11	0	4	4	0	4	0	0
	倉敷市	31	0	7	7	0	5	0	2
	広島県	10	0	2	2	1	1	0	0
	広島市	15	1	3	4	1	2	0	1
	呉市	1	0	1	1	0	1	0	0
	福山市	3	0	1	1	0	1	0	0
	山口県	15	0	6	6	0	1	0	5
	下関市	0	0	0	0	0	0	0	0
	徳島県	6	2	0	2	0	2	0	0
	徳島市	2	0	1	1	1	0	0	0
	香川県	18	0	5	5	0	4	0	1
	高松市	3	0	1	1	0	1	0	0
	愛媛県	8	0	3	3	0	2	0	1
	松山市	5	1	2	3	0	3	0	0
	高知県	2	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	141	4	36	40	3	27	0	10	
九州地区	福岡県	21	3	5	8	0	8	0	0
	北九州市	15	0	6	6	0	5	0	1
	福岡市	20	0	2	2	0	2	0	0
	久留米市	2	0	1	1	0	1	0	0
	佐賀県	12	1	3	4	0	4	0	0
	佐賀市	1	0	0	0	0	0	0	0
	長崎県	5	1	0	1	0	1	0	0
	長崎市	10	0	2	2	0	2	0	0
	佐世保市	9	0	4	4	0	4	0	0
	熊本県	2	0	1	1	0	1	0	0
	熊本市	2	0	0	0	0	0	0	0
	大分県	3	0	0	0	0	0	0	0
	大分市	14	2	2	4	0	4	0	0
	宮崎県	2	0	2	2	0	2	0	0
	宮崎市	3	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島県	2	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0
	沖縄県	9	0	3	3	0	3	0	0
	那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0
計	132	7	31	38	0	37	0	1	
合計	1415	74	456	530	31	442	0	57	

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 「調査結果報告件数」は、法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査結果報告件数である。

注3) 要措置区域等指定件数は、法第3条調査及び法第14条調査、法第4条調査及び法第14条調査、それぞれ双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

3.2.2 要措置区域等における基準不適合物質

令和3年度に指定された要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質を表3-15、図3-2及び図3-3に示す。VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「クロロエチレン」の順に多かった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。累計においては、VOCでは「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン^{*}」の順に多かった。重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

^{*}：平成31年4月1日以降はトランス-1,2-ジクロロエチレンとの和、「1,2-ジクロロエチレン」が特定有害物質として指定されている。

表 3-15 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

(件数：複数回答有)

要措置区域等指定件数 ・ 区域指定に至る基準不適合の契機		特定有害物質																											
		VOC(第一種)													重金属等(第二種)							農薬等(第三種)							
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二-ジクロロエタン	一・一-ジクロロエチレン	一・二-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	一・三-ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一-トリクロロエタン	一・一・二-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
要措置区域指定件数	R3	5	1	0	1	6	0	0	0	15	1	0	8	2	2	21	6	7	0	4	33	18	38	11	0	0	0	1	0
	累計	(22)	(6)	(2)	(30)	(16)	(84)	(1)	(7)	(186)	(14)	(2)	(147)	(45)	(27)	(259)	(56)	(63)	(0)	(27)	(319)	(202)	(304)	(99)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)
形質変更時 要届出区域指定件数	R3	33	10	15	26	29	0	8	10	30	16	10	40	22	18	103	43	45	0	28	283	169	214	56	5	4	4	7	5
	累計	(143)	(110)	(114)	(180)	(86)	(262)	(92)	(119)	(350)	(128)	(102)	(383)	(253)	(223)	(934)	(487)	(548)	(21)	(307)	(3,231)	(1,897)	(2,305)	(552)	(52)	(48)	(47)	(87)	(51)
指定件数	R3	38	11	15	27	35	0	8	10	45	17	10	48	24	20	124	49	52	0	32	316	187	252	67	5	4	4	8	5
	累計	(165)	(117)	(117)	(221)	(102)	(404)	(93)	(138)	(606)	(144)	(105)	(605)	(302)	(256)	(1,325)	(594)	(635)	(22)	(338)	(3,676)	(2,135)	(2,715)	(717)	(52)	(48)	(47)	(90)	(51)
土壌溶出量	R3	26	7	9	13	23	0	5	5	37	7	6	32	12	18	124	49	52	0	32	190	186	252	67	5	4	4	8	5
	累計	(135)	(89)	(81)	(145)	(74)	(389)	(67)	(97)	(533)	(90)	(69)	(491)	(243)	(227)	(1,281)	(564)	(608)	(5)	(318)	(2,757)	(2,122)	(2,698)	(691)	(49)	(45)	(44)	(83)	(48)
土壌含有量	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	23	18	22	0	17	248	40	47	25	-	-	-	-	-
	累計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(186)	(512)	(321)	(365)	(1)	(181)	(3,132)	(860)	(1,119)	(362)	-	-	-	-	-
土壌ガス調査	R3	16	5	7	17	16	0	4	6	15	12	5	23	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	累計	(54)	(61)	(59)	(128)	(54)	(212)	(47)	(68)	(298)	(88)	(56)	(316)	(180)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1) 指定件数の累計には平成15年施行法の指定区域を含むため、要措置区域と形質変更時要届出区域の累計の合計と一致しない。

注2) 1件の事例で同一の特定有害物質であっても、①土壌溶出量が基準不適合であって、土壌ガス調査においても検出された場合や、②土壌溶出量、土壌含有量ともに基準不適合であった場合があるため、土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査の合計は、指定件数と一致しない。

注3) 1つの指定区域に対し、複数の調査結果が報告された事例があるため、指定件数よりも土壌溶出量、土壌含有量及び土壌ガス調査のそれぞれの件数が大きくなる場合がある。

注4) シス-1,2-ジクロロエチレンについては、平成31年3月31日以前に当該物質を区域指定対象物質として要措置区域等に指定され、調査年度に要措置区域を解除し形質変更時要届出区域に指定された場合、又は形質変更時要届出区域を解除し要措置区域に指定された場合には、シス-1,2-ジクロロエチレンのみの指定になるため、集計の対象としている。

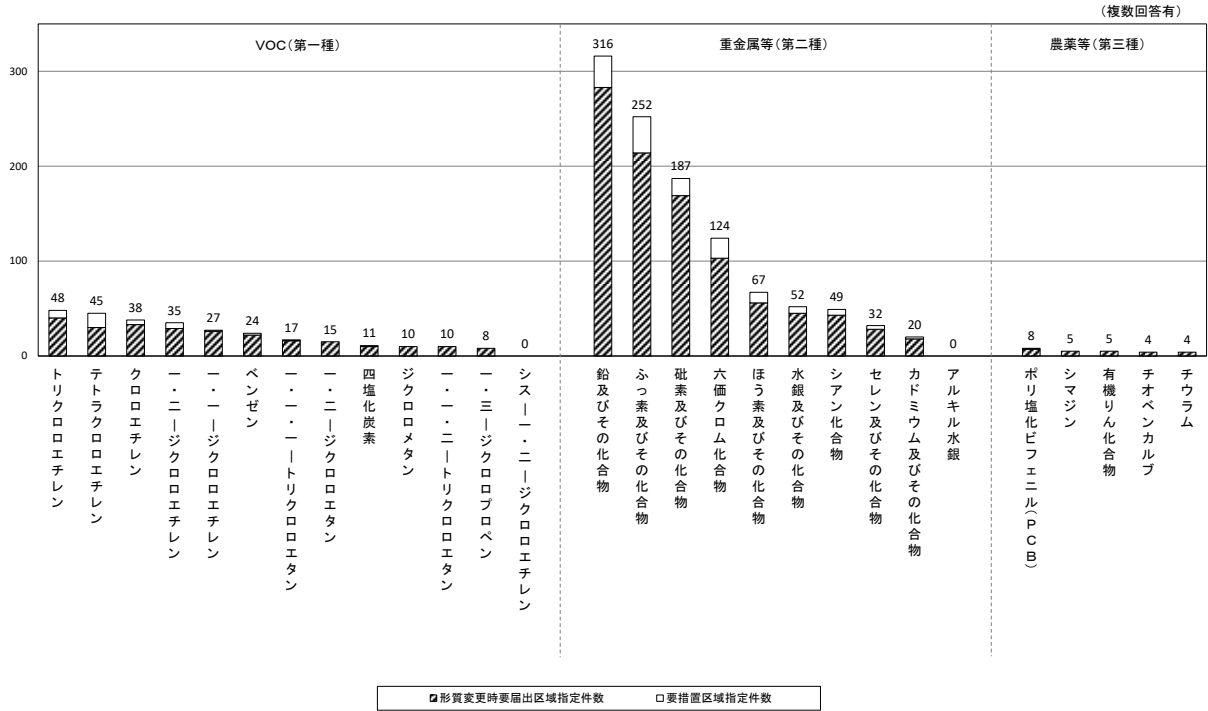


図 3-2 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (令和 3 年度)

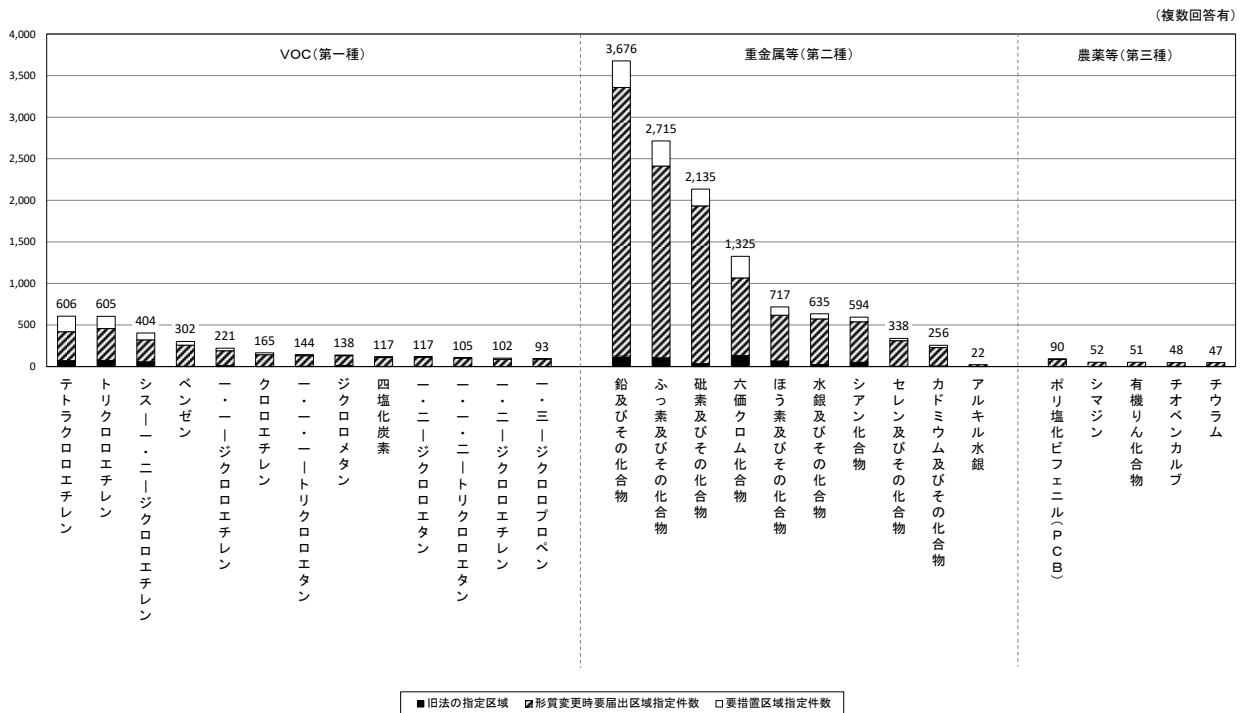


図 3-3 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (累計)

3.2.3 業種区分

令和3年度に指定された要措置区域等において、基準不適合となった特定有害物質を業種区分別に表 3-16 に示す。業種区分別にみると、VOCのみによる基準不適合件数は「生活関連サービス業、娯楽業」が最も多く、重金属等のみ及び複合汚染による基準不適合件数は「製造業」が最も多かった。

表 3-16 業種区分別の要措置区域等指定件数及び基準不適合物質（令和3年度）

業種区分(日本標準産業分類による 大分類・中分類の分類項目及び 分類希望・分類番号)	指定件数	複合汚染				VOC(第一種)															重金属等(第二種)										農業等(第三種)			
		VOC (第一種) (不適合)	重金属等 (第二種) (不適合)	農業等 (第三種) (不適合)	調査の 省略	クロロエチレン	四塩化炭素	一・一・ ジクロロエタン	一・一・ ジクロロエチレン	一・二・ ジクロロエチレン	一・二・ ジクロロプロペン	一・三・ ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロ ロエチレン	一・一・ トリクロロエタン	一・一・ トリクロロエタン	トリクロロ エチレン	ベンゼン	カドミウム 及びその 化合物	六価クロム 化合物	シアン化 物	水銀及び その化合 物	アルキル 水銀	セレン及 びその化 合物	鉛及び その化合 物	砒素及び その化合 物	ふっ素及 びその化 合物	ほう素及 びその化 合物	シマジン	チオベン カルブ	チウラム	ポリ塩化 ビフェニ ル(PCB)	有機りん 化合物	
																																		0
D 建設業	4	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0
06 総合工事業	4	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0	
E 製造業	218	13	168	0	37	35	21	8	8	18	22	0	5	7	22	11	5	30	16	9	67	31	22	0	15	127	54	118	45	2	2	2	3	2
09 食料品製造業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	
11 繊維工業	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
14 バルブ・紙・紙加工品製造業	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
15 印刷・同関連業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
16 化学工業	41	7	24	0	10	13	9	7	5	8	10	0	4	6	7	5	4	9	8	3	9	7	11	0	3	22	18	20	9	1	1	1	2	1
17 石油製品・石炭製品製造業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
19 ゴム製品製造業	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
21 窯業・土石製品製造業	9	0	9	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	2	0	0	0	0	0	0	
22 鉄鋼業	15	0	14	0	1	8	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	3	0	1	0	4	8	4	12	2	0	0	0	0	0	0	
23 非鉄金属製造業	9	0	6	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	3	2	3	0	3	4	4	7	4	0	0	0	0	0	
24 金属製品製造業	48	1	40	0	7	3	5	1	1	4	5	0	1	1	2	1	1	7	2	2	20	12	1	0	2	34	5	24	16	1	1	1	1	
25 はん用機械器具製造業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
26 生産用機械器具製造業	9	0	6	0	3	2	2	0	1	2	2	0	0	0	3	2	0	2	2	0	5	1	0	0	5	1	5	2	0	0	0	0	0	
27 業務用機械器具製造業	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	17	1	12	0	4	1	1	0	0	1	0	0	0	3	2	0	1	2	0	2	1	0	0	0	5	3	12	1	0	0	0	0	0	
29 電気機械器具製造業	11	0	9	0	2	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	2	0	2	5	3	3	0	3	9	5	6	3	0	0	0	0	0	
30 情報通信機械器具製造業	5	0	4	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0	0	0	0	5	4	5	1	0	0	0	0	0	
31 輸送用機械器具製造業	18	0	16	0	2	1	2	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	1	0	6	4	1	0	0	12	5	9	1	0	0	0	0	0	
32 その他の製造業	14	2	8	0	4	2	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	4	0	2	0	1	0	0	9	1	4	3	0	0	0	0	0	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	6	0	4	0	2	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	2	1	4	3	1	0	1	5	5	5	1	1	0	0	0	0	
33 電気業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
34 ガス業	4	0	2	0	2	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	2	1	3	3	1	0	1	3	4	4	1	1	0	0	0	0	
36 水道業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
G 情報通信業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
38 放送業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
H 運輸業、郵便業	21	1	19	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	16	4	3	0	0	0	0	0	0
42 鉄道業	8	1	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	
43 道路旅客運送業	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
44 道路貨物運送業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
46 航空運輸業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
47 倉庫業	6	0	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	5	3	1	0	0	0	0	0	0	
48 運輸に附帯するサービス業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	

3.2.4 汚染の規模（面積・深度）

令和3年度に指定された要措置区域等において、汚染の規模（基準不適合面積及び汚染到達深度）を表3-17、図3-4及び表3-18、図3-5に示す。

1) 基準不適合面積

令和3年度に指定された要措置区域等の基準不適合面積について、表3-17及び図3-4に示す。基準不適合面積は「200 m²以上 500 m²未満」、「1,000 m²以上 3,000 m²未満」、「100 m²以上 200 m²未満」の順に多かった。

表3-17 基準不適合面積（令和3年度）

基準不適合面積 (m ²)	要措置区域 指定件数		形質変更時 要届出区域 指定件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0 ≤ S < 20	0	0%	5	1%	5	1%	0	0%	5	1%	0	0%	0	0%
20 ≤ S < 50	1	1%	17	4%	18	3%	2	6%	16	4%	0	0%	0	0%
50 ≤ S < 100	6	8%	22	5%	28	5%	3	10%	24	5%	0	0%	1	2%
100 ≤ S < 200	14	19%	61	13%	75	14%	6	19%	62	14%	0	0%	7	12%
200 ≤ S < 500	26	35%	101	22%	127	24%	12	39%	109	25%	0	0%	6	11%
500 ≤ S < 1,000	10	14%	62	14%	72	14%	4	13%	64	14%	0	0%	4	7%
1,000 ≤ S < 3,000	9	12%	90	20%	99	19%	3	10%	83	19%	0	0%	13	23%
3,000 ≤ S < 5,000	2	3%	39	9%	41	8%	1	3%	33	7%	0	0%	7	12%
5,000 ≤ S < 10,000	4	5%	24	5%	28	5%	0	0%	19	4%	0	0%	9	16%
10,000m ² 以上	2	3%	35	8%	37	7%	0	0%	27	6%	0	0%	10	18%
小計	74	-	456	-	530	-	31	-	442	-	0	-	57	-
不明件数	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
回答事例数	74	-	456	-	530	-	31	-	442	-	0	-	57	-
平均面積(m ²)		5,963		4,883		5,034		535		4,763		0		9,577
最大面積(m ²)		2,958		1,152,127		1,152,127		2,101		1,152,127		0		371,547
合計面積(m ²)		441,267		2,226,561		2,667,828		16,593		2,105,319		0		545,916

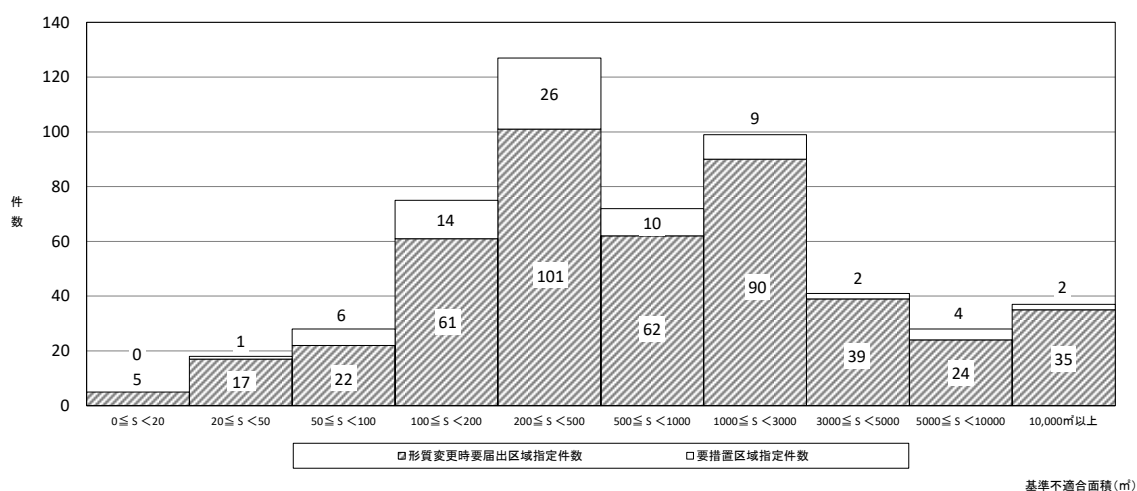


図3-4 基準不適合面積（令和3年度）

2) 汚染到達深度

令和3年度に指定された要措置区域等の汚染到達深度について、表3-18及び図3-5に示す。汚染到達深度は「1m以上2m未満」が最も多く、次に「0.5m以上1m未満」、その次に「2m以上3m未満」、「5m以上10m未満」が同件数であった。

表3-18 汚染到達深度（令和3年度）

汚染到達深度 (m) (基準不適合最大深度)	要措置区域 指定件数		形質変更時 要届出区域 指定件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
	0 ≤ D < 0.5	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0
0.5 ≤ D < 1	13	23%	42	18%	55	19%	2	9%	52	22%	0	0%	1	3%
1 ≤ D < 2	14	25%	58	25%	72	25%	5	22%	62	27%	0	0%	5	15%
2 ≤ D < 3	11	19%	32	14%	43	15%	3	13%	33	14%	0	0%	7	21%
3 ≤ D < 4	4	7%	27	12%	31	11%	5	22%	24	10%	0	0%	2	6%
4 ≤ D < 5	2	4%	15	6%	17	6%	3	13%	13	6%	0	0%	1	3%
5 ≤ D < 10	9	16%	34	15%	43	15%	4	17%	31	13%	0	0%	8	24%
10 ≤ D < 15	4	7%	21	9%	25	9%	1	4%	16	7%	0	0%	8	24%
15m 以上	0	0%	3	1%	3	1%	0	0%	2	1%	0	0%	1	3%
小計	57	-	232	-	289	-	23	-	233	-	0	-	33	-
不明件数	17	-	224	-	241	-	8	-	209	-	0	-	24	-
回答事例数	74	-	456	-	530	-	31	-	442	-	0	-	57	-
平均深度(m)	3.1		3.4		3.4		3.4		3.1		0.0		5.5	
最深深度(m)	13.0		30.0		30.0		10.0		30.0		0.0		16.1	
合計深度(m)	176.0		798.0		974.0		79.0		713.0		0.0		182.0	

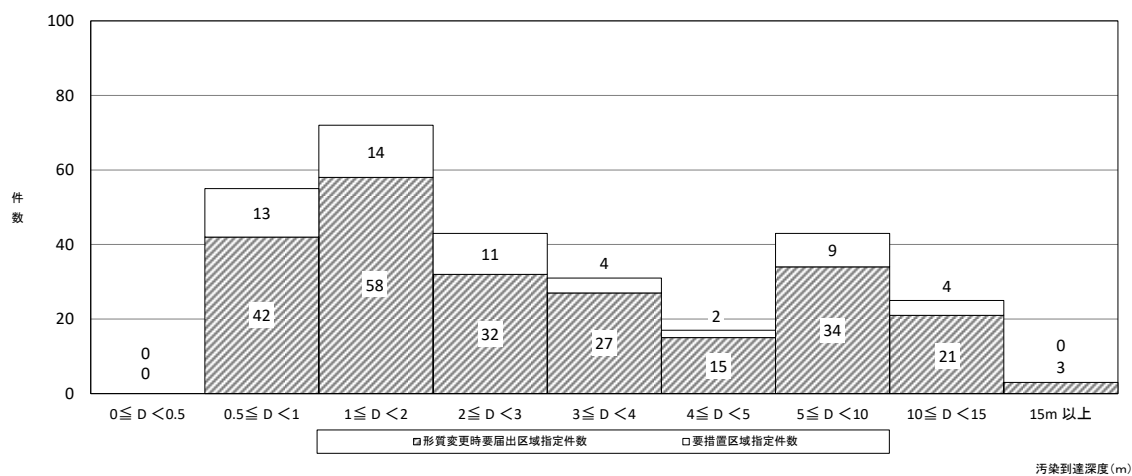


図3-5 汚染到達深度（令和3年度）

3.2.5 摂取経路ごとの土壌汚染の状況と到達距離の設定状況

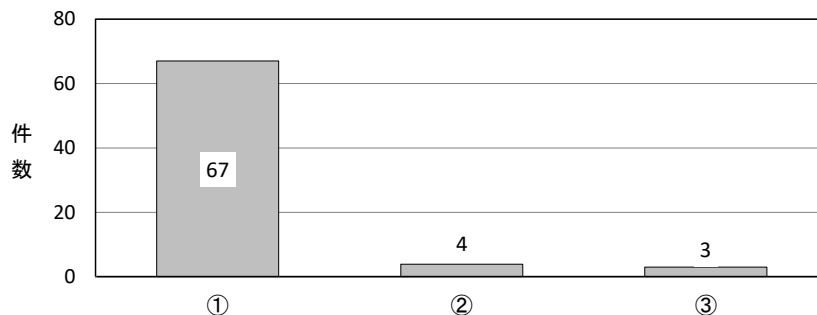
令和3年度に指定された要措置区域において、摂取経路ごとの土壌汚染の状況を表3-19及び図3-6に示す。土壌溶出量基準のみ不適合である件数は67件であり、うち、摂取経路が「周辺での地下水の飲用利用等がある」は63件（94%）であった。土壌含有量基準のみ不適合である件数は4件であり、土壌溶出量基準、土壌含有量基準いずれにも不適合である件数は3件であった。

なお、地下水汚染が到達する可能性のある距離（到達距離）の設定にあたって、採用した値についての件数を表3-20に示す。

表3-19 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況（令和3年度）

（摂取経路の内訳件数：複数回答有）

摂取経路・土壌汚染の状況	要措置区域 指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農業等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 土壌溶出量基準のみ不適合の事例	67	12	46	0	9
周辺での地下水の飲用利用等がある	63	11	43	0	9
水道事業用の井戸がある	6	0	6	0	0
災害時の飲用井戸がある	3	2	1	0	0
公共用水域がある	2	0	1	0	1
その他	0	0	0	0	0
② 土壌含有量基準のみ不適合の事例	4	0	4	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	4	0	4	0	0
その他	0	0	0	0	0
③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準いずれにも不適合の事例	3	0	2	0	1
周辺での地下水の飲用利用等がある	3	0	2	0	1
水道事業用の井戸がある	0	0	0	0	0
災害時の飲用井戸がある	0	0	0	0	0
公共用水域がある	0	0	0	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	2	0	2	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	74	12	52	0	10



注) ①～③は下記番号を示す。

- ① 土壌溶出量基準のみ不適合の事例
- ② 土壌含有量基準のみ不適合の事例
- ③ 土壌溶出量基準、土壌含有量基準いずれにも不適合の事例

図3-6 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況の区分（令和3年度）

表 3-20 到達距離の設定に採用した値（令和 3 年度）

到達距離	件数
地下水の流向・流速等や地下水質の測定結果に基づき設定した値	1
環境省計算ツールによる算出値	6
一般値	63

注) 要措置区域に指定された 74 件のうち、4 件が直接摂取のリスクにより指定されたため、到達距離の設定は 70 件であった。

3.2.6 汚染除去等計画書の提出状況と目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況

令和 3 年度における汚染除去等計画書の提出状況と目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況を表 3-21 に示す。提出された汚染除去等計画書 74 件のうち、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定した件数は 11 件であった。

表 3-21 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況（令和 3 年度）

項目	件数	
汚染除去等計画書の提出	74	
目標土壌溶出量 目標地下水濃度 の設定	有	11
	無	63

4. 措置事例

4.1 地下水汚染の有無

令和3年度に指定された要措置区域における地下水汚染の有無を表4-1に示す。地下水汚染のある要措置区域は15件（20%）であった。

表4-1 要措置区域における地下水汚染の有無（令和3年度）

地下水汚染の有無	要措置区域 指定件数	VOC (第一種) 不適合				重金属 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
		R3		累計		R3		累計		R3	
地下水汚染がある	15	8	8	4	4	0	0	0	0	3	3
地下水汚染がない	59	4	4	48	48	0	0	0	0	7	7
合計	74	12	12	52	52	0	0	0	0	10	10

4.2 指示措置の内容

令和3年度に提出された74件の汚染除去等計画書に基づいた要措置区域における指示措置の内容の件数を指定に係る特定有害物質の種類別に表4-2に示す。地下水の摂取等によるリスクに対する指示措置は「地下水の水質の測定」が最も多く、直接摂取によるリスクに対する指示措置は「盛土」が最も多かった。

また、指示措置と同計画書に基づいた実施措置の方法との関係を表4-3及び表4-4に示す。地下水の摂取等によるリスクにおいて、指示措置が「地下水の水質の測定」であって、実施措置の方法が「掘削除去」での計画の事例が最も多かった。直接摂取によるリスクにおいては、指示措置が「盛土」であって、実施措置の方法が「掘削除去」での計画の事例が最も多かった。

表4-2 指示措置の内容

指示措置の内容		指示措置の件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染			
		R3		累計		R3		累計		R3		累計	
		R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計		
地下水の 摂取等 による リスク	地下水の水質の測定	58	(604)	3	(88)	48	(439)	0	(0)	7	(77)		
	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	14	(165)	7	(87)	5	(35)	0	(0)	2	(43)		
	遮断工封じ込め	2	(3)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	1	(2)		
	合計	74	(772)	10	(175)	54	(475)	0	(0)	10	(122)		
直接 摂取 による リスク	盛土	6	(45)	-	-	6	(45)	-	-	-	-		
	土壌入換え	0	(6)	-	-	0	(6)	-	-	-	-		
	土壌汚染の除去	1	(19)	-	-	1	(19)	-	-	-	-		
	合計	7	(70)	-	-	7	(70)	-	-	-	-		

注1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることがあるため、「指示措置の件数」は汚染除去等計画書の提出件数と一致しない。

注2) 指示措置は規則別表第6に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」である。

注3) () 内の数値は、平成22年度からの累計件数である。

表 4-3 地下水の摂取等によるリスクに係る指示措置と汚染除去等計画書における実施措置の方法の件数

(件数：複数回答有)

指示措置	汚染除去等計画書における実施措置の方法		地下水の水質の測定		原位置封じ込め		遮水工封じ込め		地下水汚染の拡大の防止		土壌汚染の除去				遮断工封じ込め				不溶化			
											掘削除去		原位置浄化による除去				原位置不溶化		不溶化埋め戻し			
	R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計		
地下水の水質の測定	58	(144)	21	(60)	0	(1)	0	(0)	3	(4)	41	(87)	2	(5)	0	(0)	0	(2)	0	(0)		
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	14	(44)	4	(8)	0	(2)	0	(1)	3	(9)	6	(23)	5	(14)	0	(0)	1	(1)	0	(0)		
遮断工封じ込め	2	(2)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		

- 注1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることに加え、複数の実施措置の方法が計画されるため、「指示措置の件数」と「汚染除去等計画書における実施措置の方法の件数」は一致しない。
- 注2) 指示措置は規則別表第6に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、汚染除去等計画書における実施措置の方法は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。
- 注3) 累計は平成29年改正法による第二段階施行がなされた令和元年度からの累計件数である。

【 参考 地下水の摂取等によるリスクに係る指示措置と実施した措置の平成30年度までの累計件数 】

(件数：複数回答有)

指示措置	実施した措置		地下水の水質の測定		原位置封じ込め		遮水工封じ込め		地下水汚染の拡大の防止		土壌汚染の除去				遮断工封じ込め		不溶化			
											掘削除去		原位置浄化による除去				原位置不溶化		不溶化埋め戻し	
	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計		
地下水の水質の測定	460	121	2	0	0	265	18	0	1	3										
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	121	13	2	1	10	39	40	0	1	0										
遮断工封じ込め	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0										

- 注1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、「指示措置の件数」と「実施した措置の件数」は一致しない。
- 注2) 指示措置は規則別表第6に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施した措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。
- 注3) 平成22年度から平成29年改正法による第二段階施行前(H31.4.1前)の平成30年度までの累計件数である。

表 4-4 直接摂取によるリスクに係る指示措置と汚染除去等計画書における実施措置の方法の件数

(件数：複数回答有)

指示措置	汚染除去等計画書における実施措置の方法		舗装		立入禁止		土壌入替え				盛土		土壌汚染の除去			
	R3	累計	R3	累計	R3	累計	区域外土壌入替え		区域内土壌入替え		R3	累計	掘削除去		原位置浄化による除去	
							R3	累計	R3	累計			R3	累計	R3	累計
盛土	6	(13)	2	(7)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	1	(2)	4	(8)	0	(0)
土壌入替え	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
土壌汚染の除去	1	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(2)	0	(0)

注 1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることに加え、複数の実施措置の方法が計画されるため、「指示措置の件数」と「汚染除去等計画書における実施措置の方法の件数」は一致しない。

注 2) 指示措置は規則別表第 6 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、汚染除去等計画書における実施措置の方法は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。

注 3) 累計は平成 29 年改正法による第二段階施行がなされた令和元年度からの累計件数である。

【 参考 直接摂取によるリスクに係る指示措置と実施した措置の平成 30 年度までの累計件数 】

(件数：複数回答有)

指示措置	実施した措置		舗装		立入禁止		土壌入替え				盛土		土壌汚染の除去	
	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	区域外土壌入替え		区域内土壌入替え		H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計
							H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計				
盛土	32	7	4	0	0	4	0	0	0	0	4	12	1	
土壌入替え	6	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	
土壌汚染の除去	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	

注 1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、「指示措置の件数」と「実施した措置の件数」は一致しない。

注 2) 指示措置は規則別表第 6 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施した措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。

注 3) 平成 22 年度から平成 29 年改正法による第二段階施行前(H31. 4. 1 前)の平成 30 年度までの累計件数である。

4.3 実施措置の種類

令和3年度に提出された工事完了報告書、実施措置完了報告書及びそれらに準じた報告書に基づいた実施措置の種類を指定に係る特定有害物質の種類別に表4-5に示す。実施措置の種類は「掘削除去」が最も多く、次に「地下水の水質の測定」、その次に「舗装」と「原位置浄化」が同件数であった。

表 4-5 実施措置の種類

(件数：複数回答有)

実施措置の種類		要措置区域 実施措置実施件数		形質変更時 要届出区域 実施措置実施件数		実施措置実施件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染		
		R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計	R3	累計	
		実施措置が実施された 区域等														
地下水の リスク の 掘取等 による	地下水の水質の測定	9	(245)	26	(301)	35	(546)	4	(61)	24	(408)	0	(0)	7	(77)	
	原位置封じ込め	0	(12)	0	(10)	0	(22)	0	(2)	0	(8)	0	(0)	0	(12)	
	遮水工封じ込め	0	(5)	0	(9)	0	(14)	0	(3)	0	(7)	0	(0)	0	(4)	
	地下水汚染の拡大の防止	0	(25)	3	(24)	3	(49)	0	(23)	3	(12)	0	(0)	0	(14)	
	遮断工封じ込め	0	(1)	0	(2)	0	(3)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	
	不溶化	原位置不溶化	0	(10)	0	(5)	0	(15)	0	(1)	0	(8)	0	(0)	0	(6)
		不溶化埋め戻し	0	(7)	0	(19)	0	(26)	0	(0)	0	(17)	0	(0)	0	(9)
直接 掘取 による	舗装	5	(25)	24	(215)	29	(240)	0	(4)	25	(192)	0	(0)	4	(44)	
	立入禁止	0	(22)	22	(93)	22	(115)	0	(3)	17	(93)	0	(0)	5	(19)	
	土壌入換え	区域外土壌入換え	0	(5)	3	(49)	3	(54)	0	(1)	2	(46)	0	(0)	1	(7)
		区域内土壌入換え	0	(3)	1	(17)	1	(20)	0	(0)	1	(19)	0	(0)	0	(1)
	盛土	1	(5)	8	(87)	9	(92)	0	(1)	8	(70)	0	(0)	1	(21)	
土壌汚染の除去	掘削除去	103	(853)	440	(3,583)	543	(4,436)	14	(247)	442	(3,561)	0	(3)	87	(625)	
	原位置浄化	15	(163)	14	(129)	29	(292)	13	(151)	5	(33)	0	(1)	11	(107)	
工事完了・実施措置完了報告書及びそれらに準じた報告書提出件数		121	(1,099)	471	(4,294)	592	(5,393)	25	(419)	469	(4,148)	0	(5)	98	(821)	

注1) 1つの要措置区域等に対し、複数の実施措置が実施されることがあるため、「工事完了・実施措置完了報告書及びそれらに準じた報告書提出件数」は要措置区域等の指定の解除件数と一致しない。

注2) () 内の数値は、平成22年度からの累計件数である。

4.4 実施措置の実施率

令和3年度末までに指定された要措置区域における実施措置の実施率を表4-6及び図4-1に示す。要措置区域指定累計件数(A)が853件に対し、要措置区域解除累計件数(B)が578件、要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、実施措置を実施し完了していない(実施措置の実施中の)区域件数(C)が244件であり、実施措置の実施率((B+C)/A)は96.4%であった。

表4-6 実施措置の実施率

項目	件数	%
要措置区域指定累計件数(A)	853	100.0%
措置実施件数(B+C)	822	96.4%
要措置区域解除累計件数(B)	578	67.8%
要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、措置を実施し完了していない(措置実施中の)区域件数(C)	244	28.6%
措置未実施件数(A-(B+C))	31	3.6%

注) 要措置区域指定累計数 853 件のうち、平成 21 年改正法前に指定区域に指定され、改正法施行後、要措置区域に指定された 7 件を含む。

注) 今年度(令和3年度)、要措置区域に指定された区域における実施措置の実施状況などのヒアリング等調査を実施し、実施措置を実施し完了していない(実施措置の実施中の)区域件数(C)を見直した。

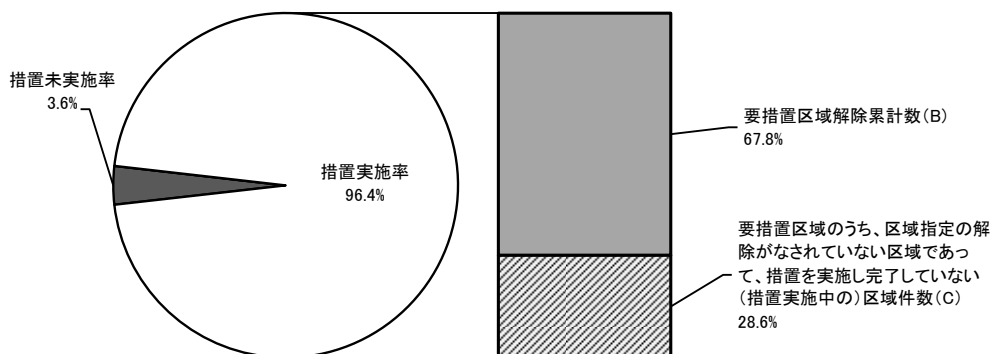


図4-1 措置実施率

4.5 臨海部特例区域

令和3年度における臨海部特例区域の状況を表4-7に示す。令和3年度に施行管理方針の確認により、臨海部特例区域として台帳に記載された件数は0件であり、令和3年度末時点における臨海部特例区域は1件である。

表4-7 臨海部特例区域の状況

項目	件数	
	R3	累計
施行管理方針の確認により、臨海部特例区域として台帳に記載した件数	0	(1)
うち、一般管理区域として指定されている件数	0	(0)
うち、自然由来特例区域として指定されている件数	0	(0)
うち、埋立地特例区域として指定されている件数	0	(0)
うち、埋立地管理区域として指定されている件数	0	(1)
施行管理方針の確認の取消しにより、台帳の記載内容を修正(自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域又は一般管理区域に修正)した件数	0	(0)
臨海部特例区域の区域数(当該年度末時点)	1	
うち、一般管理区域として指定されている件数	0	
うち、自然由来特例区域として指定されている件数	0	
うち、埋立地特例区域として指定されている件数	0	
うち、埋立地管理区域として指定されている件数	1	

注) () 内の数値は、令和元年度からの累計件数である。

4.6 汚染土壌の搬出及び処理の状況

1) 区域間移動及び飛び地間移動の事例

令和3年度において、区域間移動及び飛び地間移動における搬出された汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を表4-8に示す。区域間移動は0件であった。

飛び地間移動は32件であり、搬出された汚染土壌の特定有害物質の汚染状態は「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」、「鉛及びその化合物」の順に多く、搬出した汚染土壌の全体量は約7万 m^3 であった。

表 4-8 区域間移動及び飛び地間移動による汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

(件数：複数回答有)

搬出事例	搬出件数	VOC(第一種)													重金属等(第二種)										農薬等(第三種)					
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	一・二―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物	
区域間移動	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	累計	(26)	(0)	(8)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)	(8)	(8)	(8)	(11)	(0)	(8)	(11)	(22)	(12)	(9)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
飛び地間移動	R3	32	2	2	2	2	2	0	2	2	0	2	2	1	11	0	11	6	4	0	7	19	20	30	6	0	0	0	0	
	累計	(102)	(10)	(14)	(10)	(11)	(9)	(3)	(9)	(10)	(4)	(10)	(11)	(6)	(29)	(10)	(31)	(21)	(27)	(1)	(21)	(67)	(68)	(72)	(22)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
合計	R3	32	2	2	2	2	2	0	2	2	0	2	2	1	11	0	11	6	4	0	7	19	20	30	6	0	0	0	0	
	累計	(128)	(10)	(22)	(10)	(11)	(9)	(3)	(9)	(10)	(4)	(10)	(11)	(6)	(37)	(18)	(39)	(29)	(38)	(1)	(29)	(78)	(90)	(84)	(31)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)

注1) () 内の数値は、制度が施行された令和元年度からの累計件数である。

注2) 法第16条第1項の届出に基づき集計している。

2) 汚染土壌の処理先と特定有害物質による汚染状態

令和3年度において、実施措置のうち掘削除去によって搬出された汚染土壌の処理先と特定有害物質による汚染状態を表4-9に示す。処理先は「浄化等処理施設」、「分別等処理施設」、「埋立処理施設」の順に多かった。汚染土壌の特定有害物質による汚染状態は「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

表 4-9 汚染土壌の処理先と特定有害物質による汚染状態

(件数：複数回答有)

処理先	処理件数	VOC(第一種)														重金属等(第二種)										農薬等(第三種)				
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	一・二―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物	
浄化等処理施設	R3	417	16	6	2	7	15	9	2	3	24	3	3	34	14	24	94	33	47	3	22	244	225	241	50	2	1	1	2	1
	累計	(2,891)	(66)	(39)	(30)	(80)	(32)	(190)	(28)	(39)	(256)	(33)	(19)	(245)	(149)	(137)	(644)	(288)	(340)	(18)	(139)	(1,742)	(1,137)	(1,263)	(315)	(14)	(10)	(9)	(20)	(10)
セメント製造施設	R3	39	2	1	1	2	0	2	1	1	2	1	1	4	1	3	5	4	6	0	2	26	12	22	6	1	1	1	1	1
	累計	(675)	(3)	(3)	(2)	(9)	(0)	(17)	(1)	(3)	(39)	(3)	(1)	(31)	(14)	(15)	(112)	(27)	(52)	(0)	(31)	(386)	(206)	(284)	(59)	(2)	(2)	(2)	(5)	(2)
埋立処理施設	R3	50	2	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	4	0	0	10	5	14	0	1	29	27	18	6	0	0	0	1	0
	累計	(430)	(5)	(5)	(5)	(8)	(2)	(18)	(2)	(2)	(30)	(2)	(3)	(25)	(11)	(11)	(65)	(31)	(133)	(3)	(18)	(229)	(173)	(160)	(32)	(2)	(1)	(1)	(9)	(3)
分別等処理施設	R3	406	16	1	0	4	10	5	0	3	13	2	0	22	14	25	114	31	40	3	21	258	223	241	54	1	0	0	1	0
	累計	(2,177)	(55)	(23)	(8)	(43)	(20)	(72)	(26)	(34)	(105)	(24)	(10)	(132)	(80)	(103)	(527)	(185)	(214)	(14)	(110)	(1,430)	(939)	(1,072)	(227)	(8)	(4)	(3)	(11)	(4)
自然由来等土壌利用施設	R3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0
	累計	(7)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(6)	(7)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	R3	915	36	8	3	13	26	16	3	7	41	6	4	64	29	52	223	73	107	6	46	560	490	525	116	4	2	2	5	2
	累計	(6,180)	(129)	(70)	(45)	(140)	(54)	(297)	(57)	(78)	(430)	(62)	(33)	(433)	(254)	(266)	(1,348)	(531)	(739)	(35)	(298)	(3,793)	(2,462)	(2,785)	(633)	(26)	(17)	(15)	(45)	(19)

注1) 1件の処理事例に対し、複数の基準不適合物質が含まれ、複数の汚染土壌処理施設に搬出する場合がある。

注2) ()内の数値は、平成22年度からの累計件数である。

注3) 法第16条第1項の届出に基づき集計しているため、汚染土壌処理施設によっては処理が可能な特定有害物質についても計上している。

3) 汚染土壌処理施設までの流れ

令和3年度における法対象土壌及び法対象外土壌のそれぞれの汚染土壌処理施設までの流れを図4-2に示す。法対象土壌は約243万トンであり、処理先としては分別等処理施設に約111万トン(46%)、浄化等処理施設(浄化・溶融)に約80万トン(33%)、自然由来等土壌利用施設に約25万トン(10%)の順に多かった。法対象外土壌は約367万トンであり、処理先としては分別等処理施設に約174万トン(48%)、浄化等処理施設(浄化・溶融)に約107万トン(29%)、セメント製造施設に約54万トン(15%)の順に多かった。

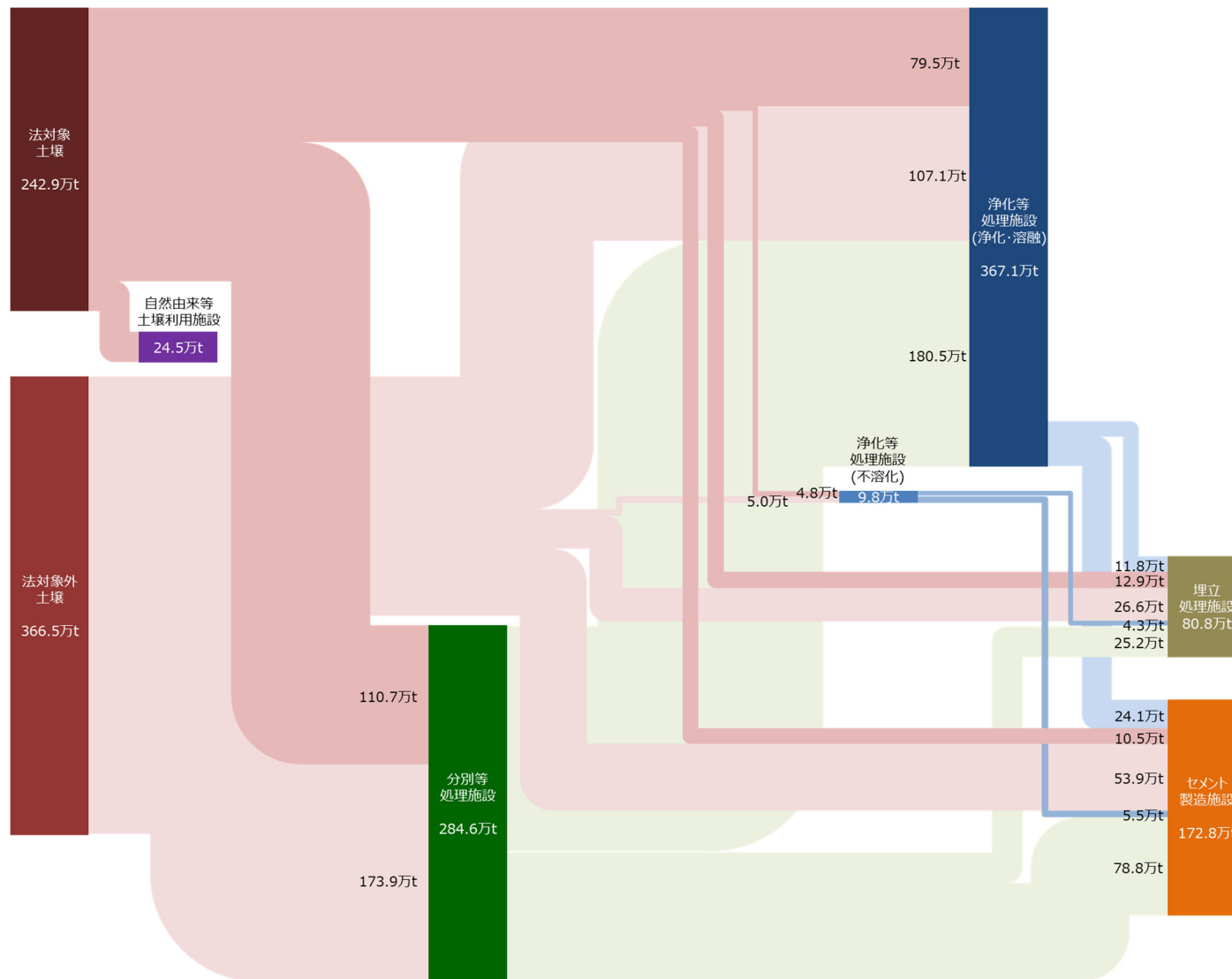


図 4-2 法対象土壌及び法対象外土壌のそれぞれの汚染土壌処理施設までの流れ（令和 3 年度）

5. 汚染土壌処理業

5.1 汚染土壌処理施設

1) 汚染土壌処理施設別の許可・更新等の状況

令和4年3月31日現在における汚染土壌処理業の許可を受けた事業場は119件であり、汚染土壌処理施設別の許可件数を表5-1に、汚染土壌処理施設別の更新等件数を表5-2に示す。汚染土壌処理施設の許可件数は「分別等処理施設」、「埋立処理施設」、「浄化等処理施設（浄化）」の順に多かった。

表5-1 汚染土壌処理施設別の許可の状況（令和3年度末時点）

（処理することができる特定有害物質：複数回答有）

汚染土壌処理施設	施設数	処理することができる特定有害物質																										
		VOC（第一種）										重金属等（第二種）							農業等（第三種）									
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	一・二ジクロロエチレン	一・三ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	有機りん化合物
浄化等処理施設（浄化）	38	18	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	32	32	27	8	8	33	34	34	32	27	12	12	12	6	12
浄化等処理施設（溶融）	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4
浄化等処理施設（不溶化）	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	16	13	10	10	15	16	16	15	15	0	0	0	0	0
セメント製造施設	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	0	0	20	21	21	21	21	0	0	0	0	0
埋立処理施設	40	31	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	40	40	39	37	37	39	40	40	40	39	35	35	35	33	35
分別等処理施設	48	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	46	47	38	4	4	47	48	48	48	48	23	23	23	1	23
自然由来等土壌利用施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
合計	171	56	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	157	159	121	61	61	158	165	165	162	154	74	74	74	41	74

注）1つの事業場で複数の汚染土壌処理施設を所有しているため、汚染土壌処理施設の合計件数と事業場数は一致しない。

表5-2 汚染土壌処理施設別の更新等の状況

（件数）

汚染土壌処理施設		更新 法第22条第4項	事故の届出 法第22条第9項	変更		休止 法第23条第4項	廃止 法第23条第4項	再開 法第23条第4項	改善命令 法第24条第1項	許可の取消し 法第25条第1項	停止命令 法第25条第1項
				許可 法第23条第1項	届出 法第23条第3項						
浄化等処理施設（浄化）	R3	6	0	14	29	0	2	0	0	0	0
	累計	(50)	(2)	(76)	(436)	(5)	(9)	(6)	(1)	(0)	(0)
浄化等処理施設（溶融）	R3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	累計	(8)	(0)	(2)	(42)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)
浄化等処理施設（不溶化）	R3	3	0	8	20	0	2	0	0	0	0
	累計	(24)	(2)	(42)	(204)	(0)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)
セメント製造施設	R3	5	0	4	20	0	0	0	0	0	0
	累計	(24)	(0)	(10)	(145)	(0)	(7)	(0)	(0)	(0)	(0)
埋立処理施設	R3	3	0	4	9	0	0	0	0	0	0
	累計	(48)	(1)	(54)	(158)	(4)	(7)	(0)	(0)	(0)	(0)
分別等処理施設	R3	10	0	8	45	2	2	0	0	0	0
	累計	(60)	(2)	(63)	(541)	(10)	(5)	(6)	(1)	(0)	(0)
自然由来等土壌利用施設	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	累計	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

注）更新等は事業場ごとで行われるため、『2.1 令和3年度の施行状況 2) 条項別の施行状況』の当該届出等の件数とは一致しない。

2) 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の許可状況

令和4年3月31日現在で許可されている汚染土壌処理施設の件数を都道府県・政令市別に表5-3に示す。許可されている浄化等処理施設は「関東地区」、セメント製造施設は「九州地区」、埋立処理施設は「近畿地区」、分別等処理施設は「関東地区」が最も多かった。なお、自然由来等土壌利用施設は「大阪市」及び「高知県」において許可されている。

表 5-3 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設（令和3年度末時点）

都道府県 政令市		浄化等処理施設				製セ 造メ ン施 設ト	処 理 施 設 立	処 理 施 設 等	自 然 田 等 土 壌 利 用 施 設	(件数)
		浄 化	溶 融	不 溶 化	小 計					
北海道地区	北海道	0	0	0	0	1	4	0	0	
	札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	旭川市	0	0	0	0	0	3	0	0	
	小計	0	0	0	0	1	7	0	0	
東北地区	青森県	1	0	0	1	1	0	0	0	
	青森市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	八戸市	0	0	0	0	1	0	0	0	
	岩手県	0	0	0	0	2	0	0	0	
	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	仙台市	0	0	0	0	0	1	0	0	
	秋田県	3	0	2	5	0	2	1	0	
	秋田市	0	0	0	0	0	1	0	0	
	山形県	1	0	1	2	0	2	1	0	
	山形市	0	0	0	0	0	1	0	0	
	福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	福島市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	5	0	3	8	4	6	3	0	
	茨城県	0	2	0	2	0	1	0	0	
	水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	つくば市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	栃木県	0	0	0	0	1	0	0	0	
	宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	高崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	
伊勢崎市	0	0	0	0	0	0	0	0		
太田市	0	0	0	0	0	0	0	0		
埼玉市	0	0	0	0	1	0	0	0		
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0		
川越市	0	0	0	0	0	0	0	0		
川口市	0	0	0	0	0	0	0	0		
所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0		
草加市	0	0	0	0	0	0	0	0		
越谷市	0	0	0	0	0	0	0	0		
春日部市	0	0	0	0	0	0	0	0		
熊谷市	0	0	0	0	1	0	0	0		
千葉県	2	0	0	2	0	2	2	0		
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0		
市川市	0	0	1	1	0	0	2	0		
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0		
松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0		
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0		
市原市	1	0	0	1	0	0	0	0		
東京都	3	0	3	6	0	0	3	0		
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0		
町田市	0	0	0	0	0	0	0	0		
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0		
横浜市	1	0	0	1	0	0	5	0		
川崎市	2	0	2	4	1	0	3	0		
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0		
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0		
厚木市	0	0	0	0	0	0	0	0		
平塚市	0	0	0	0	0	0	0	0		
藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0		
小田原市	0	0	0	0	0	0	0	0		
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0		
大和市	0	0	0	0	0	0	0	0		
新潟県	0	0	0	0	2	1	1	0		
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0		
長岡市	0	0	0	0	0	0	0	0		
上越市	0	0	0	0	0	0	0	0		
山梨県	0	0	1	1	0	0	1	0		
甲府市	0	0	0	0	0	0	0	0		
静岡県	0	0	0	0	0	1	0	0		
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0		
浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0		
沼津市	0	0	0	0	0	0	0	0		
富士市	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	9	2	7	18	6	5	17	0		
中部地区	富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	富山市	2	0	2	4	0	2	0	0	
	石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	金沢市	0	0	0	0	0	1	0	0	
	福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	福井市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	松本市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	岐阜県	1	0	0	1	0	0	1	0	
	近畿地区	岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0
		愛知県	5	0	1	6	0	0	5	0
		名古屋市	1	0	0	1	0	0	2	0
		豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市		0	0	0	0	0	0	0	0	
一宮市		0	0	0	0	0	0	0	0	
春日井市		0	0	0	0	0	0	0	0	
豊田市		0	0	0	0	0	0	0	0	
三重県		2	1	1	4	0	2	1	0	
四日市市		0	0	0	0	0	0	0	0	
小計		11	1	4	16	0	5	9	0	
滋賀県		0	0	0	0	0	0	0	0	
大津市		1	0	1	2	0	0	1	0	
京都府		0	0	0	0	0	0	0	0	
京都市		2	0	0	2	0	0	1	0	
大阪府		1	0	0	1	0	1	1	0	
大阪市		1	0	1	2	0	2	2	1	
堺市		0	0	0	0	0	1	0	0	
岸和田市		1	0	0	1	0	0	1	0	
豊中市		0	0	0	0	0	0	0	0	
吹田市		0	0	0	0	0	0	0	0	
高槻市		0	0	0	0	0	0	0	0	
枚方市		1	0	0	1	0	0	1	0	
茨木市		0	0	0	0	0	0	0	0	
八尾市		0	0	0	0	0	0	0	0	
寝屋川市		0	0	0	0	0	0	0	0	
東大阪市		0	0	0	0	0	0	0	0	
兵庫県		0	0	0	0	0	2	0	0	
神戸市		1	0	0	1	0	0	2	0	
姫路市		1	0	0	1	0	0	1	0	
尼崎市	1	0	1	2	0	0	4	0		
明石市	0	0	0	0	0	0	0	0		
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0		
加古川市	0	0	0	0	0	0	0	0		
宝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0		
奈良県	1	0	0	1	0	1	0	0		
奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0		
和歌山県	0	0	0	0	0	1	0	0		
和歌山市	0	0	0	0	0	1	0	0		
小計	11	0	3	14	0	9	14	1		
中国四国地区	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	松江市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	倉敷市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	広島県	1	0	0	1	0	0	1	0	
	広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	呉市	0	0	0	0	0	0	1	0	
	福山市	0	1	0	1	0	0	0	0	
	山口県	0	0	0	0	0	2	0	0	
	下関市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	徳島市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	高松市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	愛媛県	1	0	0	1	0	1	1	0	
	松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	高知県	0	0	0	0	1	0	0	1	
高知市	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	2	1	0	3	3	1	3	1		
九州地区	福岡県	0	0	0	0	0	4	0	0	
	北九州市	0	0	0	0	2	1	1	0	
	福岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	佐賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	佐世保市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	熊本市	0	0	0	0	0	1	1	0	
	大分県	0	0	0	0	1	1	0	0	
	大分市	0	0	0	0	0	2	0	0	
宮崎県	0	0	0	0	0	2	0	0		
宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0		
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0		
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0		
沖縄県	0	0	0	0	1	0	0	0		
那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	0	0	0	0	8	7	2	0		
合計	38	4	17	59	22	40	48	2		

注) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

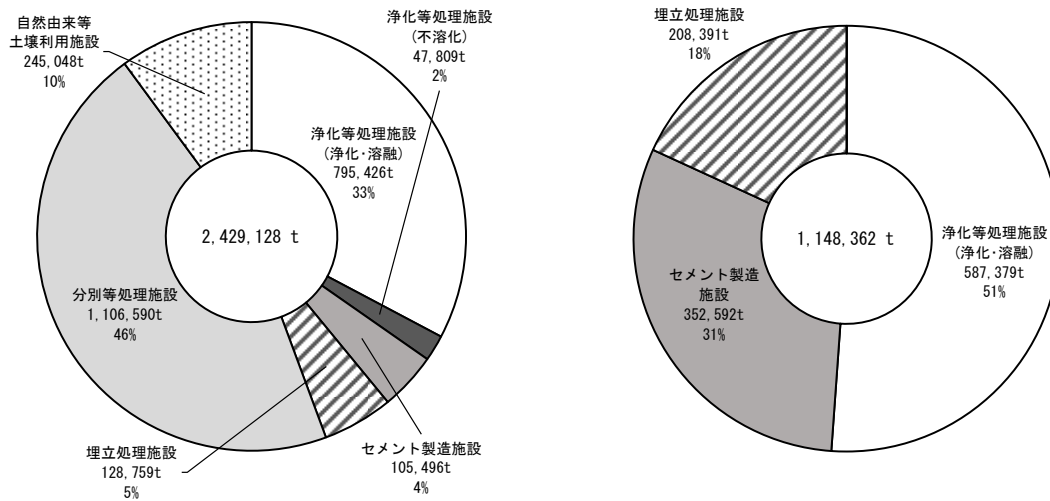
3) 汚染土壌処理施設で処理された土量

令和3年度に汚染土壌処理施設で処理された土量を図5-1に示す。

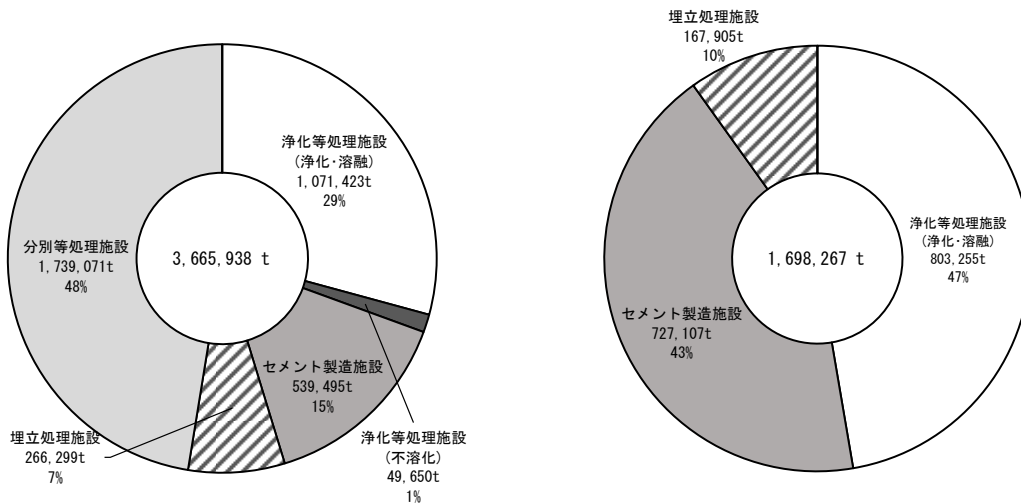
一次処理において、法対象土壌は約243万トン、法対象外土壌は約367万トン、合計は約610万トンであった。一次処理の内訳をみると、法対象土壌については、分別等処理施設は約111万トン(46%)、浄化等処理施設(浄化・溶融)は約80万トン(33%)、自然由来等土壌利用施設は約25万トン(10%)の順に多かった。法対象外土壌については、分別等処理施設は約174万トン(48%)、浄化等処理施設(浄化・溶融)は約107万トン(29%)、セメント製造施設は約54万トン(15%)の順に多かった。

再処理・二次処理において、法対象土壌は約115万トン、法対象外土壌は約170万トン、合計は約285万トンであった。再処理・二次処理の内訳をみると、法対象土壌については、浄化等処理施設(浄化・溶融)は約59万トン(51%)、セメント製造施設は約35万トン(31%)、埋立処理施設は約21万トン(18%)の順に多かった。法対象外土壌については、浄化等処理施設(浄化・溶融)は約80万トン(47%)、セメント製造施設は約73万トン(43%)、埋立処理施設は約17万トン(10%)の順に多かった。

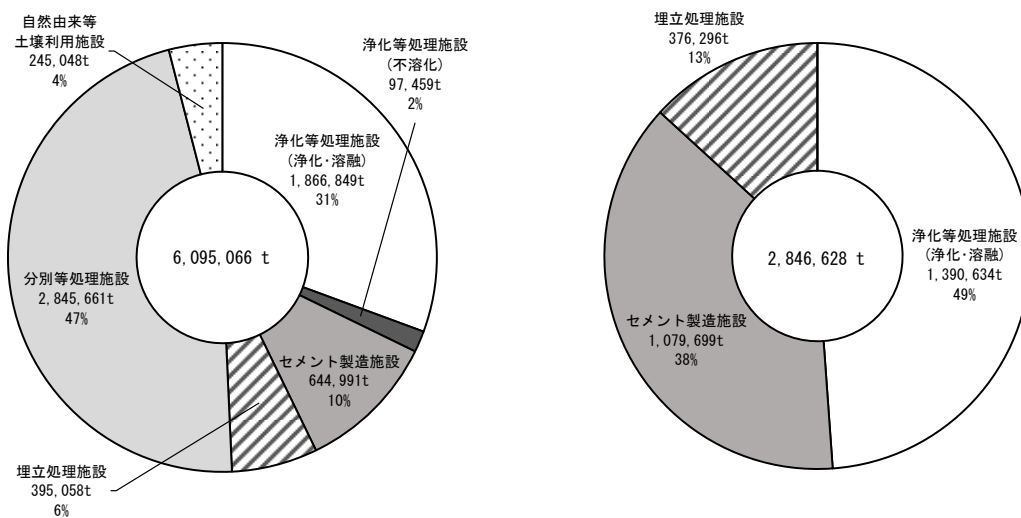
(ア) 法対象土壌 (左：一次処理、右：再処理・二次処理)



(イ) 法対象外土壌 (左：一次処理、右：再処理・二次処理)



(ウ) 合計 (左：一次処理、右：再処理・二次処理)



※各土量は、自治体が把握している処理量をまとめたもの

図 5-1 汚染土壌処理施設で処理された土量 (令和 3 年度)

4) 情報公開の状況

令和4年3月31日現在で汚染土壌処理業者の許可を受けた事業場119件のうち、ホームページ等により情報公開している内容とその事業場数を表5-4に示す。

表5-4 情報公開の内容及び事業場数

情報公開の内容		情報公開している事業場数	
許 る 可 情 に 報 関 す	処理方法	94	
	処理能力	83	
	処理する特定有害物質による汚染状態(物質)	76	
	処理する特定有害物質による汚染状態(濃度)	69	
実 績 に 関 す る 情 報	要措置区域等の所在地など	法対象	5
		法対象外	3
	特定有害物質による汚染状態(最大値)	法対象	8
		法対象外	7
	処理前土壌の重量	法対象	19
		法対象外	21
	処理方法	法対象	21
		法対象外	21
	処理後土壌の搬出量又はセメント製造における生産量	法対象	15
		法対象外	16
	処理後土壌の搬出量	法対象	6
		法対象外	5
	汚染土壌の受入日、処理終了日	法対象	6
		法対象外	6
	浄化確認調査結果	法対象	2
		法対象外	1
排水測定に係る事項		21	
下水測定に係る事項		1	
地下水測定に係る事項		24	
大気有害物質測定に係る事項		10	

6. 自治体の取組状況等

6.1 法対象外の事例を含めた土壤汚染調査事例

法に基づく事例に加え、条例・要綱等に基づくもの、自主的に行われたものなど、都道府県・政令市が把握している土壤汚染調査・対策（措置）事例を調査対象としてとりまとめた。

本調査結果のとりまとめにあたっては、土壤中の物質の濃度について何らかの調査（分析・測定）が行われた事例を「土壤汚染調査事例」と呼び、「土壤汚染調査事例」のうち土壤環境基準又は法の基準に適合しないことが判明した事例を「基準不適合事例」と呼ぶ。「土壤汚染調査事例」には土壤環境基準項目又は法の基準項目について調査（分析・測定）を行った事例のほか、それらの基準項目以外の物質について何らかの調査（分析・測定）を行った事例、法施行以前の土壤調査及び分析・測定事例も含まれる。

6.2 土壤汚染調査事例及び基準不適合事例数

令和3年度までに都道府県・政令市が把握した土壤汚染調査事例の累計は、土壤汚染調査事例が36,589件、基準不適合事例が16,466件であった。年度別の土壤汚染調査事例の件数を図6-1及び表6-1に示す。令和3年度における土壤汚染調査事例の件数は2,518件、うち法対象事例の件数は1,415件であった。土壤汚染調査事例のうち基準不適合事例の件数は994件、うち法対象事例の件数は692件であった。

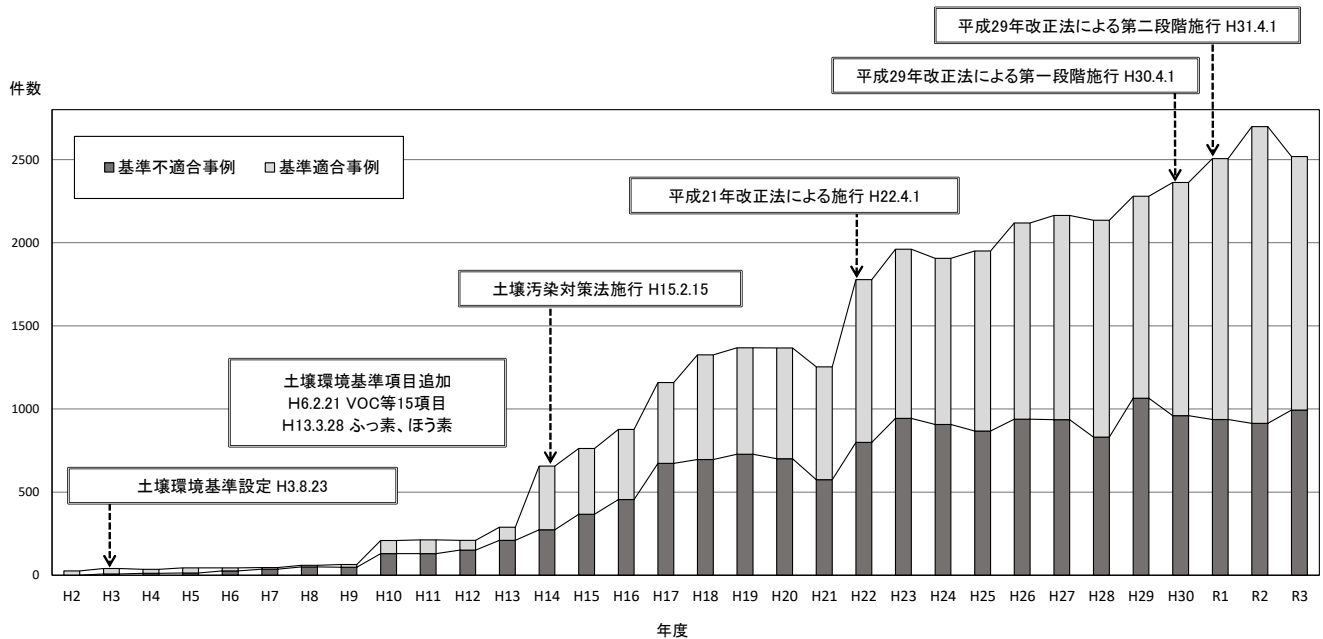


図 6-1 年度別の土壤汚染調査事例

表 6-1 年度別の土壤汚染調査事例

年度	S49 以前	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
土壤汚染調査事例	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26

年度	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
土壤汚染調査事例	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	762	877	1,159	1,326	1,367
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	90	164	185	265	244
基準不適合事例	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	366	456	673	696	728
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	21	43	48	77	81

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	累計
土壤汚染調査事例	1,366	1,253	1,778	1,961	1,906	1,950	2,118	2,164	2,135	2,279	2,362	2,505	2,698	2,518	36,589
うち法対象	240	299	519	685	690	688	826	754	831	839	1,051	1,257	1,342	1,415	12,384
基準不適合事例	700	575	798	943	907	867	938	935	930	1,064	960	936	913	994	16,466
うち法対象	71	94	275	468	488	479	586	527	615	578	601	613	615	692	6,972

注1) 「土壤汚染調査事例」は、法対象事例は都道府県知事又は政令市長に土壤汚染状況調査の結果が報告された年度で整理し、法対象外事例は調査結果が判明した年度で整理している。

注2) 法対象の土壤汚染調査事例は平成15年施行法の施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

6.3 特定有害物質別の基準不適合事例

令和3年度及び平成3年度から令和3年度までの特定有害物質別の基準不適合事例の件数を表6-2、図6-2及び図6-3に示す。令和3年度の基準不適合事例においては、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「クロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。また、累計の基準不適合事例においては、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「ベンゼン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

表6-2 特定有害物質別の基準不適合事例

(件数：複数回答有)

年度・累計	特定有害物質																											
	VOC(第一種)										重金属等(第二種)							農業等(第三種)										
	クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物	
R3	72	18	21	45	67	-	14	22	77	24	17	98	40	42	183	70	88	0	55	536	370	446	104	10	9	9	15	10
累計	290	193	228	486	173	1,082	126	276	1,468	312	180	1,654	1,214	496	2,481	1,101	1,345	66	691	8,488	5,025	5,890	1,212	80	80	76	196	85

注1) 累計は、土壤環境基準設定(平成3年8月23日)からの数値である。

注2) シス-1,2-ジクロロエチレンの累計は土壤環境基準設定(平成3年8月23日)から令和元年度までの累計件数である。

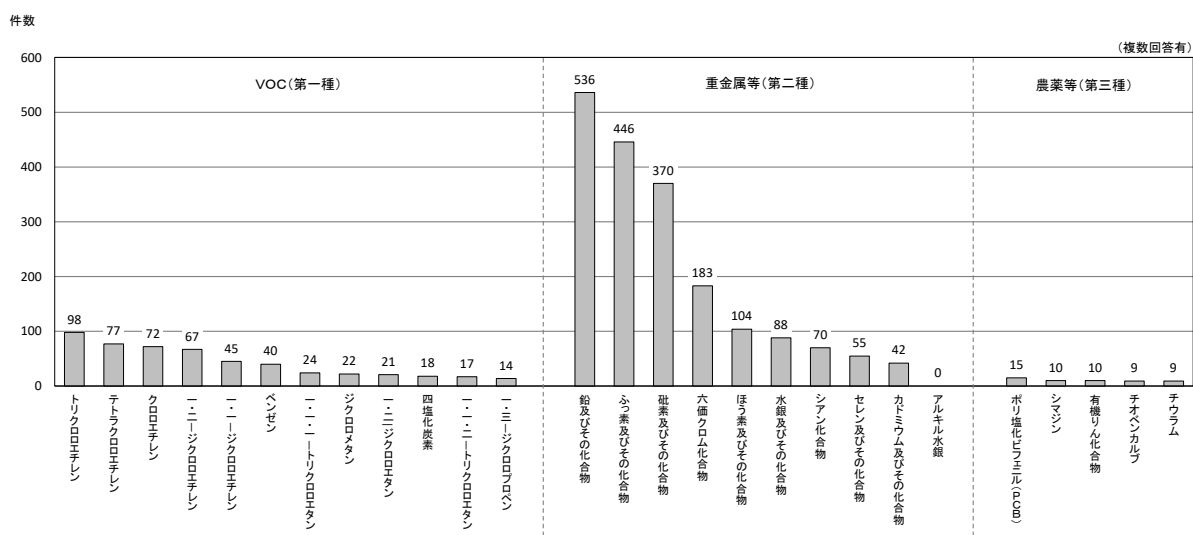
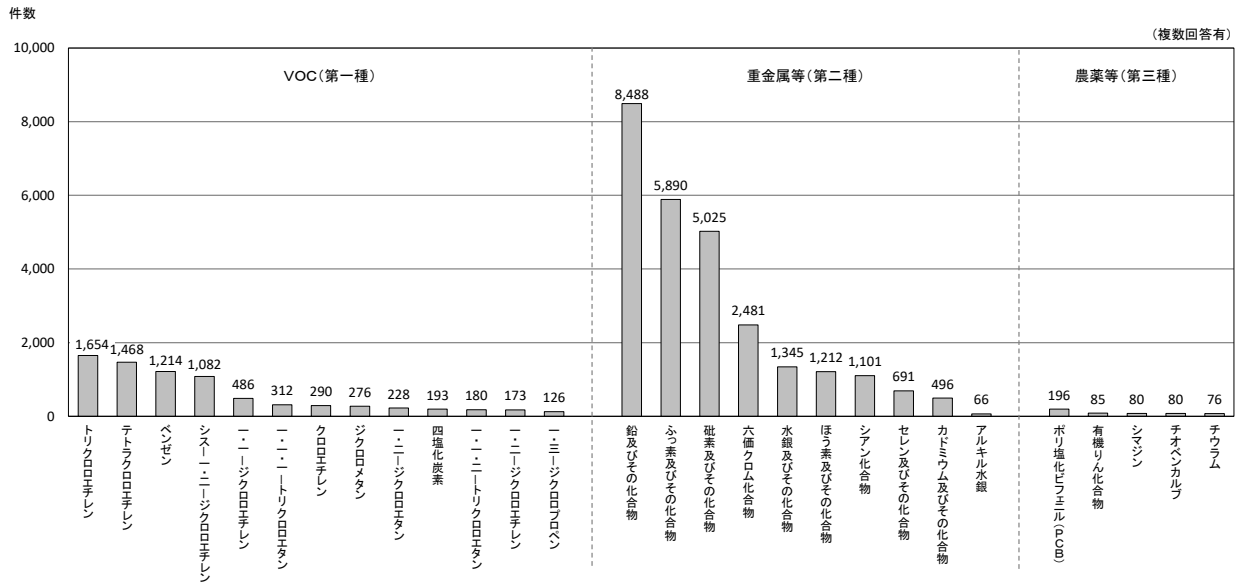


図6-2 特定有害物質別の基準不適合事例 (令和3年度)



注) シス-1,2-ジクロロエチレンの累計は土壌環境基準設定(平成3年8月23日)から令和元年度までの累計値である。

図 6-3 特定有害物質別の基準不適合事例(累計)

6.4 建設発生土等の土壌汚染の把握状況

令和3年度に自治体が建設発生土（いわゆる残土）等による土壌汚染を把握した事例を表 6-3 に示す。残土等から土壌汚染を把握した事例 36 件（12 自治体）のうち、土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図ることが規定されている条例・要綱等（残土条例）により土壌汚染が把握された事例は 12 件であった。なお、把握した土壌汚染への対応としては「土壌汚染に関わる条例・要綱等に基づいた対応」が最も多かった。

表 6-3 建設発生土等の土壌汚染を把握した事例（令和3年度）

(件数：複数回答有)

事例内容		分類	公共工事	民間工事	その他 (廃棄物混じりであり 発生源不明等)	合計
			23	12	1	36
土壌汚染を 把握したきっかけ	土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図ることが規定されている条例・要綱等(残土条例)		11	1	0	12
	土対法以外の法令に基づいた調査		0	0	0	0
	土壌汚染に関わる条例・要綱等に基づいた調査		5	1	0	6
	自主的な調査		7	10	1	18
	住民などからの通報・要望等		0	0	0	0
	その他		0	0	0	0
土壌汚染を 把握した対象	搬入土(搬入される前の土壌含む)		0	1	0	1
	工事掘削土(場内たい積、盛土等)		11	9	0	20
	搬出土(搬出前の土壌含む)		12	2	0	14
	その他		0	0	1	1
把握した土壌汚染 への対応	土対法に準じた対応		10	3	0	13
	土対法以外の法令に基づいた対応		0	0	0	0
	残土条例に基づいた対応		3	1	0	4
	土壌汚染に関わる条例・要綱等に基づいた対応		10	7	0	17
	「建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル(暫定版)」に基づいた対応		0	1	0	1
	事業者との間で締結した協定に基づいた対応		0	0	0	0
	その他		0	1	1	2

事例内容における「その他」について

土壌汚染を把握した対象：条例で許可された資材置き場における改良土
把握した土壌汚染への対応：原位置浄化と類似した方法を区域外で実施
地域管轄事務所及び事業主との情報共有

6.5 条例等の制定状況

1) 都道府県・政令市における条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況及び土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を内容に含む条例等の制定状況について以下に示す。なお、令和2年度以降の制定状況については、隔年で調査を実施している。

土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等を制定している119自治体における内容を表6-4に示す。条例等の内容は「⑦汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が75件と最も多かった。また、「④その他、土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容を表6-5に示す。

表6-4 都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況

(件数：複数回答有)

条例等の内容	都道府県・政令市における条例、要綱、指導指針等																		
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R3	
① 法で定める調査契機他に独自の調査契機を設けているもの(法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているものも含む)	—	—	—	26	29	30	33	25	25	25	25	26	26	27	24	25	25	25	
② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の汚染状態に関する基準以外の独自の基準を設けているもの	5	7	7	5	5	5	5	5	5	7	7	8	7	8	7	7	8	9	
③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	21	22	18	19	19	21	23	20	18	19	19	22	21	24	21	23	22	23	
④ その他、土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	16	16	17	18	17	17	19	19	18	19	20	20	20	20	20	20	20	22	
⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	10	15	17	21	21	21	25	24	25	25	25	27	26	27	25	26	26	26	
⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	6	5	6	8	8	15	22	37	44	43	47	49	54	57	61	59	61	
⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	32	37	40	41	42	45	52	56	58	58	60	68	69	66	70	68	76	75	
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	35	42	43	44	45	46	48	51	52	53	55	56	56	58	56	57	57	59	
条例、要綱、指導指針等を制定している都道府県・政令市	61	68	72	73	76	80	84	93	103	104	104	107	110	113	118	117	114	119	

注) ⑦は本書77、78頁に示す「都道府県・政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等」(53件)を含む。なお、当該条例等が土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例等にも該当する場合は集計していない。

都道府県・政令市が定めている条例、要綱、指導指針等（令和3年度末）
 （下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの）

北海道	北海道公害防止条例	⑧	
青森県	青森県公害防止条例	⑧	
岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	①③④⑦	
	岩手県土壌汚染対策指針	⑤	
宮城県	汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱	⑥	
山形県	山形県生活環境の保全等に関する条例	①④⑦⑧	改正
	山形県汚染土壌等の処理に関する指導要綱	⑥	改正
福島県	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	④⑤	
茨城県	茨城県生活環境の保全等に関する条例	④	
栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例	⑧	
	栃木県汚染土壌処理に関する指導要綱	⑥	
群馬県	群馬県の生活環境を保全する条例	①⑤⑦⑧	
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	①⑤⑦⑧	
千葉県	千葉県環境保全条例	⑧	
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	①③⑤⑦⑧	
	東京都土壌汚染対策指針	⑤	
	東京都汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手續に関する要綱	⑥	
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	①②③④⑤⑥⑦⑧	改正
新潟県	新潟県生活環境の保全等に関する条例	①③⑦⑧	
静岡県	静岡県生活環境の保全等に関する条例	⑧	
	静岡県汚染土壌適正処理指導要綱	⑥	
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	⑦	
福井県	福井県公害防止条例	⑧	
長野県	良好な生活環境の保全に関する条例	⑧	改正
岐阜県	岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱	③⑤⑦⑧	
	岐阜県汚染土壌処理業に関する指導要綱	⑥	改正
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	①③⑤⑥⑦⑧	
	愛知県土壌汚染等対策指針	⑤	改正
三重県	三重県生活環境の保全に関する条例	①③⑤⑥	
	三重県汚染土壌処理業に関する指導要綱	⑥	
滋賀県	滋賀県公害防止条例	①⑤	
京都府	京都府環境を守り育てる条例	⑧	
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	①②③⑤⑦⑧	
	大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針	③④⑤	
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	⑧	
奈良県	生活環境保全条例	⑧	
和歌山県	和歌山県公害防止条例	⑧	
鳥取県	鳥取県公害防止条例	⑧	
島根県	島根県汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱	⑥	
岡山県	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	③⑧	
	岡山県汚染土壌等の処理に係る指導要綱	⑥	
	土壌汚染等発見時の周辺調査及び公表に関する指針	③	
広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	①⑦⑧	
徳島県	徳島県生活環境保全条例	②③⑤⑦⑧	
香川県	香川県生活環境の保全に関する条例	①③⑦⑧	
愛媛県	愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱	⑥	改正
福岡県	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	⑧	
	福岡県土壌汚染対策指導要綱	④	
熊本県	熊本県地下水保全条例	⑦⑧	
宮崎県	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例	⑧	
	宮崎県汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
沖縄県	沖縄県生活環境保全条例	④	

(続き)

札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	⑧	
	札幌市における自然由来ヒ素の判定方法について	④	
	土壤汚染の報告に関する対応要領	③	新規
	札幌市土壤汚染対策法第4条等の施行に関する事務処理要領	⑤	新規
	札幌市土壤汚染対策法第4条の届出遅延等に関する対応方針	⑤	新規
旭川市	旭川市汚染土壤処理業の許可に関する指導要綱	⑥	
青森市	青森市土壤汚染対策法第4条第1項の届出に係る添付書類等を定める要領	④	
八戸市	八戸市公害防止条例	⑦⑧	
	八戸市汚染土壤処理業許可等に関する指導要綱	⑥	
秋田市	秋田市汚染土壤の処理に関する指導要綱	⑥	
山形市	山形市汚染土壤の処理に関する指導要綱	⑥	改正
いわき市	いわき市土壤汚染要措置区域等に係る台帳等の閲覧に関する事務処理要領	④	
水戸市	水戸市公害防止条例	⑧	
宇都宮市	宇都宮市汚染土壤処理に関する指導要綱	⑥	
前橋市	土壤及び地下水汚染対策要綱	④	改正
	前橋市土壤汚染対策法等関係施行要綱	④	新規
高崎市	高崎市公害防止条例	⑧	
太田市	太田市土壤汚染対策法関係施行要綱	④	
	太田市汚染土壤処理業許可等に関する指導要綱	⑥	
さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例	①⑤⑦	
川越市	汚染土壤処理業の許可に関する手続を定める要綱	⑥	
川口市	川口市汚染土壤処理業の許可の申請の手続等に関する要綱	⑥	
草加市	草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例	①⑦	
越谷市	越谷市汚染土壤処理業の許可申請の手続等に関する要綱	⑥	改正
熊谷市	熊谷市汚染土壤の処理業許可に関する手続等等を定める指針	⑥	
千葉市	千葉市環境基本条例	⑧	
	千葉市環境保全条例	⑧	改正
	千葉市土壤汚染対策指導要綱	①⑤⑦	
	千葉市汚染土壤処理業許可等に関する指導要綱	⑥	
市川市	市川市環境保全条例	①③⑤⑦⑧	
	市川市汚染土壤処理業の許可等に関する指導要綱	⑥⑧	
船橋市	船橋市環境保全条例	⑧	
柏市	柏市環境保全条例	⑧	
	柏市汚染土壤処理業許可等指導要綱	⑥	
市原市	市原市生活環境保全条例	⑧	
	市原市民の環境をまもる基本条例	⑧	
八王子市	八王子市汚染土壤処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	⑥	改正
町田市	町田市汚染土壤処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	⑥	
横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	①②③⑤⑥⑦⑧	改正
	汚染土壤処理業許可申請前対策指針	⑥	
	土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針	⑧	改正
	横浜市生公共用地等取得に係る土壤汚染対策事務処理要綱	①⑦	
川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	①②⑤⑧	
	川崎市汚染土壤処理施設許可等に関する事務手続要綱	⑥	
	汚染土壤処理施設等専門家会議要綱	⑥	
横須賀市	横須賀市適正な土地利用の調整に関する条例	⑧	
新潟市	新潟市生活環境の保全等に関する条例	⑧	
静岡市	静岡市汚染土壤適正処理指導要綱	⑥	
浜松市	浜松市土壌・地下水汚染対策に関する要綱	①②③④⑦⑧	
金沢市	金沢市環境保全条例施行規則	④	改正
福井市	福井市公害防止条例	⑧	
長野市	長野市公害防止条例	①③⑤⑧	
岐阜市	岐阜市地下水保全条例	②⑦⑧	
名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	①③⑤⑥⑦⑧	改正
	土壤汚染等対策指針	⑤	改正
	土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針	③	
	名古屋市汚染土壤処理業許可等申請手数料条例	⑥	
豊橋市	豊橋市汚染土壤処理業に関する指導要綱	⑥	改正
	豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壤処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥	
岡崎市	岡崎市生活環境保全条例	①④⑤⑦	
	岡崎市土壤汚染等対策指針	⑤	
	岡崎市土壤汚染対策法に係る事務処理要綱	③	

(続き)

一宮市	一宮市土壤汚染対策法に係る事務処理要綱	⑤	
	<u>一宮市土壤汚染対策法に基づく立入検査要領</u>	④	新規
春日井市	春日井市土壤汚染対策法施行細則	④	
	春日井市生活環境の保全に関する条例	①	
	春日井市土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針	③	
豊田市	豊田市土壤汚染対策法施行要綱	④	
大津市	大津市汚染土壤処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥	
	大津市汚染土壤処理施設への汚染土壤の搬入の届出に関する要綱	⑥	
京都市	京都市汚染土壤処理業の許可に係る手続等に関する要綱	⑥	
大阪市	市有地の形質変更時における土壤汚染調査・対策指針	①	
岸和田市	岸和田市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
枚方市	枚方市公害防止条例	⑧	
八尾市	八尾市生活環境の保全と創造に関する条例	⑧	
東大阪市	東大阪市生活環境保全等に関する条例	⑧	
	東大阪市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
姫路市	姫路市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
尼崎市	尼崎市の環境を守る条例	⑧	
	工場跡地に関する取扱要綱	④	
	尼崎市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	尼崎市汚染土壤処理業者に対する行政処分実施要領	⑥	
	尼崎市土壤汚染及び地下水汚染情報の記者資料提供に係る事務取扱要領	④	
西宮市	西宮市汚染土壤処理業の許可申請に伴う汚染土壤処理施設の設置等に関する指導要綱	⑥	
加古川市	加古川市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
和歌山市	和歌山市汚染土壤処理業の許可申請に係る生活環境影響調査の事前協議に関する要綱	⑥	
岡山市	岡山市環境影響評価条例	⑥	改正
倉敷市	倉敷市汚染土壤処理に関する指導要綱	⑥	
福山市	福山市汚染土壤処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱	⑥	
徳島市	徳島市汚染土壤処理業に関する指導要綱	⑥	
松山市	<u>松山市汚染土壤処理業の許可等に関する指導要綱</u>	⑥	新規
北九州市	北九州市土壤汚染対策指導要領	②③	
佐世保市	佐世保市環境保全条例	⑧	
熊本市	熊本市土壤汚染対策法の施行に係る事務処理要綱	④	改正
	熊本市地下水、土壤及び公用水域の汚染防止対策要綱	④⑧	
宮崎市	宮崎市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	

- ① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けているもの(法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているものも含む)
- ② 土壤汚染の有無の判断基準として、法の汚染状態に関する基準以外の独自の基準を設けているもの
- ③ 土壤汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壤汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの
- ④ その他、土壤汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの
- ⑤ 土壤汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの
- ⑥ 汚染土壤処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壤汚染の未然防止を図るもの
- ⑧ 土壤汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの

表 6-5 「④その他土壤汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容
(令和3年度末)

自治体名	内容
岩手県	有害物質取扱者は年1回以上、土壤又は地下水を調査し、基準超過の場合、知事へ報告することを規定している。
山形県	有害物質使用特定事業場(一部除外規定有)に対し、年1回以上、地下水または土壤の測定を義務化。また、汚染判明時には、知事への報告、措置の実施を行わせるもの。
福島県	土壤汚染対策法が適用されない汚染土壤の適正な処分を確保するため、汚染土壤の処分基準等を規定している。
茨城県	特定の有害物質を使用する施設の届出と土壤及び地下水の汚染防止のための構造基準、定期点検義務、汚染時の対応、違反に対する処分等を規定している。
神奈川県	要措置区域等や汚染が判明している特定有害物質使用地において、土地の区画形質を変更する場合、周辺住民等への周知を義務付けている。
大阪府	自主調査及び自主措置(以下「自主調査等」という。)の実施に関する基本的な事項を定めることにより、適切で、かつ客観性がある自主調査等が実施され、およびその結果が適切に活用されることを目的とする。
福岡県	法に規定されていない届出(様式)等を規定している。
沖縄県	特定有害物質等取扱施設における有害物質管理状況の点検の結果、有害物質が土壤に飛散等し、人の健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合は、土壤汚染の有無及び当該汚染の原因等に係る調査を行うことを規定している。
札幌市	自然由来砒素が広範囲に分布している地域特性があるため、自然由来砒素の判定方法を定めている。
青森市	法第4条第1項の届出対象地について、人為的汚染のおそれの有無を判断するため制定した。
いわき市	指定区域及び有害物質使用特定施設に係る情報の管理及び閲覧など。
前橋市	水質測定計画に基づく調査や事業者からの報告によって判明した地下水汚染、土壤汚染についての対策を規定している。 土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた者は、年1回の土地利用の報告等を規定している。
太田市	一定の規模以上の土地の形質変更届に関する添付書類を規定している。
浜松市	法第6条第1項第1号に定める基準に適合しない場合、地下水を測定することを規定し、汚染の除去等の措置の計画の提出および完了の報告を義務付けている。
金沢市	有害物質等の適正管理による未然防止。有害物質使用特定施設を廃止した土地及び土壤汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認められる土地について、行政による立入調査及び指導。土壤汚染の指導基準として、溶出基準、含有量基準、全量基準(Cd、T-Hg、Pb、As)を設定。
岡崎市	有害物質使用特定施設(法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。)に係る工場又は事業場を設置している者において、建物等の除却時の調査及び土地の売却時の調査を規定している。
一宮市	土壤汚染対策法に基づいた立入検査に関して定めているもの。
春日井市	土壤汚染状況調査の報告期限の延長を申請する際、申請様式を規定している。調査猶予を受けた土地の所有者等に対し、毎年4月30日までに同月1日現在における当該土地の利用状況について、報告することを義務付けている。
豊田市	事業者への各種通知の様式・土地の利用状況の報告を規定している。
尼崎市	工場跡地等の用途転換・再開発等の際に事業者へ土地の履歴、有害物質使用の状況等を報告を義務付けている。 土壤・地下水汚染が判明したとき、周辺住民等へ周知を図り、汚染地下水の飲用回避等の健康被害防止の措置を講じるため、公表の取扱いを規定している。
熊本市	調査猶予を受けた土地所有者に年1回、土地利用状況を報告させるとともに、法に規定されていない届出(様式)を規定している。 未然防止のために施設の構造基準等を規定している。 清冽な地下水を保持するため、地下水及び土壤の汚染防止に関する浸透型調整池や浸透井戸等の地下水浸透施設における構造要件や油等の水質汚濁事故防止の構造要件を規定している。

**都道府県・政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による
土壌汚染の防止を図る条例等（令和3年度末）**
（下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの）

青森県	青森県県外土砂の搬入に係る事前協議等に関する事務処理要領	
茨城県	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
栃木県	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
群馬県	群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
埼玉県	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	
千葉県	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	改正
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	
岐阜県	岐阜県埋立て等の規制に関する条例	
三重県	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	
京都府	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
大阪府	大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例	
兵庫県	淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	
和歌山県	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例	
徳島県	徳島県生活環境保全条例	
香川県	香川県みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例	
愛媛県	愛媛県土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
高知県	高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	
佐賀県	佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
大分県	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	改正
水戸市	水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
つくば市	つくば市土砂等の埋立て等の規則に関する条例	
宇都宮市	宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
前橋市	前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
高崎市	高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例	
伊勢崎市	伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	
太田市	太田市土砂等による埋立ての規制に関する条例	
さいたま市	さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例	
川崎市	川崎市土砂のたい積等の規制に関する条例	
川口市	川口市土砂の堆積等の規制に関する条例	
所沢市	所沢市土砂のたい積の規制に関する条例	
越谷市	越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例	
春日部市	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例	
熊谷市	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例	
千葉市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
市川市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
船橋市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
柏市	柏市土砂等埋立て等規制条例	
市原市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	
横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	
相模原市	相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	
長岡市	長岡市小国地域における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に 関する措置を定める条例	
沼津市	沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
富士市	富士市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例	改正
春日井市	春日井市土砂等の埋立て等に関する条例	
大津市	大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
京都市	京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
岸和田市	岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例	
高槻市	高槻市土砂埋め立て等の規制に関する条例	
枚方市	枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例	

(続き)

神戸市	神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例	新規
奈良市	奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
佐賀市	佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例	

2) 政令市以外の市区町村における条例等の制定状況

政令市以外の市区町村における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況及び土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を内容に含む条例等の制定状況について以下に示す。なお、令和2年度以降の制定状況については、隔年で調査を実施している。

政令市以外の市区町村で、土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等を制定している408自治体における内容を表6-6に示す。条例等の内容は、「⑦汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が287件と最も多かった。

表 6-6 政令市以外の市区町村における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況

(件数：複数回答あり)

条例等の内容	都道府県・政令市における条例、要綱、指導指針等																	
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R3
① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けているもの(法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているものも含む)	—	2	4	4	4	6	7	7	8	8	9	8	10	11	10	10	12	11
② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の汚染状態に関する基準以外の独自の基準を設けているもの	—	1	0	0	0	2	2	3	3	3	3	2	4	4	4	2	2	2
③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	—	2	3	4	4	4	4	3	2	2	2	2	3	2	4	2	2	2
④ その他、土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	—	1	2	3	1	1	4	6	6	6	6	7	7	6	8	7	9	8
⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	3	1	2	2	5	5	4	4	6	5	12	14	15	15	14	14	15
⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	0	1	0	0	1	2	2	11	14	15	22	24	27	27	29	26	27
⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	—	170	159	155	171	185	197	185	210	223	229	237	244	260	271	266	279	287
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	—	29	22	36	39	40	44	48	48	51	72	115	132	136	147	157	165	169
条例、要綱、指導指針等を制定している政令市以外の市区町村	—	204	192	194	211	224	233	237	265	298	307	332	338	360	377	389	394	408

注) ⑦は本書 83 頁から 87 頁に示す「政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等」(284 件)を含む。なお、当該条例等が土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例等にも該当する場合は集計していない。

政令市以外の市区町村が定めている条例、要綱、指導指針等（令和3年度末）
 （下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの）

北海道	帯広市	帯広市公害防止条例	⑧		
	苫小牧市	苫小牧市公害防止条例	⑧		
	江別市	江別市公害防止条例	⑧		
	登別市	登別市公害防止条例	⑧		
	恵庭市	恵庭市公害防止条例	⑧		
	伊達市	伊達市公害防止条例	⑧		
	石狩市	石狩市公害防止条例	⑧		
	北斗市	北斗市公害防止条例	⑧		
	福島町	福島町公害防止条例	⑧		
	長万部町	長万部町公害防止条例	⑧		
	倶知安町	倶知安町環境基本条例	⑧		
	余市町	余市町公害防止条例	⑧		
	中富良野町	中富良野町生活環境保全条例	⑧		
	下川町	下川町環境保全条例	⑧		
	遠軽町	遠軽町環境基本条例	⑧		
		<u>遠軽町環境保全条例</u>	⑧	新規	
		豊浦町公害防止条例	⑧		
		洞爺湖町公害防止条例	⑧		
		安平町環境基本条例	⑧		
		音更町公害防止条例	⑧		
		芽室町公害防止条例	⑧		
		幕別町公害防止条例	⑧		
		厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例	⑧		
		標津町公害防止条例	⑧		
		新十津川町環境基本条例	⑧		
		別海町公害防止条例	⑧		
		中頓別町環境基本条例	⑧		
		東川町美しい東川の風景を守り育てる条例	⑧		
		弟子屈町環境基本条例	⑧		
	青森県	むつ市	むつ市公害防止条例	⑧	
		黒石市	黒石市環境基本条例	⑧	
		五所川原市	五所川原市公害防止条例	⑧	
宮城県	大崎市	大崎市環境基本条例	⑦⑧		
	加美町	加美町環境基本条例	⑧		
	登米市	登米市環境基本条例	⑧		
秋田県	栗原市	栗原市環境基本条例	⑧	新規	
	大館市	大館市環境基本条例	⑧		
千葉県		大館市土壌搬入協議要綱	④		
	銚子市	銚子市環境保全条例	①⑧		
	館山市	館山市環境基本条例	⑧		
	木更津市	木更津市環境保全条例	⑧		
	野田市	野田市環境保全条例	⑧		
	茂原市	茂原市環境条例	⑧		
	成田市	成田市公害防止条例	⑧		
	佐倉市	佐倉市環境保全条例	⑧		
	東金市	東金市環境保全条例	①⑤⑧	改正	
	旭市	旭市環境保全条例	⑧		
	勝浦市	勝浦市環境保全条例	①⑧		
	流山市	流山市環境基本条例	⑧		
		流山市公害防止条例	⑤⑦⑧		
	我孫子	我孫子市環境条例	⑧		
	鴨川市	鴨川市環境条例	⑧		
	君津市	君津市環境保全条例	⑧		
	富津市	富津市環境保全条例	⑧		
	浦安市	浦安市環境保全条例	⑧	改正	
	四街道市	四街道市公害防止条例	⑧		
	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市環境条例	⑧		
	八街市	八街市環境保全条例	⑧		
	印西市	印西市環境保全条例	⑤⑧		
	富里市	富里市環境基本条例	⑧		
	南房総市	南房総市公害防止条例	⑧		
	匝瑳市	匝瑳市環境基本条例	⑧		
		匝瑳市環境保全条例	⑤⑧		
	香取市	香取市環境保全条例	⑤⑧		
	山武市	山武市公害防止条例	⑧		
	いすみ市	いすみ市環境保全条例	⑧		

(続き)

千葉県	酒々井町	酒々井町公害防止条例	⑧	
	栄町	栄町環境保全条例	⑧	
	神崎町	神崎町公害防止条例	⑧	
	多古町	多古町公害防止条例	⑧	
	東庄町	東庄町環境基本条例	⑧	
		東庄町公害防止条例	⑧	
	大網白里市	大網白里市環境保全条例	⑤⑧	
	芝山町	芝山町公害防止条例	⑧	新規
	横芝光町	横芝光町公害防止条例	⑧	
	一宮町	一宮町環境保全条例	⑧	
	睦沢町	睦沢町環境条例	⑧	
	長生村	長生村環境条例	⑧	
	白子町	白子町公害防止条例	⑧	
	長柄町	長柄町環境条例	⑧	
	長南町	長南町公害防止条例	⑥⑦⑧	
	大多喜町	大多喜町環境保全条例	⑤⑧	
	御宿町	御宿町環境保全条例	⑤	
	鋸南町	鋸南町公害防止条例	⑧	
	東京都	江東区	江東区マンション等の建設に関する条例	①
		江東区土壌汚染に係る事前協議要領	①	
荒川区		荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例	①	
		荒川区市街地整備指導要綱	①	
板橋区		板橋区土壌汚染調査・処理要綱	①④⑤	
足立区		足立区公共用地の取得、改変及び処分における土壌汚染への対応に関する基本方針	④	改正
		足立区土壌汚染対応検討会議設置要綱	④	改正
江戸川区		江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	④	
大田区		大田区土壌汚染防止指導事務処理要綱	③④	改正
羽村市		羽村市宅地開発等指導要綱	⑧	
新潟県	府中市	府中市自然環境の保全及び育成に関する条例	⑧	
		府中市環境基本条例	⑧	
		府中市開発事業に関する指導要綱	⑧	
	西東京市	西東京市工場・指定作業場が自主的に行う土壌汚染調査等に係る事務取扱指針	⑧	
	檜原村	檜原村環境基本条例	⑧	
	奥多摩町	奥多摩町環境基本条例	⑧	
	柏崎市	柏崎市環境基本条例	⑧	
		柏崎市公害防止条例	⑧	
	新発田市	新発田市環境基本条例	⑧	
	小千谷市	小千谷市環境基本条例	⑧	
		小千谷市公害防止条例	⑧	
	十日町市	十日町市住みよい環境づくり条例	⑧	
	見附市	見附市環境基本条例	⑧	
	燕市	燕市環境基本条例	⑧	
	糸魚川市	糸魚川市環境基本条例	⑧	
		糸魚川市公害防止条例	⑧	
		糸魚川市開発指導要綱	⑧	
	妙高市	妙高市環境基本条例	⑧	
		妙高市公害防止条例	⑧	
	妙高市宅地開発等指導要綱	⑧	改正	
五泉市	五泉市公害防止条例	⑧		
阿賀野市	阿賀野市環境基本条例	⑧		
佐渡市	佐渡市環境基本条例	⑧		
魚沼市	魚沼市環境基本条例	⑧		
	魚沼市生活環境保全条例	⑧		
南魚沼市	南魚沼市環境基本条例	⑧		
阿賀町	阿賀町のきれいな空気、おいしい水及び安全な土を守り続ける条例	⑧		
湯沢町	湯沢町環境基本条例	⑧		
関川村	関川村公害防止条例	⑧		
村上市	村上市環境基本条例	⑧		
聖籠町	聖籠町環境基本条例	⑧		
刈羽村	刈羽村環境基本条例	⑧		
	刈羽村公害防止条例	⑧		
静岡県	胎内市	胎内市環境基本条例	⑧	新規
	島田市	島田市環境基本条例	⑧	
	小山町	小山町地下水等汚染防止対策委員会設置要綱	⑤	
	川根本町	川根本町環境基本条例	⑧	新規
福井県	越前市	越前市環境基本条例	⑧	
	勝山市	勝山市公害防止条例	⑧	
長野県	岡谷市	岡谷市公害防止条例	⑧	
	伊那市	伊那市環境保全条例	⑧	

(続き)

長野県	中野市	中野市環境保全及び公害防止に関する条例	⑧		
	辰野町	辰野町公害防止条例	⑧		
	飯島町	飯島町さわやか環境保全条例	⑧		
	宮田村	宮田村環境保全条例	⑧		
	小布施町	小布施町生活環境保全に関する条例	⑧		
	南箕輪村	南箕輪村環境の保全に関する条例	⑧		
	駒ヶ根市	駒ヶ根市環境保全条例	⑧		
	木祖村	源流の里木祖村環境保全条例	⑧		
	高森町	高森町環境保全条例	⑧		
	岐阜県	美濃市	住みたいまち美濃市の環境を守る条例	⑦⑧	
中津川市		中津川市環境保全条例	⑧		
愛知県	下呂市	下呂市環境基本条例	⑧		
	瀬戸市	瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥		
		瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥		
	新城市	新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥		
		新城市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥		
	設楽町	設楽町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥		
		設楽町産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥		
	東栄町	東栄町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥		
		東栄町産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥		
	犬山市	犬山市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥		
西尾市	西尾市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥			
	豊根村	豊根村産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥		
滋賀県	野洲市	野洲市生活環境を守り育てる条例	①②⑤⑦⑧		
	高島市	高島市未来へ誇れる環境保全条例	⑦⑧		
	近江八幡市	近江八幡市環境保全に関する条例	⑧		
	草津市	草津市の良好な環境保全条例	⑧		
	愛荘町	やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例	⑤⑧		
	栗東市	栗東市生活環境保全に関する条例	⑧		
	大阪府	河内長野市	河内長野市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
		富田林市	富田林市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
		大阪狭山市	大阪狭山市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
		太子町	太子町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
河南町		河南町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥		
千早赤阪村		千早赤阪村汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥		
阪南市		阪南市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥		
松原市		松原市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥		
貝塚市		貝塚市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥		
和泉市		和泉市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥		
徳島県	熊取町	熊取町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥		
	能勢町	能勢町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥		
	泉佐野市	泉佐野市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	新規	
	勝浦町	勝浦町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	①②⑤⑥⑦		
		石井町	石井町土砂及び再生砕石等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	①⑦	
	阿南市	阿南市公害防止条例	⑤		
	佐那河内村	佐那河内村環境基本条例	⑧		
	松茂町	松茂町公害防止条例	④⑧		
		松茂町環境基本条例	⑧		
	福岡県	大牟田市	大牟田市環境基本条例	⑧	
小郡市		小郡市環境保全条例	⑧		
古賀市		古賀市環境基本条例	⑧		
		古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例	⑧		
宮若市		宮若市環境基本条例	⑧		
嘉麻市		嘉麻市環境基本条例	⑧		
鞍手町		鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会要綱	③		
みやこ町		みやこ町環境保全条例	④⑦		
東峰村		東峰村自然環境保全条例	⑧		
太宰府市		太宰府市環境基本条例	⑧		
熊本県	うきは市	うきは市環境基本条例	⑧		
	香春町	香春町環境基本条例	⑧		
	新宮町	新宮町開発行為等指導要綱	⑧		
		新宮町環境基本条例	⑧		
	飯塚市	飯塚市環境基本条例	⑧		
	行橋市	行橋市環境基本条例	⑧	新規	
	桂川町	桂川町公害防止条例	⑤	新規	
	南関町	南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	⑦		
	宮崎県	都城市	都城市環境保全条例	⑧	

(続き)

鹿児島県	始良市	始良市環境基本条例	⑧
	指宿市	指宿市環境保全条例	⑧
	垂水市	垂水市環境基本条例	⑧
	日置市	日置市環境保全条例	⑧
	鹿屋市	鹿屋市環境基本条例	⑧
	志布志市	志布志市環境基本条例	⑧
	奄美市民	奄美市民の環境を守る条例	⑧
	さつま町	さつま町環境基本条例	⑧
	曾於市	曾於市環境基本条例	⑧
	南九州市	南九州市環境基本条例	⑧

- ① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けているもの(法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているものも含む)
- ② 土壤汚染の有無の判断基準として、法の汚染状態に関する基準以外の独自の基準を設けているもの
- ③ 土壤汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壤汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの
- ④ その他、土壤汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの
- ⑤ 土壤汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの
- ⑥ 汚染土壤処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壤汚染の未然防止を図るもの
- ⑧ 土壤汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの

**政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、埋立て等による
 土壌汚染の防止を図る条例等（令和3年度末）
 （下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの）**

秋田県 茨城県	大館市	大館市環境保全条例	
	日立市	日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	常陸太田市	常陸太田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	高萩市	高萩市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例	
	北茨城市	北茨城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	笠間市	笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	ひたちなか市	ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	常陸大宮市	常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	那珂市	那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	小美玉市	小美玉市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	茨城町	茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	大洗町	大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	城里町	城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	東海村	東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	大子町	大子町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	土浦市	土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	石岡市	石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	取手市	取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	牛久市	牛久市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	守谷市	守谷市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	稲敷市	稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	かすみがうら市	かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	つくばみらい市	つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	美浦村	美浦村土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	阿見町	阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	河内町	河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	利根町	利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	古河市	古河市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	結城市	結城市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	下妻市	下妻市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例	改正
	常総市	常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	鹿嶋市	鹿嶋市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	改正
	潮来市	潮来市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	筑西市	筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	坂東市	坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	桜川市	桜川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	神栖市	神栖市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	行方市	行方市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	銚田市	銚田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
八千代市	八千代市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例		
五霞町	五霞町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例		
境町	境町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例		
栃木県	足利市	足利市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	
	栃木市	栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	改正
	佐野市	佐野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	
	鹿沼市	鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	
	日光市	日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	
	小山市	小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	
	真岡市	真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	改正
	大田原市	大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	改正
	矢板市	矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	
	上三川町	上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	
	益子町	益子町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	改正
	茂木町	茂木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	改正
	市貝町	市貝町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	改正
	芳賀町	芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	改正
壬生町	壬生町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例		
野木町	野木町うるおいのあるまちづくり条例		

(続き)

栃木県	塩谷町	塩谷町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
	高根沢町	高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
	那須町	那須町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	改正	
	那須塩原市	那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	改正	
	さくら市	さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	改正	
	那須烏山市	那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
	那珂川町	那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	改正	
	下野市	下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
	桐生市	桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
	板倉町	板倉町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
	邑楽町	邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
	藤岡市	藤岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
	洪川市	洪川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	富岡市	富岡市土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	下仁田町	下仁田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	千代田町	千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	玉村町	玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	沼田市	沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	安中市	安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	みなかみ町	みなかみ町土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	中之条町	中之条町土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	みどり市	みどり市土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	館林市	館林市土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	甘楽町	甘楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	片品村	片品村土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	昭和村	昭和村土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	明和町	明和町土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	高山村	高山村土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	川場村	川場村土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	神流町	神流町土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	上野村	<u>上野村土砂等による埋立て等の規制に関する条例</u>	新規	
	榛東村	<u>榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例</u>	新規	
	吉岡町	<u>吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例</u>	新規	
	埼玉県	行田市	行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
		秩父市	秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例	
		飯能市	飯能市環境保全条例	
		加須市	加須市環境保全条例	
		本庄市	本庄市土砂の堆積の規制に関する条例	
		東松山市	東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例	
		狭山市	狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
		羽生市	羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
深谷市		深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例		
上尾市		上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例		
入間市		入間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
和光市		和光市土砂等のたい積の規制に関する条例		
新座市		新座市土砂等のたい積の規制に関する条例		
桶川市		桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例		
久喜市		久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
北本市		北本市土砂等のたい積の規制に関する条例		
八潮市		八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例		
三郷市		三郷市土砂のたい積の規制に関する条例		
蓮田市		蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
坂戸市		坂戸市環境保全条例		
幸手市		幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例		
鶴ヶ島市		鶴ヶ島市の環境を保全する条例		
日高市		日高市環境保全条例		
吉川市		吉川市環境保全条例		
白岡市		白岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
毛呂山町		毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する条例		
越生町		越生町土砂のたい積の規制に関する条例		
滑川町		滑川町土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例		
嵐山町	嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例			
小川町	小川町環境保全条例			
川島町	川島町環境保全条例			

(続き)

埼玉県	吉見町	吉見町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
	鳩山町	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例		
	ときがわ町	ときがわ町環境保全条例		
	横瀬町	横瀬町土砂等のたい積の規制に関する条例		
	皆野町	皆野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
	小鹿野町	小鹿野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
	東秩父村	東秩父村埋土及び盛土等規制条例		
	美里町	美里町土砂のたい積の規制に関する条例		
	神川町	神川町土砂のたい積の規制に関する条例		
	宮代町	宮代町土砂のたい積の規制に関する条例		
	杉戸町	杉戸町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
	松伏町	松伏町環境保全条例		
	朝霞市	朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例		
	寄居町	<u>寄居町土砂のたい積の規制に関する条例</u>	新規	
	千葉県	銚子市	銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	改正
		館山市	館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	改正
		木更津市	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
野田市		野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
茂原市		茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	改正	
成田市		成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例		
佐倉市		佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例		
東金市		東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例		
旭市		旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	改正	
習志野市		習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
勝浦市		勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
流山市		流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
八千代市		八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
我孫子市		我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	改正	
鴨川市		鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
鎌ケ谷市		鎌ケ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
君津市		君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
富津市		富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
四街道市		四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
袖ヶ浦市		袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
八街市		八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例		
印西市		印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
白井市		白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
富里市		富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
南房総市		南房総市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
匝瑳市		匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例		
香取市		香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
山武市		山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例		
いすみ市		いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
酒々井町		酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
栄町		栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		
神崎町		神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例		
多古町		多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例		
東庄町	東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例			
大網白里市	大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例			
九十九里町	九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例			
芝山町	芝山町土砂等埋立て等規制条例			
横芝光町	横芝光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例			
一宮町	一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例			
睦沢町	睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例			
長生村	<u>長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u>	新規		
白子町	白子町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例			
長柄町	長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例			
長南町	長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例			
大多喜町	大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例			
御宿町	御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例			
鋸南町	鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例			
東京都	青梅市	青梅市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
	あきる野市	あきる野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
	日の出町	日の出町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		

(続き)

神奈川県	秦野市	秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例	
	伊勢原市	伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例	
	南足柄市	南足柄市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	中井町	中井町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
静岡県	大井町	大井町土地の埋立て等の規制に関する条例	
	三島市	三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	裾野市	裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	牧之原市	牧之原市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例	
長野県	小山町	<u>小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</u>	新規
	函南町	<u>函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</u>	新規
	富士宮市	<u>富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</u>	新規
	信濃町	信濃町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例	
岐阜県	美濃市	住みたいまち美濃市の環境を守る条例	
	中津川市	中津川市埋立て等の規制に関する条例	
	本巣市	本巣市砂利採取事業等に関する指導要綱	
	大野町	大野町埋め立て等の規制に関する条例	
愛知県	輪之内町	<u>輪之内町埋立て等の規制に関する条例</u>	新規
	みよし市	みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	
	犬山市	犬山市埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例	
	大口町	大口町地下水の保全に関する条例	改正
	阿久比町	阿久比町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	
	豊明市	豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例	改正
	日進市	土砂の採取及び埋立てに関する条例	
	東郷町	東郷町土質等規制条例	
	美浜町	美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例	改正
	扶桑町	扶桑町埋立て等の規制に関する条例	
	刈谷市	刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例	
	尾張旭市	尾張旭市土砂等の埋立て等に関する条例	改正
	西尾市	西尾市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	
	長久手市	長久手市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例	
	南知多町	南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	
	武豊町	武豊町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	
	常滑市	常滑市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	
三重県	半田市	半田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	大府市	大府市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例	
	伊賀市	伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生防止に関する条例	
	尾鷲市	尾鷲市土砂等の埋め立て等の規制に関する条例	
滋賀県	紀北町	紀北町生活環境の保全に関する条例	改正
	野洲市	野洲市生活環境を守り育てる条例	
	高島市	高島市未来へ誇れる環境保全条例	
京都府	愛荘町	やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例	
	亀岡市	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例	
大阪府	八幡市	八幡市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採取事業の規制に関する条例	
	京田辺市	京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	京丹波町	京丹波町の環境保全等に関する条例	
	城陽市	城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例	
	京丹後市	京丹後市開発等に関する条例	
	宇治田原町	宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	
	和東町	和東町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積等の規制に関する条例	
	富田林市	富田林市土砂埋め立て等による土壌汚染及び災害を防止するための規制条例	
	岬町	岬町土砂等による埋め立て、盛り土又はたい積行為の規制に関する条例	
	柏原市	柏原市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例	
	河内長野市	河内長野市土砂埋め立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例	
	和泉市	和泉市生活環境の保全等に関する条例	
	河南町	河南町土砂埋立て等の規制に関する条例	
	貝塚市	貝塚市土砂埋立て等の規制に関する条例	
兵庫県	池田市	池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	能勢町	能勢町土砂埋立て等の規制に関する条例	
	阪南市	阪南市土砂埋立て等に関する条例	
	洲本市	五色町における土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例	
	南あわじ市	西淡町における土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例	
	淡路市	淡路市における残土埋立事業の適正化に関する条例	

(続き)

奈良県	天理市	天理市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例		
	五條市	五條市土砂等の埋立て等の規定に関する条例		
	御所市	御所市土砂等による堆積行為の規制に関する条例		
	生駒市	生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
	葛城市	葛城市土砂等による埋立等の規制に関する条例		
	宇陀市	宇陀市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生防止に関する条例		
	平群町	平群町土砂等による埋立て等の規制に関する条例		
	御杖村	御杖村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
	高取町	高取町土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例	改正	
	大淀町	大淀町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
和歌山県	山添村	山添村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
	下市町	下市町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	新規	
	湯浅町	湯浅町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
	橋本市	橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
	紀の川市	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
徳島県	阿南市	阿南市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例		
	勝浦町	勝浦町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
	石井町	石井町土砂及び再生砕石等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例		
愛媛県	今治市	吉海町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例		
高知県	須崎市	須崎市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例		
	福岡県	豊前市	豊前市土砂等のたい積の規制に関する条例	
熊本県	みやこ町	みやこ町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例		
	吉富町	吉富町土砂等のたい積の規制に関する条例		
	上毛町	上毛町土砂等のたい積の規制に関する条例		
	築上町	築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例		
	南関町	南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例		
	大分県	豊後高田市	豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	杵築市	杵築市土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例		
	日出町	日出町土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例		
	国東市	国東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例		
	佐伯市	佐伯市埋立て等規制条例		
鹿児島県	中津市	中津市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例		
	姫島村	姫島村土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例		
	宇佐市	宇佐市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例		
	志布志市	志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		

6.6 事務権限を委譲している自治体

地方自治法に基づき、政令市以外の市町村へ法の事務権限を委譲している都道府県及び委譲を受けている市町村を表 6-7 に示す。事務権限を委譲している都道府県は7自治体、委譲を受けている市町村は30自治体であった。

表 6-7 地方自治法に基づき市町村へ事務権限を委譲している都道府県及び事務権限の委譲を受けている市町村（令和3年度）

地方自治法に基づき市町村へ事務権限を委譲している都道府県	地方自治法に基づき事務権限の委譲を受けている市町村
岩手県	花巻市
	北上市
	宮古市
茨城県	笠間市
	古河市
埼玉県	久喜市
福井県	鯖江市
大阪府	池田市
	箕面市
	豊能町
	能勢町
	松原市
	大阪狭山市
	富田林市
	河内長野市
	熊取町
	太子町
	河南町
	千早赤阪村
	泉大津市
	忠岡町
	和泉市
	貝塚市
	阪南市
泉佐野市	
鳥取県	岩美町
	八頭町
	智頭町
	若桜町
岡山県	新見市

6.7 基金・補助融資制度等

1) 土壌汚染対策基金に係る要綱等の策定状況

土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等の策定状況を表 6-8 に示す。

表 6-8 土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等

自治体名	要綱等名称	策定年度
さいたま市	さいたま市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成19年度
岐阜市	岐阜市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成25年度
大阪市	大阪市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成18年度

2) 補助融資制度の保有状況

各自治体における補助融資制度の保有状況等を表 6-9 から表 6-13 に示す。なお、令和 2 年度以降の制定状況については、隔年で調査を実施している。補助や融資制度を有している自治体は、13 自治体であった。

表 6-9 補助融資制度の有無

(件数)

補助融資制度の有無	都道府県・政令市の数																	
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R3
補助融資制度を有している	39	37	37	37	33	34	33	32	33	29	25	26	26	25	24	22	15	13
補助融資制度はない	107	110	110	111	120	120	122	123	122	127	132	132	132	133	134	136	143	145
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155	156	157	158	158	158	158	158	158	158

表 6-10 補助融資制度の利用有無（令和 3 年度）

補助融資制度の利用の有無	都道府県・政令市の数
当該年度末に補助融資制度があると回答した自治体数	13
当該年度に補助融資制度が利用されたことがある	0
当該年度に補助融資制度が利用されたことはない	13

表 6-11 補助融資制度の財政的支援の対象

(件数)

財政的支援の対象	都道府県・政令市の数																	
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R3
土壌汚染の調査	—	12	13	14	15	15	14	13	14	13	11	11	12	12	11	12	7	5
土壌汚染対策	—	21	18	23	25	26	25	23	25	22	21	19	22	21	20	18	15	11
モニタリング	—	4	4	5	6	7	6	6	7	7	8	6	6	6	6	6	5	2
その他	—	6	8	7	7	10	10	11	9	8	6	5	3	3	4	3	3	2
合計	—	43	43	49	53	58	55	53	55	50	46	41	43	42	41	39	30	20

注) 制度によっては複数の支援対象が有る。

都道府県・政令市が定めている補助融資制度（令和3年度）

栃木県	栃木県環境保全資金融資制度
群馬県	群馬県環境生活保全創造資金
千葉県	千葉県中小企業振興資金
新潟県	新潟県環境保全資金融資制度
石川県	石川県環境保全融資金制度
三重県	三重県中小企業融資金制度
愛媛県	愛媛県環境保全施設等整備資金融資制度
福岡県	環境保全施設等整備資金融資制度
金沢市	金沢市産業振興資金
長野市	長野市中小企業進行資金融資制度
名古屋市	環境保全・省エネルギー設備資金融資
岡崎市	岡崎市環境対策資金融資あっせん制度
福岡市	福岡市商工会融資金制度

表 6-12 補助融資制度の制定・改正予定

(件数)

制定・改正予定	都道府県・政令市の数																	
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R3
具体的に検討している	2	0	1	3	2	2	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
具体的予定はないが必要である	29	31	40	40	39	37	36	34	33	30	24	24	25	21	21	18	15	5
現在は必要ない	115	116	106	105	112	115	119	119	122	126	132	134	133	137	137	140	143	153
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155	156	157	158	158	158	158	158	158	158

表 6-13 補助融資制度の必要性に関する主な理由・背景（令和3年度）

自治体	補助融資制度の制定・改正を「具体的に検討している」もしくは「具体的予定はないが必要である」と回答した理由・背景
A	土地所有者等の資金不足により、土壌汚染状況調査や措置等を実施できない事態が発生する可能性があるため。
B	中小事業者支援の観点から補助融資制度は必要と考えるが、汚染原因者負担の原則などを考慮する必要がある。
C	補助融資制度を設けることにより、土地所有者等が積極的に土壌調査等を実施するきっかけとなる。所管自治体としても、補助融資制度を紹介することにより、法令に基づいた自主調査等を促しやすいとするため。

注) 「具体的予定はないが必要である」と回答した5自治体のうち、3自治体において理由・背景について回答があった。

3) 基金等の状況

汚染原因者が不在又は費用負担能力がない場合に、土壌汚染の調査や回復対策に利用できる基金等の保有状況を表 6-14 に示す。なお、令和 2 年度以降の制定状況については、隔年で調査を実施している。基金等を保有していないという回答のうち「必要性について判断できない」が 135 自治体と最も多く、次に 17 自治体の「現在検討も行っていないが、必要である」であった。

表 6-14 基金等の保有状況

基金等の保有状況等	都道府県・政令市の数																	
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R3
ある	1	1	2	2	3	3	3	3	2	2	3	3	1	1	1	1	1	0
うち、当該年度に使用された件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
ない(現在のところ特にないが、検討を行っている)	0	0	2	2	3	3	2	2	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0
ない(現在検討も行っていないが、必要である)	54	57	64	59	54	55	54	58	54	55	53	52	52	54	53	37	26	17
ない(必要性について判断できない)	82	79	70	75	79	80	80	78	84	88	90	92	94	93	92	105	121	135
ない(その他)	9	10	9	10	12	13	16	14	14	10	11	11	11	10	11	15	9	6
回答自治体数	146	147	147	148	151	154	155	155	155	156	157	158	158	158	158	158	158	158

6.8 その他の取組

6.8.1 電子システムによる届出等書類の受付状況

令和3年度における電子システムによる届出等書類の受付状況を表 6-15 に示す。電子システムによる届出等書類の提出を受付けている自治体は17自治体であった。

表 6-15 電子システムによる届出等書類の受付状況（令和3年度）

受付状況	都道府県・政令市の数
電子システムによる提出を受けている	17
電子システムの導入を検討している	16
いずれも該当なし	125

6.8.2 自治体の搬出通知等の状況

令和3年度における自治体の搬出通知等の状況を表 6-16 に示す。14自治体が法第16条に基づく搬出届出書又は搬出変更届出書の届出を受けた際に当該届出に記載されている積替え、保管施設等のある場所が他の自治体であったことから、当該自治体に搬出通知等を行った。搬出通知等を行った件数は37件であった。

表 6-16 自治体の搬出通知等の状況（令和3年度）

（搬出通知等件数：複数回答有）

搬出通知等の状況	都道府県・政令市の数	搬出通知等件数
積替え、保管施設等がある場所が他の自治体であって搬出通知等を行った	14	37

6.8.3 立入検査に関する状況

令和3年度における積替え場所、保管施設又は汚染土壌処理施設に対する立入検査の実施状況を表6-17に示し、立入検査に関する実施要領・マニュアル等の策定状況を表6-18に示す。法第54条第3項に基づく立入検査の実施は3件、法54条第4項に基づく立入検査の実施は34件であった。実施要領・マニュアル等の策定状況は「積替え場所」が1件、「保管施設」が2件、「汚染土壌処理施設」が8件であった。

表6-17 立入検査の実施状況（令和3年度）

(都道府県・政令市の数：複数回答有)

立入検査の対象	都道府県・政令市の数
汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壌の運搬を行った者(法第54条第3項)	3
うち、他の自治体から搬出通知等を受けたもの	1
汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者(法第54条第4項)	34

表6-18 立入検査に関する実施要領・マニュアル等の策定状況（令和3年度）

(都道府県・政令市の数：複数回答有)

立入検査対象施設	都道府県・政令市の数
積替え場所	1
保管施設	2
汚染土壌処理施設	8

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。